

目 次

○第1号（9月3日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について	6
日程第 4 議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
日程第 5 認定第 1号 平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	11
日程第 6 認定第 2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	25
日程第 7 認定第 3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	27
日程第 8 認定第 4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	29
日程第 9 認定第 5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	34
日程第10 認定第 6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	36
日程第11 認定第 7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	38
日程第12 認定第 8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	42

日程第13	認定第9号	平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	45
日程第14	議案第40号	平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)	50
日程第15	議案第41号	平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)	56
日程第16	議案第42号	平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	57
日程第17	議案第43号	平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	59
日程第18	議案第44号	平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	60
日程第19	議案第45号	平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	61
日程第20	議案第46号	平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	63
日程第21	議案第47号	平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)	64
日程第22	同意第2号	吉岡町教育委員会委員の任命について	65
日程第23	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	66
日程第24	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	67
日程第25	議長報告	群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について(依頼)	68
散	会		68

○第2号(9月7日)

議事日程	第2号	69
本日の会議に付した事件		69
出席議員		70
欠席議員		70
説明のため出席した者		70
事務局職員出席者		70
開	議	71
日程第1	一般質問	71
	◇五十嵐善一君	71

◇山畑祐男君	9 0
◇飯島 衛君	1 0 8
◇小池春雄君	1 2 4
散 会	1 4 1

○第3号（9月14日）

議事日程 第3号	1 4 3
本日の会議に付した事件	1 4 4
出席議員	1 4 5
欠席議員	1 4 5
説明のため出席した者	1 4 5
事務局職員出席者	1 4 5
開 議	1 4 6
日程第 1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告）	1 4 6
日程第 2 議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 5 0
日程第 3 委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告）	1 5 0
日程第 4 認定第 1号 平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	1 5 1
日程第 5 認定第 2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 2
日程第 6 認定第 3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 2
日程第 7 認定第 4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 3
日程第 8 認定第 5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 3
日程第 9 認定第 6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 3
日程第10 認定第 7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 4
日程第11 認定第 8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳	

		入歳出決算認定について……………	154
日程第12	認定第9号	平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について……………	155
日程第13	議案第40号	平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)……………	155
日程第14	議案第41号	平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)……………	156
日程第15	議案第42号	平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)……………	156
日程第16	議案第43号	平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	157
日程第17	議案第44号	平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)……………	157
日程第18	議案第45号	平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	157
日程第19	議案第46号	平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)……………	158
日程第20	議案第47号	平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)……………	158
日程第21	発委第1号	群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について……………	159
日程第22		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	164
日程第23		総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	164
日程第24		文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	165
日程第25		産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	165
日程第26		予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	165
日程第27		議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	165
日程第28		議会議員の派遣について……………	166
		町長挨拶……………	166
		閉会……………	167

平成30年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成30年9月3日（月曜日）

議事日程 第1号

平成30年9月3日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 認定第 1号 平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 認定第 2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 認定第 3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 認定第 4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 認定第 5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 認定第 6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 認定第 7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 認定第 8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)

- 日程第13 認定第 9号 平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 議案第40号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第41号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第42号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第43号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第44号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第45号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第46号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第47号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 同意第 2号 吉岡町教育委員会委員の任命について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第23 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第24 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第25 議長報告 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について(依頼)
(付託)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	高田栄二君
財務課長	高橋淳巳君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	米沢弘幸君	産業建設課長	石田哲保君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	小林康弘君	代表監査委員	落合一宏君

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（馬場周二君） 皆さん、おはようございます。朝早くから大変ご苦労さまでございます。

台風21号が本土に近づいております。被害のないことを願っております。

本日、平成30年第3回吉岡町議会定例会が開会されます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、平成30年第3回吉岡町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

石関町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位出席のもと開会できますことに心から感謝と御礼を申し上げます。

皆様方もご存じのように、8月10日に群馬県の防災ヘリコプター「はるな」が中之条町の山中に墜落するという痛ましい事故が発生をいたしました。この事故により多くの人命を救ってきた群馬県防災航空隊員4名及び吾妻広域消防本部職員5名のとうとい人命が失われました。お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表したいとともに、ご遺族並びに関係者の皆様には心からお悔やみを申し上げます。

ことしの夏は、記録的な猛暑ということで、全国各地で最高気温の記録更新のニュースが報じられたところでもあります。しかし、季節は確実に変わっていることが朝晩に感じられるきょうこのごろであります。

また、これから台風の接近や大雨による被害が心配される季節でもあります。7月には西日本の集中豪雨による大変な災害が発生していましたが、防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければならないと思っております。

さて、本定例会では、平成29年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定を初めといたします議案18件、報告1件、同意1件、諮問2件を上程させていただきました。議案18件のうち9件が平成29年度の決算認定、8件が補正予算、条例改正が1件でございます。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり認定、可決及び同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日は大変お世話になります。

諸般の報告

議長（馬場周二君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（馬場周二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、15番岸 祐次議員、1番富岡大志議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（馬場周二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定は、議会運営委員会に付託してあります。岸委員長からの委員長報告を求めます。

岸議員。

〔議会運営委員長 岸 祐次君登壇〕

議会運営委員長（岸 祐次君） 15番岸です。ご報告します。

8月27日、月曜日、全員協議会室で議会運営委員会を開催し、平成30年第3回定例会の会期について協議を行いました。

会期は、本日9月3日、月曜日、開会から9月14日、金曜日、閉会までの12日間です。

一般質問は、9月7日、金曜日の1日限りであります。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（馬場周二君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの岸委員長の報告のとおり、会期は本日9月3日から14日までの12日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの12日間と決定しました。なお、日程はお手元に

配付したとおりであります。

日程第3 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（馬場周二君） 日程第3、報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告申し上げます。

報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明を申し上げます。

町では平成29年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月3日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によって議会に報告をするものであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため比率なしとなっております。実質公債費比率は10.5%で、前年度比0.2%のマイナス、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源が上回ったため、前年度に引き続き比率なしとなりました。資金不足比率につきましては、資金不足額がないため比率なしとなっております。

なお、詳細につきましては、財務課長より報告をさせます。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率報告について報告させていただきます。

こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであり、いずれも平成29年度の決算に基づき算定した数値となっております。

なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことをいいます。

初めに、実質赤字比率ですが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。

平成29年度実質赤字額はありませんでしたので、実質赤字比率につきましては、比率なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは一般会計、特別会計、水道事業会計など、全て

の会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となっております。平成29年度は全ての会計において赤字額がなかったため、連結実質赤字比率につきましても比率なしとなっております。

次に、実質公債費比率ですが、地方債の元利償還金とこれに準ずる一部事務組合や公営企業会計の地方債の償還に対する負担金等の準元利償還金などが一般財源のうちどのくらいの割合を占めるかを指標化したものとなります。吉岡町の実質公債費比率は10.5%で、前年度比0.2%のマイナスとなりました。0.2ポイント率が改善した要因といたしましては、実質公債費比率の算定式において分子の構成要因の一つである準元利償還金が減少したこと、また、分母においては税收の増などから、標準財政規模が増加したことなどにより、平成29年度単年度での比率が減少し、その結果、過去3カ年の平均値をとる実質公債費比率が改善されました。

また、平成29年度に実施いたしました臨時財政対策債の繰り上げ償還に伴う比率への影響といたしましては、平成30年度以降反映されていくことと想定されます。

なお、早期健全化基準は25%であり、吉岡町は基準以下となっております。

次に、将来負担比率ですが、将来負担比率は、一般会計などの借入金や一部事務組合へ将来支払っていく可能性のある負担金など、現時点での残高の程度を指標化したもので、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。早期健全化基準は350%となっておりますが、吉岡町では将来負担額が充当可能財源等を上回ったため、前年度に引き続き比率は発生しませんでした。

次に、資金不足比率ですが、こちらは水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、いずれも資金の不足はなく、資金不足比率につきましては、比率なしとなっております。

なお、監査委員さんには、平成30年8月3日に審査をお願いし、平成30年8月8日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、適正に算定されているとの確認をいただきました。

本町の比率につきましては、いずれも早期健全化基準等を下回っており、健全な財政となっておりますが、今後も各事業を精査し、財源確保を図り、より一層財政の健全化に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。実質公債費比率についてお尋ねいたします。

過去4年間続けて質問してきたわけですが、今回5回目で、今までは0.5%

ずつ上昇して、これに対しまして財政を圧迫するのではないか、改善を求めるということをずっと申してまいりました。

今回、昨年度0.2%減となって、改善ということですが、その後臨時財政対策債の繰り上げ延長を行われたための、これ以降も来年度から改善が見込まれるということでございます。

今まで5%ずつ上昇していたわけでございますが、これから来年度から当然ながら改善が見込まれているわけでございますけれども、もし来年もここにいるか、いられるかわからないものですから、一応お尋ねいたします。パーセントとして当然ながら、繰り上げ返還が、償還があるものですから、それなりのパーセントが減少されると思うわけでございます。そのくらいの見込みをお尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 臨時財政対策債の繰り上げ償還につきまして、去年4億円ほど行ったわけですが、こちらに関しましては、本年度の30年度の決算から償還額から大分、6,000万円から7,000万円、年額で公債費が減ることとなります。

その結果、単年度の数値であります。実質公債費比率につきましては、30年度以降単年度で0.5%ずつぐらいい減っていくのかなと思われ。ただ、先ほどの説明でも申し上げたとおり、3カ年の平均という形になりますので、来年度いきなり0.5下がるということではありませんので、来年度、再来年度、また翌年という形で徐々に下がっていくと予想されております。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第4、議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い改めるものでございます。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の改正を行うものであります。

本条例は、保育者が保育者の居宅等で保育を行うに当たり必要となる基準を定める条例ですが、今回の省令の施行に伴い、代替保育に係る連携施設の要件緩和及び食事提供に関する搬入施設の緩和であります。

それでは、吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということでお願いするものでございます。

旧の第5条第5項中の下線、「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める改正。

第6条第1項中「。以下同じ」を加える改正。

4ページに移りまして、第45条「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める改正。

5ページに移りまして、附則第3条「第6条本文」を「第6条第1項本文」に改める改正については、本条例の一部改正で第6条に新たな項が加えられることに伴う所要の改正となります。

次に、ページを戻りまして、2ページをごらんください。

第6条に第2項及び第3項を新設する改正で、これは、代替保育に係る連携施設の確保義務を緩和するものです。

次に、3ページをごらんください。

第16条第2項に第4号を新設する改正で、これは家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大を図るものです。

次に、4ページをごらんください。

附則第2条、「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加える改正で、これは、本条例一部改正で第2項が加えられることに伴う所要の改正となります。

次に、5ページをごらんください。

附則第2条に第2項を加えるもので、これは食事の提供に関する基準が法施行後5年間猶予されていたものを10年間に延長する改正になります。

議案書の2ページをごらんください。

附則とし、この条例は公布の日から施行するであります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） この中で、附則第2条の第2項、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法により行うために必要な体制を確保するように努めなければならないとなっております。この判断をしますと、家庭の中におきまして調理施設等の利用するに当たって方法等を検討するような形になっておると思うわけですが、家庭の中における調理施設関係の中におきまして、ここら辺はどこら辺の、具体的な判断としてどこら辺の基準があるか、これをお尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ご質問の件ですが、家庭的に保育事業を行うに当たりまして、その居宅、保育者の自宅である場合にあっても調理場等を設置しなければいけないというふうに省令ではなっているのですが、この法律を施行するに当たりまして、当面5年間はそういった設備は設置しなくていいということでありましたが、今年度その法律が切れるということでありまして、さらに5年間延長するというので、本来であれば調理場等を設置を別にしなければいけないものを今の段階では猶予するということになっております。以上です。

議長（馬場周二君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。暫時休憩をいたします。

午前9時51分休憩

午前9時52分再開

議 長（馬場周二君） では、再開いたします。

日程第5 認定第1号 平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議 長（馬場周二君） 日程第5、認定第1号 平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第1号 平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） 説明申し上げます。

本決算書は、1ページから376ページまでとなっております、別冊として1ページから202ページまでの主要施策の成果説明書及びA4判でホッチキスどめの平成29年度決算参考資料を添付しております。

別冊の主要施策の成果説明書は、一般会計から各特別会計の主要な施策の成果等について、課、局ごとに記載しております。

A4判ホッチキスどめの平成29年度決算参考資料につきましては、資料番号1として、一般会計主要事業決算状況一覧表、資料番号2として、一般会計歳入年次推移（収入済額）、資料番号3として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金の推移、資料番号4として、自治会関係支出金一覧、資料番号5として、町債年度末現在高、資料番号6として、不納欠損額の年次推移、資料番号7として、一般会計繰越明許計算書関係、資料番号8として、引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費（平成29年度決算）、資料番号9として、用語解説を掲載しております。参考にごらんいただければと思います。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。初めに3ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書で、歳入総額は73億1,674万3,

833円、歳出総額は72億2,164万4,143円、歳入歳出差し引き額は9,509万9,690円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は6,998万8,000円、実質収支額は2,511万1,690円でした。

前年度と比較しますと、歳入総額につきましては6,937万4,944円の増、増減率では1.0%の増でした。歳出総額につきましては4,556万9,152円の増、0.6%の増でした。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

続いて、決算書4ページから7ページは一般会計歳入歳出決算書の歳入、8ページから11ページは、その歳出となっております。12、13ページは、歳入歳出事項別明細書の総括で、歳入の部となっております。

14ページ、15ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、1款町税の収入済額合計は25億123万4,547円で、平成28年度と比較しますと4,969万3,041円の増、増減率では2.0%の増となっております。収納率は95.9%で、前年度と同率でした。

1款1項の町民税の収入済額は11億5,542万3,888円、不納欠損額は157万8,821円、収入未済額は4,078万2,969円でした。不納欠損の該当者は、個人6人、法人3社、収入未済の該当者は、個人356人、法人31社でした。

2項固定資産税は、収入済額11億12万4,533円、不納欠損額は239万8,576円、収入未済額は6,030万6,285円でした。不納欠損の該当者は10人、収入未済の該当者は352人でした。

3項軽自動車税は、収入済額6,288万3,209円、不納欠損額は6万9,500円、収入未済額は194万8,500円でした。不納欠損の該当者は7人、収入未済の該当者は215人でした。

4項町たばこ税は、収入済額1億6,128万2,407円。

5項入湯税は、収入済額1,152万510円でした。

町税の収入状況等は、別冊の主要施策の成果説明書の39ページをごらんください。

町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の平成27年度から平成29年度までの収入状況を記載しております。

また、不納欠損額については、別添の決算参考資料、ホッチキスどめの決算参考資料の資料番号6、不納欠損額の年次推移に一般会計と特別会計を記載しております。一般会計は1ページから2ページ、特別会計は3ページからとなっております。参考にごらんいただければと思います。

決算書14ページ、15ページに戻っていただきまして、中段より少し下で2款地方譲

与税は、収入済額8,826万4,000円、前年度と比較しますと151万8,000円の増、増減率では1.7%の増でした。

3款利子割交付金は、収入済額425万6,000円、前年度比185万3,000円の増、77.1%の増でした。

一番下の行へいきまして、4款配当割交付金は、収入済額1,176万8,000円、前年度比406万3,000円の増、52.7%の増でした。

決算書16ページ、17ページに移りまして、5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額1,207万6,000円、前年度比756万2,000円の増、167.5%の増でした。

6款地方消費税交付金は、収入済額3億5,036万3,000円、前年度比3,015万円の増、9.4%の増でした。

7款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額148万1,476円、前年度比19万1,194円の増、14.8%の増でした。

8款自動車取得税交付金は、収入済額2,746万7,000円、前年度比762万円の増、38.4%の増でした。

9款地方特例交付金は、収入済額2,656万8,000円、前年度比264万8,000円の増、11.1%の増でした。

一番下の行へいきまして、10款地方交付税は、収入済額11億5,293万9,000円、前年度比3,933万2,000円の減、3.3%の減でした。

決算書18、19ページに移りまして、11款交通安全対策特別交付金は、収入済額365万2,000円、前年度比21万円の減、5.4%の減でした。

別添の決算参考資料、資料番号9、用語解説の5ページから8ページには地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。参考にごらんいただければと思います。

決算書18ページ、19ページに戻りまして、中段で12款分担金及び負担金は、収入済額1億5,563万9,480円、前年度と比較して230万5,190円の減、1.5%の減でした。1項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金で保育運営費保護者負担金において不納欠損額71万4,000円、収入未済額749万5,850円となっております。不納欠損の該当者は9人、収入未済額該当者は63人でした。

続いて、13款使用料及び手数料は、収入済額3,490万9,666円、前年度比92万4,488円の減、2.6%の減でした。1項使用料1目農林水産使用料は、収入済額390万円。一番下の行で2目土木使用料は、収入済額1,406万7,524円でした。

決算書20ページ、21ページに移りまして、上段の2節住宅使用料は、収入済額1,173万9,350円、収入未済額は363万2,980円で、収入未済の該当は8件でした。3目教育使用料は、収入済額539万6,840円でした。

2項手数料は、1目総務手数料から2目衛生手数料、3目農業手数料まで、収入済額1,154万5,302円でした。

決算書の22ページ、23ページに移りまして、14款国庫支出金は、収入済額10億7,670万855円、前年度と比較しますと1億9,503万6,073円の減、15.3%の減となっております。減額の主な要因といたしましては、平成28年度に実施した子ども・子育て支援整備交付金（学童クラブ施設新築事業）の完了による3,077万4,000円の減、公立学校施設整備費国庫負担金（明治小学校校舎増築事業）の完了による9,394万7,000円の減、児童福祉費国庫補助金で私立保育所等施設整備助成事業（駒寄幼稚園園舎建てかえ事業）の完了による1億3,155万円の減などによるものです。

国庫支出金の主なものは、23ページの中段より少し上で1項1目1節児童運営費国庫負担金で収入済額2億3,412万2,640円、2節障害者福祉費国庫負担金、収入済額1億7,488万5,800円、5節児童手当国庫負担金、収入済額2億8,600万6,332円。

決算書24ページ、25ページに移りまして、下段で2項5目1節土木費国庫補助金は、収入済額2億2,085万3,671円でした。

次に、決算書28ページ、29ページに移りまして、15款県支出金は、収入済額5億7,432万9,502円、前年度比5,918万1,322円の減、9.3%の減でした。減額の主な要因といたしましては、平成28年度に実施した私立保育所等施設整備助成事業（駒寄幼稚園園舎建てかえ事業）の完了による1億280万2,000円の減などによるものです。

県支出金の主なものとしては、1項1目1節児童運営費県負担金、収入済額1億1,706万1,320円、2節障害者福祉費県負担金、収入済額8,744万2,900円、中段より少し下で6節児童手当県負担金、収入済額6,098万9,332円。

決算書32ページ、33ページに移りまして、上段で2項2目7節医療福祉費県補助金、収入済額9,770万3,539円などでした。

次に、決算書34ページ、35ページに移りまして、一番下の行で16款の財産収入は、収入済額523万1,995円、前年度比102万879円の減、16.3%の減でした。主なものは、決算書36ページ、37ページ上段で1項1目1節財産貸付収入が収入済額60万5,010円、1項2目1節利子及び配当金が財政調整基金利子から収入印紙等購

買基金利子まで、合計収入済額284万1,985円、2項1目1節土地売払収入が178万5,000円などでした。

次に、17款寄附金は、収入済額3,750万5,605円、前年度比328万9,395円の減、8.1%の減でした。一般寄附金は1件で37万7,600円、ふるさと納税は550件で712万8,005円、企業版ふるさと納税が1社で3,000万円でした。

次に、18款繰入金は、収入済額6億8,983万1,830円、前年度比2億9,017万8,593円の増、72.6%の増でした。増額の主な要因といたしましては、減債基金を繰り入れて公債費に充当したことによるもので、決算書38ページ、39ページ、中段より少し下で5目減債基金繰入金、収入済額4億1,652万円となっております。これは、平成21年度臨時財政対策債と平成22年度臨時財政対策債の繰り上げ償還に充当するために繰り入れたものです。

次に、19款繰越金は7,129万3,898円、前年度比3,839万1,303円の増、116.7%の増です。増額の主な要因は、繰越事業の増によるものです。

次に、20款諸収入は、収入済額1億2,423万1,979円、前年度比1,139万3,840円の減、8.4%の減でした。減額の主な要因は、駒寄スマートIC大型化事業に係る前橋市負担金1,912万4,883円の減などによるものです。諸収入の主なものは、まず、1項1目1節の延滞金で、一番下の行で収入済額454万4,403円、該当は928件でした。

次に、決算書40ページ、41ページに移りまして、中段で3項1目1節貸付金元金回収金、収入済額500万円、4項1目1節湧水対策施設維持管理費受託事業収入600万円、5項2目1節弁償金で、鉄鋼スラグ補償金（南下古墳公園）、収入済額1,118万8,800円。

決算書44ページ、45ページに移りまして、中段で駒寄スマートIC大型化事業に係る前橋市負担金4,064万1,221円。

決算書46ページ、47ページに移りまして、上段で同じく駒寄スマートIC大型化事業に係る前橋市負担金（繰越明許）で2,495万9,493円などでした。

次に、21款町債は、収入済額3億6,700万円、前年度比5,180万円の減、12.4%の減となっております。減額の主な要因は、学校教育施設等整備事業債8,450万円の減などによるものです。町債の1項1目1節臨時財政対策債は2億8,220万円、2目1節緊急防災・減災事業債（南下城山防災公園整備事業）は2,840万円、同じく緊急防災・減災事業債（南下城山防災公園整備事業）（繰越明許）は2,730万円、3目1節の緊急防災・減災事業債（防災無線デジタル化事業）は1,820万円、4目1

節の一般補助施設整備等事業債（地域福祉交流拠点施設設置事業）（繰越明許）は1,090万円でした。

別添の決算参考資料、資料番号5、町債平成29年度末現在高をごらんください。

一般会計から水道事業会計の全会計で81億6,531万2,679円で、前年度の合計と比較しますと8億1,386万5,129円の減、9.1%の減となっております。減額の主な要因は、減債基金の取り崩しによる平成21年度臨時財政対策債と平成22年度臨時財政対策債の繰り上げ償還などによるものです。

決算書46ページ、47ページに戻っていただきまして、一番下の行で歳入合計は、収入済額73億1,674万3,833円、不納欠損額は476万897円、収入未済額は1億1,416万6,584円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書48ページ、49ページは、歳出の総括となります。

50ページ、51ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、1款1項の議会費です。支出済額9,849万2,569円、前年度と比較しますと312万2,068円の減、増減率では3.1%の減でした。主な支出は、下段の11節需用費で議会広報費233万6,840円。

決算書52ページ、53ページに移りまして、上段の13節委託料で、議会映像配信業務委託172万3,680円などでした。

続きまして、中段で2款総務費、支出済額7億9,155万8,444円、前年度と比較しますと564万8,900円の増、0.7%の増でした。主な支出は、決算書54ページ、55ページの下段、13節委託料で自治会事務委託料3,755万7,600円。

決算書56ページ、57ページの中段19節負担金、補助及び交付金で、自治会振興助成金260万円、地域づくり振興事業補助金128万3,000円、集会施設等整備事業補助金356万2,000円、魅力あるコミュニティ助成事業補助金134万7,000円などでした。各自治会ごとの内訳などにつきましては、別添の決算参考資料、資料番号4、平成29年度自治会関係支出金一覧表を参考にごらんいただければと思います。

なお、事業につきましては、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表をごらんください。

表紙をめくっていただきますと、款項目、区分、事業名、決算額、予算額、決算額内訳と財源内訳、決算書掲載ページ、事業内容及び実績、所管する課局室名等が記載されております。平成29年度実施事業の中の主要な事業を掲載しており、全部で33ページの資料となっております。

自治会関係の支出につきましては、1ページ目の3番目、自治会事務委託費と2ページ

の1番目、自治会活動支援事業に詳しい内容が記載されておりますので、参考にごらんいただけたらと思います。

続いて、決算書60ページ、61ページに移りまして、下段で5目財産管理費の中の15節工事請負費で役場西駐車場整備工事1,792万8,000円を支出しております。

別添の決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では2ページの下段に記載しております。

役場西駐車場を普通乗用車72台分、2,314平方メートル拡張いたしました。

続いて、決算書62ページ、63ページ、別添の決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では3ページの上段に記載しております男女共同参画事業で8節男女共同参画推進委員謝礼12万3,200円、12節郵便料36万4,314円、13節男女共同参画計画調査業務委託料146万8,800円など、合計196万6,241円を支出しております。

次に、同じく決算書62ページ、63ページ、ふるさと納税推進事業で11節需用費から14節使用料及び賃借料まで、合計378万3,989円を支出しております。

別添の決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では3ページ、中段に記載しております。

ふるさと納税につきましては、先ほど歳入のところで説明いたしましたが、寄附件数550件で、寄附額は712万8,005円でした。

続きまして、決算書64ページ、65ページの一番下の行、放課後児童見守りパトロール委託料で226万500円の支出でした。

決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では5ページ下段に記載しております。

シルバー人材センターに委託し、青色回転灯装備車両を使用し、児童の下校時間に合わせてパトロールを実施いたしました。

続いて、決算書66ページ、67ページ上段で、防犯灯設置工事77万4,588円、防犯カメラ設置工事268万1,240円支出いたしました。決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では6ページ上段に記載しております。児童生徒の通学路などにLED防犯灯24灯、防犯カメラ8台を設置いたしました。

続きまして、決算書68ページ、69ページ、12目電子計算費、支出済額9,887万5,249円で、主な支出としては、一括処理委託料1,471万680円、ハードウェア保守料822万7,526円、ハードウェアリース料926万2,776円、ネットワーク強靱化リース料797万400円、システム使用料2,425万1,400円などでした。

続きまして、決算書70ページ、71ページの中段、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では7ページ下段に記載しております14目温泉事業費で13節委託料、緑地運動公園及びリバートピア吉岡指定管理料で1,890万円、15節工事請負費でリバートピア吉岡源泉ポンプ用制御盤の改修工事などで878万6,232円、18節備品購入費で予備用源泉ポンプ289万4,400円を支出しております。

次に、決算書78ページ、79ページに移りまして、3款民生費は、支出済額25億667万4,789円、前年度と比較しますと2億2,062万8,532円の減、8.1%の減となっております。減額の主な要因といたしましては、学童クラブ新築事業の完了、駒寄幼稚園園舎建てかえ事業の完了などによるものです。

初めに、3款1項1目社会福祉総務費は、支出済額1億4,197万4,481円、主な支出は、決算書80ページ、81ページ中段より少し下で経済対策臨時福祉給付金（繰越明許）が3,796万5,000円、社会福祉協議会補助金が2,664万6,623円などでした。

続いて、決算書82、83ページの中段から下段、4目老人福祉費、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では10ページで、認知症カフェを初めとしたさまざまな事業を展開するための地域福祉交流拠点施設設置事業として2,811万2,357円を支出しております。

続いて、決算書84、85ページ。

決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では9ページ上段で、在宅で介護している介護者の労をねぎらうための寝たきり老人介護慰労金支給事業で381万円を支給いたしました。支給対象者は100名でした。

続いて、決算参考資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では9ページ中段で、敬老祝金品支給事業は、事業費696万6,831円で、対象者は80歳、85歳236名、88歳、90歳、95歳、101歳以上は164名、100歳9名で、合計409名の方々に祝い金や祝い品を支給いたしました。

続いて、決算書は84ページ、85ページ中段で、6目障害者福祉費、支出済額3億9,196万4,569円、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧では11ページと12ページに記載しております。主な内容は、障害を抱える方の日常生活及び社会生活を支えるため、障害福祉サービス費、補装具費、障害者医療費等の支給を行う障害者自立支援事業で2億6,643万9,438円、障害児支援事業で8,454万8,776円の支出となっております。

続いて、決算書88ページ、89ページへ移りまして、7目医療福祉費、支出済額2億619万9,352円、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧では

13ページ上段に医療費無料化事業ということで記載しております。内容は、子供、重度心身障害者、母子・父子家庭の方々の健康管理の向上に寄与するために社会保険等で医療を受けた場合の自己負担分を公費で負担するものです。

続いて、決算書90ページ、91ページ上段で9目老人福祉センター費、支出済額2,050万6,000円、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧では13ページ中段に記載しております。主なものは、13節委託料、老人福祉センター指定管理料1,899万4,000円となっております。

続いて、10目後期高齢者医療費で支出済額1億8,703万5,867円、内容は、19節負担金、補助及び交付金で、療養給付費負担金として1億4,460万2,763円、28節繰出金で後期高齢者医療事業特別会計への繰出金として、事務費繰出金と保険基盤安定繰出金と合わせて4,243万3,104円の支出となっております。

次に、決算書92ページ、93ページ中段で、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では14ページ下段に児童手当支給事業として記載しております。2項児童福祉費20節扶助費、児童手当で4億802万5,000円を支出しております。

次に、3目児童保育費は、支出済額8億5,806万9,901円、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧では15ページから16ページに記載しております。主な支出は、13節委託料で、保育所運営費委託料6億7,159万5,160円、これは町内在住の乳幼児が通う町内外の私立及び公立の認可保育所に対し委託料を支払ったものです。また、19節負担金、補助及び交付金で施設型給付費1億3,519万2,995円、これは町内在住の乳幼児が通う町内外の認定こども園、幼稚園等に対して支払ったものです。

次に、決算書94、95ページ中段より少し下で5目学童保育事業費、支出済額1,697万5,735円、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧では16ページ下段に記載しております。主なものは13節委託料で、吉岡町社会福祉協議会へ学童クラブ指定管理料1,631万5円を支出しております。

次に、決算書96ページ、97ページ中段より少し上で4款衛生費、支出済額6億1,624万6,941円、前年度と比較すると565万2,712円の減、0.9%の増でした。

初めに、4款1項1目保健衛生総務費は、支出済額2億6,719万3,464円、主なものは、決算書98ページ、99ページ、19節負担金、補助及び交付金で、渋川広域負担金（火葬運営等）1,085万3,000円、同じく救急医療分701万2,000円、同じく夜間急患分349万8,000円、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金469万円、28節繰出金で国民健康保険事業特別会計への繰出金1億1,478万

585円、水道事業会計への繰出金3,000万円などでした。

続いて、2目予防費、支出済額6,636万9,7294円、主な支出は、13節委託料で予防接種委託料6,582万3,143円でした。

次に、3目母子衛生費、支出済額3,419万8,510円、主な支出は、決算書100ページ、101ページ中段より少し上で、13節委託料で妊婦健康診査委託料1,828万4,030円、20節扶助費、特定不妊治療費278万4,000円、一般不妊治療費134万円などでした。

次に、4目健康増進費、支出済額4,209万5,804円、主な支出は、決算書102ページ、103ページ上段の13節委託料で、健康審査委託料3,146万4,623円となっております。疾病の早期発見、早期治療につなげるため、がん検診のほか、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診等を実施いたしました。そのほか、19節負担金、補助及び交付金ではよしおか健康No.1プロジェクト事業補助金で118万8,568円を支出しております。健康No.1プロジェクト事業の詳細につきましては、決算参考資料、資料番号1、主要事業決算状況一覧表の20ページ上段に記載しております。

次に、5目環境衛生費、支出済額1,081万363円、主な支出は、19節負担金、補助及び交付金で、公共下水道エリアと農業集落排水エリア以外の区域で開発事業を除く一般住宅を対象とした合併浄化槽の設置整備事業費補助金253万8,000円、浄化槽エコ補助金20万円などです。決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では20ページ中段に記載しております。

次に、決算書104、105ページに移りまして、2項清掃費で1目し尿処理費、支出済額2,538万7,000円で、内容は19節負担金、補助及び交付金で、渋川広域負担金（し尿運営等）となっております。2目塵芥処理費は、支出済額1億6,177万8,107円、主な支出は13節委託料で、一般ごみ収集委託料4,101万8,400円、19節負担金、補助及び交付金で渋川広域負担金（ごみ運営等）1億1,226万5,000円、資源ごみ回収事業補助金401万550円などです。

次に、5款労働費は、支出済額1,495万9,066円、前年度と比較すると171万9,955円の減、10.3%の減でした。主な支出は、決算書104ページ、105ページ下段で、19節負担金、補助及び交付金で勤労者住宅資金利子補給773万9,735円、21節貸付金で勤労者生活資金融資預託金500万円などです。

次に、6款農林水産業費は、支出済額3億536万6,480円、前年度と比較すると1,354万3,454円の増、4.6%の増でした。主なものは、決算書108ページ、109ページ上段で、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧では21ページ中段に記載しております。地域特産品生産体制構築事業委託料490万3,20

0円、これは、地方創生推進交付金による継続事業で、小倉乾燥芋のブランド化や販路拡大を目的とするものです。

次に、決算書110、111ページで、新規就農者を援助する青年就農給付金281万2,500円、道の駅よしおか温泉で行われるイベントに対して助成し、地域交流や地域特産品のPR強化を図る道の駅まつり交付金50万1,000円など支出いたしました。

次に、5目農地費、主なものは、決算書110ページ、111ページ下段、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では22ページ上段で、19節負担金、補助及び交付金、小規模農村整備事業負担金914万4000円、決算書112ページ、113ページ上段で、群馬用水施設緊急改築事業償還負担金1,289万8,551円などでした。

続いて、6目地籍調査費、支出済額2,671万5,360円、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では22ページに記載しております。主なものは、13節委託料の地籍調査業務委託料1,404万円、復元測量業務委託料1,092万3,120円などでした。

続いて、7目渇水対策施設維持管理費、支出済額1,462万8,790円、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では23ページに記載しております。主なものは、11節需用費で小倉揚水機場の電気料1,264万1,459円、15節工事請負費、管路施設等修繕工事125万4,960円などでした。

続いて、一番下の行で8目農業集落排水事業費で農業集落排水事業特別会計への繰出金が繰越明許分も含めて1億1,975万143円でした。

続いて、決算書116ページ、117ページに移りまして、7款商工費は、支出済額5,391万5,545円、前年度と比較すると2,064万3,614円の増、62.0%の増でした。増額の主な要因は、4月14日から5月13日まで開催された「花と緑のぐんまづくり2018 in 吉岡～第10回ふるさとキラキラフェスティバル～」に伴う花と緑のぐんまづくり協議会負担金1,800万円の増、企業誘致調査研究委託料345万6,000円の増などによるものです。主な支出は、決算書116ページ、117ページの中段よりやや下で、19節負担金、補助及び交付金で、商工会振興事業補助金600万円、住宅リフォーム促進事業補助金213万2,000円、中小企業制度利子補給金412万7,410円、決算書118ページ、119ページに移りまして、中段より少し上で、先ほど申し上げた2目観光費の花と緑のぐんまづくり協議会負担金1,800万円、3目商工業振興費で企業誘致調査研究委託345万6,000円などでした。

続いて、8款土木費は、支出済額8億1,639万6,443円、前年度と比較すると8,211万9,629円の増、11.2%の増でした。増額の主な要因は、南下城山防

災公園整備事業が前年度に比べて6,353万5,285円の増になったことなどによるものです。主な支出は、決算書120ページ、121ページ中段、8款2項1目道路橋梁総務費で、大榛橋架け替え事業負担金（榛東村施行）（繰越明許）1,386万2,080円の支出、下段にいて、2目道路維持費の13節委託料で道路台帳更新委託料1,056万2,400円、道路清掃委託料1,003万6,489円、決算書122ページ、123ページ上段で、道路維持補修工事（単独）で4,517万2,301円などでした。

次に、道路新設改良費で、中段より少し下、13節委託料で町道改良測量設計委託料（単独）1,081万800円、15節工事請負費で社会資本整備総合交付金事業「町道明小・北発地岡線道路改良事業」として、町道改良工事（補助）1,976万4,000円、町道改良工事（補助）（繰越明許）1,271万6,800円を支出しております。

次に、決算書124ページ、125ページ上段、5目橋梁維持費で社会資本整備総合交付金事業、橋梁の長寿命化で13節委託料、橋梁点検業務（補助）1,020万6,000円、15節工事請負費で橋梁維持補修工事（補助）（繰越明許）1,272万3,000円、橋梁維持補修工事（補助）1,161万8,400円を支出しております。

続いて、決算書126ページ、127ページに移りまして、4項都市計画費2目都市施設費、支出済額3億4,269万3,160円、主な支出といたしましては、決算書128ページ、129ページで、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では27ページ、28ページに記載しております。

まず、13節委託料で駒寄スマートIC大型車対応化事業3,095万509円、駒寄スマートIC大型化対応化事業（繰越明許）3,663万7,932円、15節工事請負費で建設工事（スマートIC）4,251万1,000円、建設工事（南下城山防災公園）6,702万5,320円、建設工事（南下城山防災公園）（繰越明許）6,590万4,400円、17節公有財産購入費で用地買収費（スマートIC）1,563万8,606円、用地買収費（スマートIC）（繰越明許）1,837万9,121円、22節補償、補填及び賠償金で補償費（スマートIC）2,975万1,015円、補償費（スマートIC）（繰越明許）1,846万9,000円などとなっております。

続いて、3目下水道費で、公共下水道事業特別会計への繰出金で1億6,595万8,478円支出しております。

次に、決算書130ページ、131ページ、9款消防費は、支出済額3億7,923万1,238円、前年度と比較すると7,230万3,791円の増、23.6%の増でした。増額の主な要因は、防災無線デジタル化設置工事6,613万3,800円の増などによるものです。主な支出は、決算書132ページ、133ページ中段より少し上で、2目消防施設費19節負担金、補助及び交付金、渋川広域負担金（消防救急等）で2億7,

446万1,000円、5目無線放送施設設置事業費、下から2行目、15節工事請負費で、先ほど申し上げた防災無線デジタル化設置工事6,613万3,800円などです。

次に、決算書134ページ、135ページに移りまして、10款教育費、支出済額6億5,226万9,316円、前年度と比較すると3億4,887万6,286円の減、34.8%の減でした。減額の主な要因は、明治小学校校舎増築事業の完了などによるものです。主な支出は、決算書146ページ、147ページ中段で2項小学校費2目教育振興費28節繰出金で、駒小学校給食事業特別会計繰出金820万1,350円、明小学校給食事業特別会計繰出金632万350円で、児童1人当たり年1万450円を補助しました。

続いて、3目学校建設費、主な支出は13節委託料で、職員数の増に対応するための明小職員室改修工事設計業務委託367万2,000円などでした。

決算書150ページ、151ページに移りまして、下段で3項中学校費2目教育振興費28節学校給食事業特別会計への繰出金で715万2,550円、先ほどの小学校費と同様、生徒1人当たり年1万450円を補助しました。

続いて、決算書152ページ、153ページ、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では32ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費で吉岡町・大樹町子ども交流事業で、総額で355万5,783円支出いたしました。

続いて、決算書158ページ、159ページに移りまして、中段より少し下で4目文化センター費15節工事請負費、文化センター防火シャッター危害防止装置取付工事313万2,000円、文化センターエントランスホール東側自動ドア設置工事966万6,000円を支出いたしました。

続いて、決算書160ページ、161ページ中段で5目文化財保護・調査費では、13節委託料、文化財事務所移転工事設計監理委託料578万8,000円、文化財事務所移転工物品移設業務委託料334万8,000円、15節工事請負費で南下古墳公園駐車場舗装工事1,118万8,800円、文化財事務所移転工事5,611万3,992円支出しております。南下古墳公園駐車場舗装工事につきましては、先ほども説明いたしましたが、歳入の20款諸収入5項雑入2目弁償金で大同特殊鋼株式会社から支出額と同額が入金となっております。また、文化財事務所移転工事には企業版ふるさと納税3,000万円と寄附をしていただいたお金を積み立てておいた教育文化振興基金からの繰入金1,700万円を充当いたしました。

続いて、決算書162ページ、163ページの一番下の行で5項1目保健体育総務費17節公有財産購入費で八幡山グラウンド用地買収費2,808万円を支出しております。

決算書166ページ、167ページに移りまして、中段で6項1目給食センター費13

節委託料で調理業務等委託料5,000万4,000円、18節備品購入費でプレハブ冷蔵庫294万8,400円を支出しております。

次に、決算書168ページ、169ページ下段で12款公債費は支出済額9億8,651万3,308円、前年度と比較すると4億2,001万1,893円の増74.1%の増でした。増額の主な要因は、減債基金を取り崩して平成21年度臨時財政対策債と平成22年度臨時財政対策債の繰り上げ償還を行ったことによるものです。

次に、決算書170ページ、171ページ下段で14款予備費の支出はありませんでした。

一番下の行にいきまして、歳出の総額は72億2,164万4,143円、翌年度繰越額は3億3,268万7,000円、不用額は3億8,408万5,857円でした。

以上で一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、平成30年8月8日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

ここで休憩をとります。11時10分までということでしたしたいと思います。よろしく願いします。

午前10時48分休憩

午前11時10分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 認定第2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第6、認定第2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書の175ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億1,407万1,026円、歳出総額は1億1,374万3,635円、歳入歳出差し引き額は32万7,391円、実質収支額も同額の32万7,391円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては8万9,824円の増、増減率では0.1%の増でした。歳出総額につきましては、3万1,830円の増でした。

次に、176、177ページをお願いします。

平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

178ページ、179ページはその歳出となっております。

180ページ、181ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

182ページ、183ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項1目給食費納入金は、収入済額9,199万2,460円、内訳は、現年度分で教職員給食費591万2,390円、給食センター職員等給食費84万3,950円、児童生徒給食費8,498万2,720円、過年度分では25万3,400円の収入済額

となっております。不納欠損額はゼロです。収入未済額は117万5,960円でした。

別冊の主要施策の成果説明書の166ページ下段の(3)に給食費の収納状況を掲載しております。未納額内訳で、収入未済額の現年度分62万7,250円は、27人、21戸、過年度分(平成17年度から28年度)の収入未済額は54万8,710円で、17人、13戸でした。

決算書182ページ、183ページに戻りまして、中段の2款1項1目繰入金は、収入済額2,167万4,250円で、児童生徒1人当たり年間1万450円を一般会計から繰り入れしました。

3款1項1目繰越金は、収入済額26万9,397円、前年度からの繰越金です。

4款1項1目雑入、収入済額13万4,919円は給食の試食代等及び消費税還付金です。

一番下の行へいきまして、歳入合計は、収入済額1億1,407万1,026円、収入未済額117万5,960円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。決算書184ページ、185ページは、事項別明細書総括の歳出でございます。

186ページ、187ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の1款1項1目学校給食費は、支出済額1億1,374万3,635円で、内訳は全て16節原材料費で、給食用食材料費でした。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額1億1,374万3,635円、不用額は329万3,365円でした。

以上で学校給食事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長(馬場周二君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

[代表監査委員 落合一宏君登壇]

代表監査委員(落合一宏君) ご報告申し上げます。

平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成30年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料を

ごらんください。

以上です。

議長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第2号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第7 認定第3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第7、認定第3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書の191ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は3億8,053万7,589円、歳出総額は3億8,023万7,589円、歳入歳出差し引き額は30万円、実質収支額も同額の30万円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては3,522万9,100円の増、増減率では10.2%の増でした。歳出総額につきましても3,522万9,100円の増、10.2%の増でした。

次に、192ページ、193ページをお願いします。

平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

194ページ、195ページは、その歳出となっております。

196ページ、197ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入となっております。

198ページ、199ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、収入済額871万4,095円、主なものは、受益者負担金861万9,930円です。収入未済額747万10円の内訳は、受益者負担金の現年度分で23万5,100円、該当者は7人でした。滞納繰越分は723万4,910円、該当者は60人でした。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料は、収入済額1億1,072万3,016円です。収入未済額は408万8,326円で、内訳は現年度分45万2,637円、該当者は62人でした。滞納繰越分は363万5,689円、該当者は78人でした。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道費国庫補助金は社会資本整備総合交付金で、収入済額2,450万円でした。

4款県支出金1項県補助金1目下水道費県補助金は、収入済額140万円でした。

続いて、5款1項1目繰入金、収入済額1億6,595万8,478円は、一般会計からの繰入金です。

続いて、6款1項1目繰越金、収入済額30万円、前年度からの繰越金です。

続いて、7款諸収入、収入済額464万2,000円、主なものは、決算書200ページ、201ページで消費税還付金451万4,000円となっております。

続いて、8款町債1項1目下水道事業債は、収入済額6,430万円で内訳は、公共下水道事業債（補助分）2,230万円、単独分2,700万円、流域下水道事業債（補助分）280万円、単独分10万円、公営企業会計適用債1,210万円でした。

一番下の行へいきまして、歳入合計は、収入済額3億8,053万7,589円、収入未済額1,155万8,336円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

202ページ、203ページは、事項別明細書総括の歳出です。

204ページ、205ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

歳出の1款1項下水道費1目総務管理費は、支出済額3,077万3,343円です。主な支出は、205ページ中段で13節委託料、地方公営企業法適用業務委託1,218万2,400円です。

続いて、2目管渠管理費は、支出済額5,445万3,687円、主な支出は、決算書206ページ、207ページ上段で、19節負担金、補助及び交付金、県央処理区維持費管理負担金4,255万2,408円です。

続いて、3目建設費は、支出済額9,170万6,163円、主な支出は、13節委託

料で設計委託料（補助）5,130万円、これは社会資本整備総合交付金事業で、管渠実施設計・地質調査業務委託料です。また、15節工事請負費で公共下水道工事（補助）1,179万3,600円、公共下水道工事（単独）1,618万9,200円を支出しました。

続いて、2款1項公債費、支出済額2億330万4,396円は、元金及び利子の償還金となっております。

続いて、決算書208ページ、209ページ中段、3款1項1目予備費は、支出済額ゼロでした。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額3億8,023万7,589円、不用額は659万2,411円でした。

以上で公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成30年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第3号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第8 認定第4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議長（馬場周二君） 日程第8、認定第4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長に説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書213ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は21億3,189万5,556円、歳出総額は20億9,932万7,783円、歳入歳出差し引き額は3,256万7,773円、実質収支額も同額の3,256万7,773円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては、1億6,621万1,441円の減、増減率では7.2%の減でした。歳出総額につきましては、1億3,336万8,027円の減、8.0%の減でした。

次に、214ページ、215ページをお願いいたします。

平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

216ページ、217ページは、その歳出となっております。

218ページ、219ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

220ページ、221ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税は、収入済額4億4,308万870円、不納欠損額412万866円、収入未済額1億1,424万138円でした。不納欠損の該当者は14人、収入未済の該当者は407人でした。

国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税から成り、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とに分けられ、その現年課税分と滞納繰り越し分で1節から6節の区分となっております。

次に、別冊の主要施策の成果説明書171ページをごらんください。

国保加入世帯数及び被保険者数が年度ごとに記載されてあります。被用者保険の適用拡

大により、国保加入者は年々減少している状況です。

それでは、決算書222ページ、223ページに移りまして、中段の4款国庫支出金1項国庫負担金は、収入済額3億4,046万2,939円、主なものは、1目の療養給付費負担金が収入済額3億2,524万6,372円、2目高額医療費共同事業負担金が収入済額1,265万567円などでした。

続いて、一番下の行で2項国庫補助金が収入済額8,526万3,000円、主なものは、決算書224ページ、225ページ上段、1目で団体間の財政力を調整するための財政調整交付金が収入済額8,042万1,000円でした。

続いて、5款1項1目療養給付費交付金は、退職被保険者等の医療給付に要する費用に充てるため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、収入済額2,900万3,000円でした。

続いて、6款1項1目前期高齢者医療費の負担に係る財政調整のため、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金が収入済額4億8,558万1,792円でした。

続いて、7款県支出金は、収入済額1億1,540万1,567円で、1項県負担金が収入済額1,521万6,567円、主なものは、1目高額医療費共同事業負担金1,265万567円でした。

2項の県補助金は、収入済額1億18万5,000円で、主なものは、決算書226ページ、227ページ上段の2目財政調整交付金で、収入済額9,541万1,000円でした。

別冊の主要施策の成果説明書175ページには国・県支出金その他交付金の推移が記載されております。参考にご確認いただければと思います。

決算書226ページ、227ページに戻りまして、8款1項1目共同事業交付金、収入済額4億9,453万5,735円、主なものは、保険財政共同安定化事業拠出金を財源に療養の給付に要する費用等について国保連合会から交付される2節保険財政共同安定化事業交付金で4億5,537万8,252円でした。

続いて、9款1項財産運用収入、収入済額11万6,721円は国保基金利子です。

次に、10款1項1目一般会計繰入金は、収入済額1億1,478万585円でした。内訳は、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）6,645万1,010円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）3,693万9,587円、職員給与費等繰入金26万4,999円、出産育児一時金等繰入金306万9,333円、財政安定化支援事業繰入金324万2,000円、その他一般会計繰入金で、福祉医療実施に伴う国庫負担金削減分繰入金481万3,656円となっております。

続いて、決算書228ページ、229ページで11款1項の繰越金は、収入済額1,541万1,187円でした。

続いて、12款諸収入は、収入済額824万1,975円でした。内訳は、1項1目一般被保険者延滞金、収入済額747万8,847円、3項雑入1目一般被保険者第三者納付金で、交通事故等第三者納付金68万6,818円。

決算書230ページ、231ページに移りまして、3目一般被保険者返納金で、不当利得等返納金2万4,880円、5目雑入は、70歳から74歳の1割負担の療養費について国が国保連を通して補填している指定公費分で5万1,430円でした。

一番下の行へいきまして、歳入合計は、収入済額21億3,189万5,556円、不納欠損額412万866円、収入未済額1億1,424万138円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書232ページ、233ページは、事項別明細書総括の歳出です。

決算書234ページ、235ページからの事項明細書で説明させていただきます。

歳出の1款の総務費は、支出済額1,375万3,712円、主なものは、1項総務管理費、支出済額1,229万6,949円、2項徴税費、支出済額112万9,616円などです。

次に、決算書236ページ、237ページに移りまして、2款保険給付費、支出済額12億2,911万6,108円、内訳の主なものは、1項の療養諸費が支出済額10億7,524万8,640円、中段より少し下で2項の高額療養費が1億4,801万1,368円などでした。

決算書の238ページ、239ページに移りまして、3項の移送費は、支出済額ゼロ。

中段の4項1目19節出産育児一時金は、支出済額460万4,000円、該当者は11人でした。

5項1目19節葬祭費は、支出済額125万円、該当者は25人でした。

別冊の主要施策の成果説明書の176ページをごらんください。

療養給付費の年度別の支出額や内訳等を記載しております。

主要施策の成果説明書178ページには出産育児一時金、葬祭費、高額療養費支給額の年度別の件数や支給額等を記載しております。参考にご確認いただければと思います。

決算書、238ページ、239ページに戻りまして、下段で3款1項1目後期高齢者支援金は、支出済額2億4,109万4,732円。

決算書240ページ、241ページにいきまして、4款1項前期高齢者納付金等は、支出済額89万9,430円。

5款1項老人保健拠出金は、制度終了に伴う給付の清算により、4,678円。

6款1項介護納付金は、介護保険の財源として各保険者が診療報酬支払基金に納付する費用で、9,094万3,962円でした。

決算書242ページ、243ページに移りまして、7款1項共同事業拠出金で、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の財源として国保連合会に拠出する費用として4億9,351万1,745円の支出でした。

続いて、下段の8款1項1目特定健康診査等事業費は、支出済額1,256万2,780円でした。

決算書244ページ、245ページに移りまして、中段の8款2項保健事業費は、支出済額942万9,918円、主なものは、19節負担金、補助及び交付金で、人間ドック補助金328万円でした。該当者は164人でした。

続いて、9款基金積立金と10款公債費は、支出済額ゼロでした。

続いて、決算書246ページ、247ページに移りまして、11款諸支出金、支出済額799万3,001円、内訳は、1項償還金及び還付加算金が794万6,067円、中段で2項指定公費負担医療費立替金、これは70歳から74歳の1割負担の療養費について町が立てかえ払いをしているもので、支出済額4万6,934円でした。

続いて、12款予備費の支出額はゼロでした。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額20億9,932万7,783円、不用額は2億1,233万4,217円でした。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成30年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第4号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 認定第5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議長（馬場周二君） 日程第9、認定第5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書の251ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億6,442万165円、歳出総額は1億6,432万165円、歳入歳出差し引き額は10万円、実質収支額も同額の10万円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては1,246万3,580円の増、増減率では8.2%の増でした。歳出総額につきましても1,246万3,580円の増、8.2%の増でした。

次に、252ページ、253ページをお願いいたします。

平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

254ページ、255ページは、その歳出となっております。

256ページ、257ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

258ページ、259ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1 款 1 項分担金、収入済額 2 0 3 万円、これは小倉地区、北下・南下地区一括納付分としての収入です。

2 款 1 項使用料、収入済額 3, 0 5 8 万 8, 0 2 8 円、収入未済額は 9 9 万 2, 1 3 6 円、収入未済額の内訳は、現年度分 1 5 万 6, 7 6 0 円で、該当者は 5 人でした。滞納繰越分 8 3 万 5, 3 7 6 円で、該当者 2 3 人でした。

3 款 1 項繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額 1 億 1, 9 7 5 万 1 4 3 円でした。

4 款 1 項繰越金は、前年度からの繰越金で 1 0 万円。

5 款 1 項諸収入は、収入済額 2 5 万 1, 9 9 4 円、主なものは東京電力の原発事故による賠償金で、2 1 万 3, 8 4 0 円でした。

6 款 1 項町債は、公営企業会計適用債で 7 2 0 万円でした。

7 款 1 項国庫補助金は、農山漁村地域整備交付金（繰越明許）として 4 5 0 万円でした。一番下の行へいきまして、歳入合計は、収入済額 1 億 6, 4 4 2 万 1 6 5 円、収入未済額 9 9 万 2, 1 3 6 円でした。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書 2 6 0 ページ、2 6 1 ページは、事項別明細書総括の歳出です。

2 6 2 ページ、2 6 3 ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

歳出の 1 款 1 項農業集落排水事業費は、支出済額 7, 2 1 0 万 2, 0 3 3 円でした。内訳は、1 目の総務管理費、支出済額 3, 3 8 9 万 7, 1 1 0 円、一番下の行で 2 目施設管理費、支出済額 3, 8 2 0 万 4, 9 2 3 円、主な支出は、決算書 2 6 4 ページ、2 6 5 ページ上段の 1 1 節需用費、電気料 7 9 7 万 3, 5 6 0 円、1 3 節委託料で、処理施設運転管理委託料 1, 4 7 8 万 5, 2 0 0 円、1 5 節工事請負費で、処理施設維持補修工事 6 1 9 万 1, 6 4 0 円などでした。

続いて、2 款 1 項の公債費は、支出済額 9, 2 2 1 万 8, 1 3 2 円、元金・利子の償還金です。

3 款 1 項予備費の支出済額はゼロでした。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額 1 億 6, 4 3 2 万 1 6 5 円、不用額は 5 2 0 万 1, 8 3 5 円でした。

以上で農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員の報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成30年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第5号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第10 認定第6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第10、認定第6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長に説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書の269ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入歳出総額は354万1,498円、歳出総額も同額の354万1,498円ということで、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともにゼロ円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては7万4,000円の減、増減率では2.0%の減でした。歳出総額につきましても7万4,000円の減、2.0%の減でした。

続いて、270ページ、271ページをお願いいたします。

平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

272ページ、273ページは、その歳出となっております。

274ページ、275ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

276ページ、277ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項1目貸付事業収入、収入済額347万5,498円、1節貸付金元金回収金現年度分、収入済額67万7,172円、収入未済額14万2,801円、収入未済の該当件数は1件でした。2節貸付金元金回収金過年度分は、収入済額237万3,917円、収入未済額9,577万4,195円、収入未済の該当件数は41件でした。3節貸付金利子回収金現年度分は、収入済額4万3,716円、収入未済額999円、収入未済の該当件数は1件でした。4節貸付金利子回収金過年度分は、収入済額38万693円、収入未済額1,912万7,492円、収入未済の該当件数は41件でした。不納欠損額はゼロでした。

別冊の主要施策の成果説明書187ページから192ページまで、貸付金及び貸付金財源等の年度別調書となっております。

193ページが貸付金元回収金・利子回収金の現年度分、過年度分の総括表となっております。参考にご確認いただければと思います。

決算書276ページ、277ページに戻りまして、2款1項県補助金は、収入済額6万6,000円でした。

一番下の行へいきまして、歳入合計は、収入済額354万1,498円、収入未済額1億1,504万5,487円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書の278ページ、279ページは、事項別明細書総括の歳出です。

280ページ、281ページの事項別明細書で説明させていただきます。

歳出の1款1項総務管理費は、支出済額8万8,584円でした。

続いて、2款1項の公債費は、支出済額62万9,650円、元金・利子の償還金です。

3款1項繰出金は、一般会計への繰出金で、支出済額282万3,264円でした。

4款1項予備費の支出済額はゼロでした。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額354万1,498円、不用額は39万9,502円でした。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成30年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第6号は、総務常任委員会に付託します。

ここで昼食休憩とします。再開を1時といたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

議 長（馬場周二君） 昼食休憩に続き、会議を再開します。

日程第11 認定第7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議 長（馬場周二君） 日程第11、認定第7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入

歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長に説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書の285ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は13億6,901万7,353円、歳出総額は13億3,197万8,553円、歳入歳出差し引き額は3,703万8,800円、実質収支額も同額の3,703万8,800円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては1,645万6,795円の増、増減率では1.2%の増でした。歳出総額につきましては、422万5,765円の増、0.4%の増でした。

次に、286ページ、287ページをお願いいたします。

平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

288ページ、289ページは、その歳出となっております。

290ページ、291ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

292ページ、293ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

まず、1款1項介護保険料は、収入済額3億3,996万6,100円、不納欠損額170万5,800円、収入未済額395万3,900円でした。不納欠損の該当者は53人、収入未済の該当者は114人でした。1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、収入済額3億1,414万8,700円、収入未済額のマイナス31万9,000円は、死亡等による払い戻し分です。2節現年度分普通徴収保険料は、収入済額2,549万4,000円、3節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額32万3,400円でした。

別冊の主要施策の成果説明書196ページ、こちらに年度ごとの第1号被保険者数、徴収額等を記載しておりますので、参考にご確認いただければと思います。

決算書292ページ、293ページに戻りまして、中段の2款国庫支出金1項国庫負担金、収入済額2億3,211万2,486円は、現年度分介護給付費負担金です。2項国庫補助金は、収入済額5,211万2,300円、内訳は、主に1目調整交付金で、収入済額3,121万3,000円、4目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で825万3,000円。

決算書の294ページ、295ページに移りまして、上段で5目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）で1,145万4,300円などでした。

中段で3款1項支払基金交付金は、収入済額3億4,862万7,304円でした。

続いて、4款県支出金1項県負担金、収入済額1億7,655万4,529円は、現年度分介護給付費負担金です。

2項県補助金は、収入済額829万9,295円、内訳は、決算書296ページ、297ページで3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で383万9,648円、4目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）で445万9,647円などでした。

次に、6款1項一般会計繰入金は、収入済額1億8,330万2,100円、内訳は、主に1目介護給付費繰入金1億5,268万2,253円、4目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で383万9,648円。

決算書298ページ、299ページに移りまして、5目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）で445万9,647円、6目低所得者保険料軽減繰入金で171万7,200円、7目その他一般会計繰入金で一般事務費繰入金2,060万3,352円などでした。

続いて、7款1項繰越金は、前年度からの繰越金で2,580万7,770円。

8款諸収入は、収入済額223万4,047円で、内訳は、2項1目雑入36万7,586円、主に渋川地域介護認定審査会精算金などの雑入です。2目第三者納付金は、収入済額186万6,461円でした。

一番下の行へいきまして、歳入合計は、収入済額13億6,901万7,353円、不納欠損額170万5,800円、収入未済額395万3,900円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書300ページ、301ページは、事項別明細書総括の歳出です。

302ページ、303ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

歳出の1款総務費は、支出済額2,176万9,899円、内訳は1項総務管理費、支出済額260万6,490円、中段の2項徴収費は、支出済額72万7,529円、3項

介護認定審査会費は、支出済額1,454万6,300円でした。

304ページ、305ページに移りまして、上段で5項計画策定委員会費は、支出済額373万1,200円でした。

続いて、2款保険給付費、支出済額12億2,146万6,092円、内訳は、1項1目の居宅介護サービス給付費が支出済額5億3,591万7,304円、3目地域密着型介護サービス給付費が1億3,572万1,851円、5目施設サービス給付費が4億1,267万5,162円。

決算書306ページ、307ページに移りまして、7目居宅介護福祉用具購入費69万7,013円、8目居宅介護住宅改修費324万5,266円、9目居宅介護サービス計画給付費5,254万5,309円。

2項1目介護予防サービス給付費が1,644万9,130円などでした。

決算書308ページ、309ページに移りまして、5目の介護予防福祉用具購入費、支出済額15万9,721円、6目介護予防住宅改修費112万9,529円、7目介護予防サービス計画給付費319万4,380円。

3項その他諸費1目審査支払手数料、支出済額96万3,592円。

決算書310ページ、311ページに移りまして、上段で4項1目高額介護サービス費、支出済額2,100万7,796円。

5項1目高額医療合算介護サービス費、支出済額276万4,375円。

6項1目特定入所者介護サービス費、支出済額3,498万3,630円。

決算書312ページ、313ページに移りまして、中段よりやや下で、4款地域支援事業費1項包括的支援事業・任意事業費、支出済額2,627万6,949円。

決算書314ページ、315ページに移りまして、2項介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額3,025万7,026円。

316ページ、317ページに移りまして、中段よりやや上で5款1項償還金及び還付金は、支出済額1,542万6,934円。

5款2項繰出金は、一般会計繰出金で52万1,493円でした。内容は、渋川市、吉岡町、榛東村で構成する介護認定審査会の平成28年度の精算と平成28年度地域支援事業精算金による戻入れがあったための繰り出しです。

7款1項基金積立金は1,580万円でした。

別冊の主要施策の成果説明書197ページ中段をごらんください。

3、給付状況として、(1)居宅介護(介護予防)サービス受給者数、(2)施設介護サービス受給者数を記載しております。

主要施策の成果説明書198ページにいきまして、(3)地域密着型(介護予防)サー

ビス受給者数、(4) 予防給付費と介護給付費等の給付比率、(5) 要介護者の給付内容と給付費、199ページにいきまして、(6) 要支援者の給付内容と給付費が一覧となっておりますので、参考にご確認いただけたらと思います。

決算書316ページ、317ページに戻っていただきまして、一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額13億3,197万8,553円、不用額は5,492万6,447円でした。

以上で介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(馬場周二君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

[代表監査委員 落合一宏君登壇]

代表監査委員(落合一宏君) ご報告申し上げます。

平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成30年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長(馬場周二君) ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(馬場周二君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第7号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 認定第8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長(馬場周二君) 日程第12、認定第8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長(石関 昭君) 説明申し上げます。

認定第8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(馬場周二君) 大澤会計課長。

[会計課長 大澤弘幸君発言]

会計課長(大澤弘幸君) それでは、決算書の321ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億7,937万2,323円、歳出総額は1億7,605万3,223円、歳入歳出差し引き額は331万9,100円、実質収支額も同額の331万9,100円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては、1,259万4,322円の増、増減率では7.6%の増でした。歳出総額につきましては、1,254万222円の増、7.7%の増でした。

次に、322ページ、323ページをお願いいたします。

平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。324ページ、325ページはその歳出となっております。

326ページ、327ページは歳入歳出事項別明細書、総括の歳入です。

328ページ、329ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、収入済額1億2,647万8,700円、不納欠損額10万6,100円、収入未済額11万2,300円でした。不納欠損の該当者は2人、収入未済の該当者は16人でした。1款1項後期高齢者医療保険料の内訳は、1目特別徴収保険料1節現年度分特別徴収保険料が収入済額8,112万7,800円、収入未済額のマイナス9万2,600円は死亡等による払い戻し分です。2目普通徴収保険料1節現年度分普通徴収保険料は、収入済額4,475万2,400円、2節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額59万8,500円でした。

2款繰入金1項一般会計繰入金は、収入済額4,243万3,104円で、内訳は、1目事務費繰入金973万3,873円、2目保険基盤安定繰入金3,269万9,231円でした。

続いて、3款1項繰越金は、収入済額326万5,000円、前年度からの繰越金です。

続いて、4款諸収入、一番下の行で2項償還金及び還付加算金は、収入済額75万8,

200円でした。

続いて、決算書330ページ、331ページに移りまして、4項受託事業収入、収入済額546万9,646円、後期高齢者医療広域連合受託事業収入です。

続いて、5項雑入は、1目から4目まではゼロ、5目人間ドック補助金、収入済額52万円、該当者は26人でした。6目雑入、収入済額44万2,073円、広域連合負担金の返還金です。

一番下の行にいきまして、歳入合計は、収入済額1億7,937万2,323円、不納欠損額10万6,100円、収入未済額11万2,300円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

332ページ、333ページは、事項別明細書総括の歳出です。

334ページ、335ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

歳出の1款総務費は、支出済額852万4,744円、内訳は、1項総務管理費、支出済額815万6,312円、主なものは、13節委託料で、支出済額730万1,326円でした。

2項徴収費は、支出済額36万8,432円でした。

続いて、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、1億6,632万8,206円、内訳は、広域連合事務費等負担金719万8,775円、保険料等負担金1億2,643万200円、保険基盤安定負担金3,269万9,231円でした。

続いて、3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、支出済額75万8,200円でした。

次に、決算書336ページ、337ページに移りまして、2項繰出金1目一般会計繰出金は、支出済額44万2,073円。

4款予備費は、支出済額ゼロでした。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額1億7,605万3,223円、不用額は442万8,777円でした。

以上で後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成30

年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第8号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 認定第9号 平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第13、認定第9号 平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第9号 平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についての提案理由を申し上げます。

平成29年度吉岡町水道事業損益計算書では、経営活動において生じた利益1,851万3,044円を議会の承認を得て利益剰余金・建設改良積立金に積み立てを行う処分案となります。

続いて、平成29年度水道事業決算報告になりますが、収益的収入及び支出においては、収入決算額では4億2,447万7,258円、予算額に対して353万258円の追加となりました。支出決算額では3億9,843万7,279円、予算額に対して388万6,721円の不用額となります。

次に、収益的収入及び支出ですが、資本的収入決算額9,297万9,600円に対して資本的支出決算額2億4,724万1,435円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,426万1,835円について

ては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填させていただきました。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決並びに認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

決算書342ページ、343ページをお願いいたします。

初めに、平成29年度吉岡町水道事業決算報告書より説明いたします。

なお、この決算報告につきましては、消費税込みの数値となっております。

1の資本的収入及び支出ですが、水道事業の経営活動に伴い発生する収入・支出について報告をするものでございます。

収入、第1款水道事業収益、決算額4億2,447万7,258円、前年度決算に比較し100.11%、47万3,335円の増、内訳ですが、第1項営業収益3億8,645万5,025円、事業の柱でございます水道使用料や新規加入金、手数料などの収益となっております。

第2項営業外収益3,802万2,233円、下水道室からの検針負担金や長期前受金戻入が計上されております。

第3項特別利益、決算額ゼロ。

次に、支出となります。

第1款水道事業費用3億9,843万7,279円、前年比98.52%、599万4,394円の減、内訳となりますが、第1項営業費用3億6,287万8,642円、配水給水や総掛かりといった営業管理費のほか、減価償却費なども含まれております。

第2項営業外費用3,555万8,637円、企業債償還利子などとなっております。

第3項特別損失、決算額ゼロ。

第4項予備費、決算額ゼロでございます。

次に、344、345ページをお願いいたします。

2の資本的収入及び支出ですが、水道事業を安定かつ継続的に進めるために実施をいたしました施設整備などに関する収支報告となります。

収入、第1款資本的収入9,297万9,600円、内訳、第1項出資金3,000万円、町からの出資金で、経営基盤を強化する目的で一般会計から繰り入れをしていただいたものでございます。

第2項工事費1,868万1,600円、一般会計からの消火栓設置負担金や駒寄スマ

ートIC拡張に伴います移設補償工事費となっております。

第3項補助金4,429万8,000円、防衛省所管の国庫補助金で、老朽管更新事業の平成29年度分の補助金となっております。

続いて、支出となります。

第1款資本的支出2億4,724万1,435円、前年比110.78%、2,406万7,201円の増となります。内訳ですが、第1項建設改良費1億6,976万294円、第2項企業債償還金7,748万1,141円、こちらにつきましては、返済計画に基づく企業債の償還となります。

欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,426万1,835円については、2つの補填財源により補填をさせていただいております。

次に、346ページ、347ページをごらんください。

水道事業損益計算書になります。損益計算書は、水道事業1年間の経営活動、経営成績を示すものとなっております。なお、これより財務諸表になりますが、数値につきましては、消費税抜きの額となります。

1の営業収益は、(1)の給水収益と(2)その他営業収益を足した額3億5,793万8,711円。

2の営業費用につきましては、(1)の配水及び給水費から(5)その他営業費用を足した額3億5,003万107円、営業利益は、営業収益から営業費用を差し引いた額790万8,604円となっております。

3の営業外収益は(1)の長期前受金戻入と(2)雑収益を足した額3,783万7,777円となっております。

4の営業外費用は、(1)支払い利息の額2,723万3,337円。営業外収益から営業外費用を差し引いた額1,060万4,440円が営業外収支となり、経常利益につきましては、営業利益の709万8,604円と営業外収支の1,060万4,440円を足した額、合計1,851万3,044円となり、当期の損益については、経常利益1,851万3,044円が当年度の純利益、結果黒字となっております。

その下の段ですが、前年度繰越利益剰余金は該当がなく、当年度末処分利益剰余金は、当年度純利益の1,851万3,044円となります。

続いて、348、349ページをお願いいたします。

平成29年度の水道事業剰余金計算書となっております。表の左、資本金になりますが、全て自己資本金となっております。資本金の当年度の変動額につきましては、町からの出資金3,000万円の増となっております。

次に、剰余金ですが、剰余金には、「資本剰余金」と「利益剰余金」があります。資本

剰余金につきましては、増減がなし。

続いて、利益剰余金ですが、利益処分により、それぞれの区分で積み立てをさせていただいております。

建設改良積立金につきましては、前年度、平成28年度に生じた純利益1,172万3,026円を積み立て処分したことにより、当年度末残高は6,499万1,851円となっております。

次に、未処分利益剰余金の残高は、先ほどの損益計算書で説明をさせていただきました平成29年度末時点の未処分の利益剰余金で、1,851万3,044円。

利益剰余金の合計では、当年度末純利益が増加し、当年度末残高は7億6,303万5,811円となっております。

表の右、中段の資本合計の当年度末残高、こちらにつきましては、4,851万3,044円増、17億6,898万7,993円となっております。

続いて、下の表をごらんください。剰余金の処分計算書（案）となっております。地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決により剰余金の処分をお願いする内容となっております。

349ページ、表の下、右にあります未処分利益剰余金、当年度末残高1,851万3,044円全額を建設改良積立金に議決処分していただき、建設改良積立金の処理後残高を8,350万4,895円に増額し、未処分利益剰余金の繰越残高をゼロにしたいというものでございます。よろしく願いいたします。

次に、350、351ページをお願いいたします。

平成29年度の貸借対照表です。表は、「資産の部」「負債の部」「資本の部」に分かれております。

350ページ、「資本の部」では、1の固定資産は（1）の有形固定資産で、合計額が36億6,943万760円。

2の流動資産については、現金や比較的短期間のうちに回収されます債権、売却によって現金にかえることができる資産で、（1）の現金預金から（3）の貯蔵品の合計4億6,121万3,602円。

資産の合計については、1の固定資産と2の流動資産を合わせた、合計41億3,064万4,362円となっております。

351ページをお願いいたします。

負債の部についてですが、3、固定負債は、平成31年度以降に償還期限が到来します企業債元金の償還金残高となっております。

4の流動負債は、（1）企業債から（5）引当金の合計で、2億4,642万7,13

0円。

5の繰延収益は、(1)の長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額の差し引きとなります10億4,424万908円。

負債の合計については、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益の合計23億6,165万6,369円となっております。

続いて、資本の部ですが、6の資本金は10億595万2,182円、7の剰余金は、(1)の利益剰余金で、事業活動においてこれまでに生み出した利益の積立額となっておりますが、イの減債積立金からニの当年度末処分利益剰余金の合計額7億6,303万5,811円。

資本の合計は、6の資本金、7の剰余金を足した17億6,898万7,993円。

負債の部、資本を足した合計41億3,064万4,362円となり、右側の350ページの資産合計と同額となっております。

352ページからは決算附属資料の水道事業報告書でございますが、水道事業の事業概況で総括や予算等の議決事項、353ページ、354ページでは建設工事の実施概況を報告しております。

建設工事については、防衛補助による老朽管の布設がえ工事、10工事を実施しております。総額につきましては、1億1,183万4,000円となっております。

355ページをごらんください。

こちらには業務量を記しておりますが、当年度における年度末給水人口が2万1,142人、年度末の給水戸数が7,863戸、年間配水量が306万7,138立方メートル、年間の有収水量については246万2,460立方メートル、いずれも前年を上回る状況となっております。

357ページをごらんください。

水道事業キャッシュ・フロー計算書について説明をさせていただきます。キャッシュ・フロー計算書ですが、事業活動により、平成29年度においてどれだけの資金が増減したかを示す計算書となっております。

1の業務活動によるキャッシュ・フローですが、損益計算書の当年度純利益から始まり、業務活動により1億3,897万4,349円の資金がふえた結果となっております。

2の投資活動によるキャッシュ・フローでは9,619万2,094円の資金が減少。

3の財務活動によるキャッシュ・フローでは、4,748万1,141円の資金が減少しております。

平成29年度においては、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動による差し引き合計で469万8,886円の資金が減少した結果となっております。

以上、認定9号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成29年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、平成30年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第9号は、産業建設常任委員会に付託します。

本日の日程のうち、以上をもって平成29年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

落合代表監査委員には、監査報告お疲れさまでございました。ありがとうございました。暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時43分再開

議長（馬場周二君） 会議を再開いたします。

日程第14 議案第40号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（馬場周二君） 日程第14、議案第40号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第40号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,648万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,674万1,000円とするものであります。

今回の補正の主な款別の増減額を申し上げますと、まず、歳入では9款地方特例交付金において1,396万1,000円の増、10款地方交付税において3,028万5,000円の増、14款国庫支出金において1,121万9,000円の増、18款繰入金において5,448万4,000円の増、19款繰越金において1,572万2,000円の増、21款町債において6,040万円の増などとなります。

次に、歳出ですが、2款総務費において2,076万4,000円の増、3款民生費において3,411万7,000円の増、8款土木費において4,028万3,000円の増、10款教育費において9,190万3,000円の増となります。

なお、今回の補正により財政調整基金からの繰り入れは7億5,960万1,000円となり、財政調整基金の残高見込み額は、予算ベースで16億4,631万4,000円となっております。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長(馬場周二君) 高橋財務課長。

[財務課長 高橋淳巳君発言]

財務課長(高橋淳巳君) それでは、議案第40号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)の議案書、表紙1ページをごらんください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、これにつきましては、2ページから6ページまでに記載されており、説明につきましては、後ほど補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明をさせていただきます。

次に、第2条 地方債の追加及び変更は、第2表・地方債補正によることとなっており、これにつきましては、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、追加といたしまして、学校教育施設等整備事業債ですが、こちらは駒小体育館の

用地取得に対するものが2, 160万円、吉中校舎増築関連の駐輪場など、移設工事に対するものが2, 980万円でございます。

また、変更といたしまして、臨時財政対策債ですが、こちらは臨時財政対策債の発行可能額の確定によるもので、補正前の限度額2億6, 500万円に750万円を追加し、2億7, 250万円とするものです。

次に、緊急防災・減災事業債（南下城山防災公園整備事業）ですが、これは起債対象事業費の増額によるもので、補正前の限度額1億2, 200万円に120万円を追加し、1億2, 320万円となります。

次に、公共施設等適正管理推進事業債（町営住宅下野田団地解体事業）ですが、こちらも起債対象事業費の増額によるもので、補正前の限度額720万円に100万円を追加し、820万円とするものです。

同じく、公共施設等適正管理推進事業債の町民プール解体事業ですが、こちらは、起債対象事業費の減額によるもので、補正前の限度額860万円から70万円を減額し、790万円とするものです。

次に、11ページをごらんください。

ここから主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

まず歳入、9款1項1目1節地方特例交付金ですが、減収補てん特例交付金の交付決定に伴い、1, 396万1, 000円の増となります。

次に、10款1項1目地方交付税1節普通交付税は、普通交付税の算定の結果、額が確定したことによるもので、3, 028万5, 000円の増となります。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費国庫補助金で、保育所等整備交付金619万5, 000円の増となります。こちらは、補助基準額の増によるものです。

次に、13ページ下段をごらんください。

18款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、3, 948万3, 000円の増額です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰り入れは7億5, 960万1, 000円となり、財政調整基金の残高見込み額は、先ほど町長の説明にもありましたとおり、予算額ベースで16億4, 631万4, 000円となります。

次の2目1節湧水対策施設維持管理基金繰入金は976万8, 000円の増額です。こちらは、歳出の増に伴うものです。

同じく、3目1節教育文化振興基金繰入金は500万円の増額です。こちらは、歳出の八幡山グラウンド仮設広場整備工事に充当するものであります。

次に、14ページ中段をごらんください。

19款1項1目1節繰越金ですが、平成29年度決算剰余金の確定により、1,572万2,000円の増となります。

そして、歳入の最後となりますが、15ページ、町債につきましては、先ほど地方債の補正にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、歳出の主な補正内容につきましてご説明いたします。

なお、給料、職員手当等、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款を通じて人事異動等による増減となっておりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、17ページ下段をごらんください。

2款総務費1項総務管理費9目基金費25節積立金786万2,000円の増ですが、こちらは、平成29年度の決算により実質収支が確定したことによる積立金の増となります。

次に、21ページ中段をごらんください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費23節償還金、利子及び割引料で、経済対策臨時福祉給付金返還金531万9,000円の増となります。こちらは、平成29年度の事業の精算に伴うものとなります。次に、6目障害者福祉費23節償還金、利子及び割引料で、返納金2,070万4,000円の増となります。こちらも平成29年度の事業の精算に伴うものとなります。

次に、22ページ下段をごらんください。

3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費19節負担金、補助及び交付金で、私立保育所等施設整備補助金697万円の増となります。こちらは、第3保育園の新築事業に関するもので、補助基準額の増に伴うものです。

次に、25ページ中段をごらんください。

6款農林水産業費1項農業費7目渇水対策施設維持管理費18節備品購入費で832万8,000円の増となります。こちらは、小倉揚水機場の揚水ポンプが故障したことにより、新たに購入するものとなります。

次に、27ページ下段をごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費15節工事請負費で、道路維持補修工事（単独）630万円の増です。こちらは、町内の道路や側溝など、緊急補修工事の増によるものです。

次に、28ページ上段をごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費13節委託料で、道路改良測量設計委託料（単独）1,620万円と増となります。こちらは駒寄スマートICの東側、町道2路線の道路改良に伴う測量設計委託料です。

次に、29ページ上段をごらんください。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費13節委託料490万円の増となります。内容といたしましては、こちらも駒寄スマートIC東側へのバスターミナル概略検討のための業務委託料となっております。

次に、30ページ中段をごらんください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費18節備品購入費769万1,000円の増です。現在スクールバスは2台で運用しておりますが、そのうちの老朽化の著しい1台を更新するものでございます。

次に、31ページをごらんください。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費22節補償、補填及び賠償金1,000万円の増です。こちらは、駒小体育館改築事業に伴う補償物件の解体費の増などによるものです。

次に、10款教育費3項中学校費3目学校建設費15節工事請負費4,967万円の増です。まず、校舎増築関連移設工事の3,985万2,000円ですが、こちらは、吉中の校舎増築工事に伴う駐輪場、体育器具庫、部室の移設工事費です。もう一つ緊急対策工事の981万8,000円につきましては、ブロック塀の撤去及びフェンス等の設置工事のためです。

次に、34ページ中段をごらんください。

10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費15節工事請負費288万5,000円の増となります。こちらの内容につきましては、町民プール解体工事が入札の結果により993万6,000円の減額、また、新規事業といたしまして、八幡山グラウンドの南側、町有地に仮設広場を整備するための工事費といたしまして1,200万円の増額などがございます。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な増減内容となります。

また、36ページから38ページまでは、給与費明細書となっております。

最終の39ページは、地方債の平成28年度末及び平成29年度末における現在高並びに平成30年度末における現在高の見込みに関する調書です。今回の補正予算で臨時財政対策債など、起債の借り入れ限度額を変更いたしましたので、本調書を添付させていただきました。

また、参考資料といたしまして、本補正予算の説明資料となりますが、A4判で18ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。ただいまのご説明の中で、ページで言いますと34ページになるんですけども、10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費の中で15節工事請負費、ここに八幡山グラウンド仮設広場整備工事1, 200万円が計上されておるんですが、これはどのような利用目的にこの仮設広場を整備するのかということと、今その整備の必要性がどうしてあるのか、その辺の根拠。

それから、いずれこれは八幡山グラウンドの全体的な整備になると思うんですけども、その全体的な整備計画の中の一端でこれやるのか、それとも全体的な整備になるときに、この仮設広場はまた壊してしまうのか、その辺についてちょっとお答え願えますか。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） この八幡山グラウンド仮設広場整備工事について、ちょっとご説明させていただきます。

この主要事業のほうにも書かせていただいたんですが、八幡山グラウンドの拡張事業用地として買収済みの町有地の有効活用を図るため、現八幡山グラウンドの南側、ちょうど今駐車場が一部あると思うんですが、その南の部分を含めまして、道路までの範囲の中で仮設広場を整備する予定でございます。

この今どうしてというお話なんです、この近年県内でもありましたが、学校の校庭の中でいろいろ事故が起こったりという話が聞こえてきております。吉岡町におきましても吉岡中学校の校庭で野球部、それからソフトボール部の同時利用ということで、以前から危険性が心配されておりました。そういった部分もありまして、ソフトボール部の練習場にも使えるような仮設広場が整備できないかという形でございます。

大もと、メインの目的としましては、町有地の有効利用ということになります。

そして、今後のイメージの部分なんです、あくまでもこれは八幡山グラウンドの拡張事業の範囲内でございます。ただ、今後以前に一般質問でも答弁させていただいたかと思うんですが、今後町として大きな事業が立て込んでおりまして、今後近い将来ということで、このグラウンドの仮設広場の整備が進むということはちょっと難しいかなと考えておりまして、ただ、そういった有効利用ということもありますので、現在の用地を上を少しカットしまして、少し下げて、できるだけ今のグラウンドに近いレベルに合わせながら、そこをソフトボール等の練習場として活用できないかという形で、今準備を進めているところでございます。

議 長（馬場周二君） ほかにございませんか。
飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 29ページの上のバスターミナル概略検討業務という委託料があります。
ちょっと説明をお願いしたいんですが。

議 長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） こちらのバスターミナル概略検討業務につきましては、先ほど説明がありましたように、駒寄インターの東側で、今商業誘致エリアということで進めておりますけれども、そこに高速バス等の発着を誘致を検討しております、その基礎的資料にするために補正で上げさせていただきました。以上でございます。

議 長（馬場周二君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第40号は、総務常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。2時25分といたします。

午後2時03分休憩

午後2時25分再開

議 長（馬場周二君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第41号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（馬場周二君） 日程第15、議案第41号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第41号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,158万3,000円とする

ものであります。

補正の内容につきましては、平成29年度決算の確定による繰越金の増額によるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 議案41号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

この補正の内容といたしましては、先ほどの町長の説明のとおり、平成29年度決算が確定いたしまして、実質収支額が32万7,391円となりました。これを平成30年度の繰越金として歳入額を補正するものでございます。

補正予算書の2ページの「第1表」歳入をごらんいただきたいと思います。

第3款の繰越金の既決予算については、20万円を見込んでおりましたが、決算額の確定に伴いまして繰越金が32万7,391円になったことから、12万7,000円の増額をいたしまして、32万7,391円に補正をお願いするものでございます。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページになりますが、1目学校給食費16節原材料費の給食用食材料費を12万7,000円増額させていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第42号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第16、議案第42号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第42号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,945万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,808万6,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明を申し上げます。

2ページの第「第1表・歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書にて説明をし、その後、4ページ、「第2表・地方債補正」の説明をさせていただきます。

議案書7ページをごらんください。

歳入より説明をいたします。

歳入第3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道費国庫補助金、社会資本整備費総合交付金1,160万円の減額。これは国交省所管の補助金となりますが、交付額の確定による減額となります。

第5款繰入金385万1,000円の追加。歳入歳出の相殺による追加補正となります。

第8款町債2,720万円の追加。第3款国庫補助金の減額及び区域拡大に伴います事業費増額による財源措置として、公共下水道事業債の追加をお願いするものです。

続いて、主な歳出について説明いたします。8ページをごらんください。

歳出、第1款下水道費1項下水道費1目総務管理費755万4,000円の追加。2節給料から4節共済費及び19節の負担金にかかわるものです。内容につきましては、全額4月の人事異動に伴う給与等の追加補正となっております。3目建設費1,223万7,000円の追加。2節給料から4節共済費及び19節負補交の減額につきましては、4月の人事異動に伴う給与等人件費の減額となります。13節委託料は、11万8,000円の追加、国庫補助及び県費補助の管渠実施設計業務の単価等見直しによる補正となっております。15節工事請負費1,635万4,000円の追加。内容は、補助事業分で、417万2,000円の追加、単独事業分で1,218万2,000円の追加補正をお願いするものです。

9ページをごらんください。

第2款公債費1項公債費1目元金17万円、2目利子31万9,000円。ともに確定による補正となっております。

歳出につきましては、以上でございます。

戻りまして、4ページをごらんください。

地方債の変更になりますが、「第2表・地方債補正」で起債の目的、公共下水道事業債において事業費見込額の増額に伴い、起債の限度額を9,330万円を1億2,050万円に変更をしたいものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第42号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第17 議案第43号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（馬場周二君） 日程第17、議案第43号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第43号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,345万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,492万1,000円とするものであります。

補正内容につきましては、平成29年度決算による繰越金の増額などが主なものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。議案書の7ページをごらんください。

歳入の部、第1款は県からの納付金額決定通知に基づき補正するもので、全体で250万4,000円の増額補正するものです。

次に、第8款の繰越金は、第1項第1目療養給付費交付金繰越金と第1項第2目のその他繰越金は、平成29年度決算が確定し、全体で2,094万9,000円を繰越金として増額補正するものです。

8ページをごらんください。歳出の部に移ります。

第1款第1項第1目の一般管理費は、国保情報集約システム委託料の増とシステム改修によるもので、110万1,000円を増額補正をするものです。

第3款につきましては、先ほどの歳入と同様ですが、県からの納付金額決定通知に基づき補正するもので、第1項の医療給付費分は、113万4,000円の増額補正し、第2款の後期高齢者支援金分は41万円の増額補正で、次ページをごらんいただきまして、同じく第3項の介護納付金分につきましては、14万1,000円減額補正します。

第8款の諸支出金は、国庫金等の前年度の精算により償還するもので、全体で2,094万9,000円を増額補正し、返還するものです。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第44号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（馬場周二君） 日程第18、議案第44号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第44号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,770万3,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をいたします。

2ページの「第1表・歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。議案書の7ページをごらんください。

歳出になりますが、第1款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費1目総務管理費83万9,000円の減額です。歳出の内訳、2節から19節までの大半が4月の人事異動に伴います人件費、給与費等の補正ですが、19節負補交付、渋川広域ごみ運営費負担金6万3,000円の減額は、汚泥処理量の確定による補正となっております。第2目施設管理費11節需用費27万円の増。集落配水処理施設3カ所におきまして、消防法に基づく火災感知器や消火器の交換に伴う追加補正となっております。

第2款1項公債費1目公債費元金23節償還金、利子及び割引料10万円の減、2目公債費利子23節償還金、利子及び割引料4万7,000円の減、ともに額の確定による減額補正となります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第44号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第19 議案第45号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第19、議案第45号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第45号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,710万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,546万4,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成29年度決算により繰越金の増額によるものなどが主なものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、吉岡町介護保険特別会計補正予算の主な説明をさせていただきます。

議案書の歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。議案書の7ページをごらんください。

第1款保険料、第2款第3目及び次のページ、8ページの第3款、第4款、9ページ、第6款につきましては、歳出補正します事業の県、国、町の歳入分の負担割合の調整であります。

続いて、ページを戻りまして、7ページにお戻りください。

第2款第1目及び第2目につきましては、第1目調整交付金の一部が第2目地域支援事業交付金で交付されることとなったことによる歳入更正であります。

続いて、9ページ、第7款の繰越金は、平成29年度決算が確定し、3,703万7,000円を繰越金として増額補正するものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出のほうに移らせていただきたいと思います。

第4款第1項第2目任意事業費につきましては、郵便料の不足が予想されることから、1万8,000円の増額補正となります。

次に、第2項第4目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費につきましては、当初見込みより支出が見込まれるため、5万円の増額補正です。

第5款第1項第1目の第1号被保険者保険料還付金は、前年度中に死亡または転出等により保険料を還付するもので、24万円の増額補正です。

第2目の償還金及び第5款第2項繰出金につきましては、平成29年度決算額が確定したことから、国、町への返還金であります。

第6款基金積立金も平成29年度決算額が確定したことから、2,069万8,000円を基金に積み立ていたします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第20 議案第46号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（馬場周二君） 日程第20、議案第46号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第46号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,783万5,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成29年度決算による繰越金の増額が主なものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算書の歳入歳出事項別明細書で説明いたします。議案書の6ページをごらんください。

歳入の第4款繰越金は、平成29年度決算が確定し、308万6,000円を繰越金として増額補正するものです。

続きまして、7ページをごらんください。

歳出の第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の繰越金の補正額308万6,000円をそのまま増額補正するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第21 議案第47号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第21、議案第47号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第47号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出で47万円の減額補正を、また、資本的収入及び支出においては、支出で3万5,000円の追加補正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をいたします。

議案書2ページ、水道事業会計補正予算実施計画書をごらんください。

収益的収入及び支出ですが、支出で第1款水道事業費用1項営業費用1目配水及び給水費2万4,000円の追加、2目総係費49万4,000円の減額、いずれも4月の人事異動に伴う人件費の補正で、収益的支出において合計47万円の減額補正をお願いするものです。

次に、資本的収入及び支出では、支出で第1款資本的支出1項建設改良費1目配水設備工事費、人件費3万5,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第47号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第22 同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（馬場周二君） 日程第22、同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について、吉岡町教育委員会の委員1名が9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求めたい委員候補者は、藤多ゆかり氏でございます。

生年月日及び住所は、議案書に記載のとおりであります。

藤多ゆかり氏は、現在は前橋市になっております粕川村で生まれ、粕川中学校から前橋商業高校を卒業され、その後県内金融機関に就職し、35年にわたって勤務されております。結婚を機に吉岡町に住まわれてからは、地元での信頼も厚く、育児の傍ら、地元もみじ子供会の副会長や駒寄小学校PTAクラス役員、母子保健推進員、漆原西家庭婦人バレーボール部長などを歴任されております。

藤多氏は、このように、地域活動にご熱心であることに加え、人格が高潔であるとともに、働きながら4人の子供を持つ母親として教育にも熱心であります。

教育及び文化に関し、識見を有する方であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定も満たしております。

何とぞ同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規

定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、同意第2号は原案のとおり可決されました。

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（馬場周二君） 日程第23、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、その補充の推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

その候補者の氏名は、小林祐司さんであります。住所及び生年月日については、議案書に記載のとおりであります。

地域から信頼され、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方であります。

よろしく願いを申し上げます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定されました。

日程第24 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（馬場周二君） 日程第24、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、その補充の推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

その候補者の氏名は、中島信好さんであります。住所及び生年月日については、議案書に記載のとおりであります。

地域から信頼され、人格見識も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解ある方でございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定されました。

日程第25 議長報告

議長（馬場周二君） 日程第25、議長報告。

この議長報告は、お手元に配付しておりますとおり、群馬県町村議会議長会会長仲澤太郎氏により「群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について（依頼）」を受理したものです。

本議題につきましては、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

散 会

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会します。

ご苦勞さまでした。

午後2時58分散会

平成30年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成30年9月7日（金曜日）

議事日程 第2号

平成30年9月7日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	高田栄二君
財務課長	高橋淳巳君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	米沢弘幸君	産業建設課長	石田哲保君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	小林康弘君		

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開 議

午前9時30分開議

議長（馬場周二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

これよりお手元に配付してあります本日の議事日程（第2号）により会議を進めます。

一般質問の通告のあった4人の一般質問を行います。

日程第1 一般質問

議長（馬場周二君） 日程第1、一般質問を行います。

4番五十嵐善一議員を指名します。五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君登壇〕

4番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。通告に従い、一般質問を行います。

まずは、先月10日、群馬県の防災ヘリコプター「はるな」が中之条町地内の横手山付近で墜落し、とうとい命を落とされた4名の県防災航空隊員と5名の吾妻広域消防本部職員の方々に深く哀悼の意を表しますとともに、ご遺族並びに関係者の皆様に心からお悔やみを申し上げます。

また、7月上旬の広島、岡山、愛媛県などを中心とする西日本豪雨により、とうとい命を奪われてしまった数多くの方々とそのご遺族の皆様に対し、心よりご冥福とお悔やみを申し上げます。あわせて被災された多くの方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さらに、強風による甚大な被害をもたらした台風21号が去ったかと思ったら、昨日未明には北海道胆振地方中東部を震源とする最大震度7の地震が発生し、災害大国日本をほうふつさせる事象が次から次へと発生し、改めて自然への畏敬の念に駆られているところであります。

さて、年金保険料記録が失われた「消えた年金問題」、海上自衛隊補給艦「とわだ」の航海日誌の廃棄、薬害肝炎患者リストの放置など、相次ぐずさんな公文書管理への反省から、当時の福田康夫首相が2008年の施政方針演説で法制化を表明し、2009年法律第66号として成立、2011年4月1日に施行された「公文書等の管理に関する法律」では、公文書を国民共有の知的資源と位置づけ、政策決定の経緯を記録することで、行政の透明性を高め、健全な民主主義を支える狙いがありました。

しかし、その後も東京電力福島第一原子力発電所事故では、原子力災害対策本部などが議事録を作成していなかった問題のほか、近時では学校法人森友学園への国有地売却の経緯に関する文書の廃棄や財務省による決裁文書の改ざん、加計学園の獣医学部新設問題に

関する総理秘書官の言動、廃棄とされた南スーダン国連平和維持活動の日報が見つかった問題など、同法施行後も省庁のずさんな公文書管理の実態が浮かび上がり、国民の知る権利は妨げられ、国会も虚偽の資料や答弁で機能不全に陥るなど、行政監視の基盤が実は危機に瀕していたことが明らかにされたところであります。

しかし、日常業務の中で公文書が適正に管理されているかどうかを、現状では外部からチェックすることはできず、全ては公務員自身の自覚にかかっているところでもあります。

中央省庁のみならず、地方自治体においても、公文書の重みを公務員が理解せず、公文書管理に無関心であるがゆえに、公文書を粗雑に扱い、ずさんな管理の結果として、今さまざまな問題が発覚しております。

そこで、改めて吉岡町における公文書の保存・管理に関して、5項目の観点から町長にお伺いいたします。

まず、1つ目は文書の整理及び保存の現状についてであります。

吉岡町にあっては、吉岡町文書取扱規程（平成20年4月1日、訓令第28号）にのっとり、総務政策課長を文書管理主管課長として、適正な文書管理に努めていただいているものと認識しておりますが、文書の整理に始まり、分類、保存年限の種別判断、保管、保存等の実質的作業は誰が行っているのか、お答え願います。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいま五十嵐議員のほうから、台風21号ということで過ぎ去ったわけでございます。安心していただきながら、9月6日午前3時8分に北海道地方で大きな地震が発生し、とうとい命が失われました。心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

本日は、4名の議員より質問をいただくわけでございます。精いっぱい答弁をさせていただきます。

まず初めに、五十嵐議員より質問をいただきました。文書の整理、分類、保存年限の種目別判断、保管、保存等の実質的作業は誰が行っているかについて答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、公文書の取り扱いについては、議員おっしゃるとおり、ちょうど10年前に時の福田首相の施政方針において法制化が表明され、その後「公文書等の管理に関する法律」、いわゆる公文書取扱法の制定を見るところでもあります。

それまでの公文書の位置づけは、昭和62年に制定された「公文書館法」という法律で、貴重な歴史的資料として残していくことに主眼が置かれておりました。

さて、文書関係の実質的作業ですが、吉岡町文書取扱規程に基づき、各課の文書取扱主

任を中心といたしまして、各職員が行っております。ただ、疑義や判断に迷うものについては、総務政策課庶務行政室へ照会や相談をしながら現在行っているという状況でございます。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） たしか文書取扱規程の中で、文書取扱主任、それと文書取扱主任補助者というような役を持った方がおられると思うんですけども、そういった方がやはりある程度中心になってやると思うんですね。今、町長の答弁ですと、そういった言葉は出てこなかったんですけども、改めて文書取扱主任、それから取扱主任補助者というのは、現在それぞれ何人ぐらいおりますでしょうか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議 長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 文書取扱主任については、ただいま課に1名ということで配置しております。取扱補助者についても同様なんですけれども、あくまでも補助者は補助者でございまして、取扱主任のほうが中心に、文書整理月間を年に1度設けておりまして、そこで文書の目次なり目録なりの管理で文書1枚1枚を特定いたしまして、保存年限を決めた管理を行っておるところでございます。

文書につきましては、当然決められたサイクルがございまして、用いているときと、その文書を実際用いなくなった段階を捉えて保管という形でいきまして、さらに参照する必要がなくなったときに保存という形で書庫に保存する。そのような体系を組み立てるに当たりまして、文書が大量になりますので、補助者のほうが運搬等の補助を行っていくような形でございます。

なお、文書整理月間については、毎年6月に実施しております。以上です。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 各課に1名の取扱主任を配置しておるということでございます。公務員の中でも、行政職員の仕事というのは、文書に始まり文書に終わるとさえ言われております。近年の行政職員は、文書の作成にはワープロや表計算等のコンピュータソフトを使用しております。作成された文書はプリントアウトされ、またはコンピューター上のどこかの領域に保管されることになるとは思いますが、パソコン内のデータ管理というものは、現

実どのように行っておりますでしょうか、お答え願います。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 先ほどご説明ございました文書取扱法におきます公文書の定義の中に、組織的に利用するものというものの定義がございまして、また同法では、電子的、磁気的方法で作成された記録についても公文書としておるところでございます。

一方、吉岡町の文書管理は全て紙媒体で行っております。組織的な利用に供する文書及び意思決定を行った決裁する文書についても同様でございます。また、文書に附随するメール、資料についても、基本的には紙で印刷いたしまして、添付しております。

また、パソコン内の公文書についても、基本的には紙とリンクする形での保存という運用で考えておまして、パソコン内のデータについて、また別に全てを管理するということは行っておりません。また、パソコン内部にある文書のセキュリティー上の問題等については、例えばパソコンに接続する外部媒体、USBとかそういうものに接続規制をかけることによって行っております。以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまの答弁ですと、パソコン内のデータについては特に管理はしていないということでございます。ただ、現在パソコンが普及し、1人1台体制がほぼ当たり前の時代になり、年々情報量も増加しております。もしかしたら不要文書がパソコンやサーバの中に移動し、直接目には見えない状態になっている可能性もあると思われまます。文書の移しかえ及び引き継ぎを行う、先ほど課長からの答弁の中にございましたが、6月の文書整理期間に合わせて電子文書の管理にも配慮していただきたいことをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、保存書庫における保存公文書の占有率についてであります。

吉岡町文書取扱規程では、第43条で、文書の保存は各主管課でそれぞれの文書の保存年限に従って、保存期間が満了するまでの期間保存し、第44条では、保存の主体として、永年保存簿冊は総務政策課が集中的に担当し、10年保存以下の簿冊の保存は各主管課で担当。第45条において、保存書庫の管理として、永年保存簿冊の保存書庫は総務政策課が管理することとなっております。

「6自治体で保管庫満杯」との見出しで7月のJ新聞が報じたところでは、群馬県と県内35市町村でつくる県市町村公文書等保存活用連絡協議会の公文書保存効率化研究会の初会合で、会合に参加した18市町村のうち、6自治体で文書を保管する書庫が満杯状態の占有率100%であったとのことあります。

そこで、町長にお尋ねいたします。

7月18日に県立文書館で開催された公文書保存効率化研究会の初会合に、当町の公文書担当職員は参加しておりましたでしょうか。

また、当町の保存書庫の利用状況であります、保存公文書の占有率はいかにほどになっているのかお答え願います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましても、総務政策課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員ご質問の、まず公文書保存効率化研究会の担当職員の参加についてですが、公文書を担当しております職員1名が参加しました。

次に、町の保存書庫における公文書の占有率でございますが、今回改めて各所属ごとに調査を実施しましたところ、ほぼ100%でございました。ただ、これも各職員の自己申告に基づく100%ということになってございますので、担当職員に任せることなく、私のほうも書庫を点検させていただきながら、必要ないものが置かれていないかとか、あるいは汚れていないかとか、その辺については改めて点検しながら、また行っていきたいと。また、既存の文書の保存年限を見直す等の措置を行いながら、有効な文書保存体制を構築してまいりたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 当町にあっても、保存書庫は大分いっぱいになっているというような状況であります。そのようなことを考えますと、これから先、文書量を抑えるために、電子化の推進に取り組むなど対策を考えておいていただきたいことをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、文書取扱主任に対する研修の現状についてであります。

財務省による文書改ざんなど公文書をめぐる問題を受けて、政府が7月に決めた再発防止策では、文書管理に携わる職員の重要性が再認識され、その研修強化が打ち出されたところであります。

そこで町長にお尋ねいたします。

吉岡町文書取扱規程第6条で、課及び出先機関に文書取扱主任を置き、課内における文書事務についての指導及び調整、課内で管理する文書の整理、保管、移しかえ、引き継ぎ、保存及び廃棄に関する作業の指揮等、文書取扱主任は、まさに文書管理を担う重要な存在

であると思われませんが、文書取扱主任に対して、指名時及び指名後の定期的な研修をどのように行っているのかお答え願います。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 文書取扱主任に関する研修なんですけれども、この研修に先立ちまして、新規に入所した職員について、これは吉岡町文書管理の手引書という冊子がございます、こちらに議員ご指摘の文書の一連のサイクルですね。整備、保管、移しかえ、引き継ぎ、保存、廃棄と、そのような流れの定義を全部位置づけたものについて、一度新人のときに研修をさせていただいて、その後は文書主任、おおむね若手職員になっていただいているんですけれども、文書整理月間6月に実施しているものに先立って、4月に主に文書の整理、保管、引き継ぎ、保存、廃棄のこの流れにのっとった、移しかえ、引き継ぎをメインにした研修を行っております。それに加えて、目次等の整理も指導しているところでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまの答弁ですと、新しく入られた職員に対して手引書等による教養を行い、その後は毎年6月の文書整理期間に合わせ、その前に4月に行っていたというので、少し安心しております。やはり文書取扱主任というのは、吉岡町における文書管理の専門家であるとの認識のもと、その人材育成には十分に力を入れていただきたいことをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

4つ目は、文書管理システムの運用実態についてであります。

総務省では、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化の両立を図るため、ICTを活用した行政改革に取り組んでいる中で、行政文書の保存・管理から公開・提供に至る一連の業務・システムの最適化を実現すべく、電子文書や紙の文書をデジタル化したものをコンピューター内に格納・管理する一元的な文書管理システムを整備・管理しているところであります。

県市町村公文書等保存活用連絡協議会が、昨年11月から12月に県内35市町村を対象に実施した公文書の保存管理状況に関する調査では、文書管理システムの導入を「している」と回答したのが18自治体で51.4%だったのに対し、「していない」が17自治体の48.6%であったとの記事が5月のJ新聞に載っておりました。

文書管理システムでは、文書作成時に保存期間等が定められ、期間が過ぎれば自動的に削除される機能が実装されている場合がほとんどで、面倒な保存と保管を簡単に行えるなどのメリットがあります。

そこで、町長にお尋ねいたします。

このように文書管理に際し、作業の効率化が図れる文書管理システムの運用実態は、現状どのようなになっているのか、お答え願います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましても、総務政策課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員ご質問の文書管理システム、公文書のデジタル化、文書管理システムの導入は、業務を効率化できる意味でかなりの可能性を持っておるというところでもあるものだと認識もしております。

ただ、現状、全ての公文書を紙で管理していることを踏まえたと、例えばスキニングですとかそういった手間を考えますと、直ちに準備できるものではございませんので、整備には相当な期間、労力、また当然そちらのスキニング等を考えますと、そちらで発生する労力を職員で行っていくにはある程度の限界があるということで、全てを移行させるということには非常な経費が必要であると考えられます。

したがいまして、実際今、システムチックな運用というのは手作業でも行われているところがございますので、それをシステム、要するに電算システムの中に置きかえるということは十分可能ではございますので、ただ可能ではあるんですけども、そういった意味での手作業を積み重ねないと移行ができないという意味では、難しさと経費の問題があるというふうに認識しておるところでございます。

ただ、今後先進自治体の実例等を踏まえまして、また移行が必要になろうかと考えられるところもございますので、吉岡町に合うものを研究しながら詰めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまの答弁ですと、現在吉岡町では、まだそういうシステムの導入はしていないということでございます。やはり課長の答弁の中でも、町の行政文書は全て紙文書であるということで、紙文書の管理を行うことができるシステムでなければ、やはり真に使えるシステムとは言えないわけであります。

そういったことから、今後、適正な文書管理を支援するシステム、そういうものが構築されることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

5つ目は、公文書管理条例制定の考えについてであります。

公文書管理法第34条では、地方公共団体の文書管理について、「地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない」とする努力義務にとどめられており、現に公文書管理条例を制定している地方自治体は、昨年10月時点で21団体、都道府県5、政令市4、市区町村12というのが実情でもあります。もっとも、公文書管理条例を定めていない自治体の大半には、公文書に関する規則、規程、要綱等の定めがありますが、それらはその組織に所属する者が守るべきルールに過ぎず、公文書は住民のものであるという原則を考えれば、やはり議会や住民への説明責任を果たすという点で不十分であると考えます。

そこで、町長にお尋ねいたします。

当町では、吉岡町文書取扱規程を訓令として定め、運用しているところでありますが、上述のような理由から公文書管理条例を制定すべきであると考えますか。町長の見解をお聞かせください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 議員ご指摘のとおり、公文書取扱法第34条で、地方公共団体についても、この法律の趣旨に即した必要な施策を行うべきとの努力義務が規定されております。町では、公文書が住民の財産であるという認識のもと、吉岡町公文書取扱規程により、いわゆる訓令において文書化、管理を行っております。適切な文書管理を行うという意味においては、法の趣旨にのっとった管理体制が構築されていると考えております。

今後、法律の趣旨に加えて、町独自の方針等法律を補完する強い必然性が生じた場合や近隣市町村の動向を踏まえて検討していく考えであります。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 公文書というのは住民のものであるという原則を考えたときに、文書は住民との共有財産であるとの意識づけが必要であり、議会や住民への説明責任を果たすという点で、現状不十分であると考えます。ぜひとも条例化への道筋をつけて臨んでいただきたいことをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

次に、マイナンバーカードの普及に向けて、4項目の観点から町長の見解をお伺いいたします。

社会保障と税番号、いわゆるマイナンバーは、住民票を有する全ての国民に1人1つの12桁の番号が付番され、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一のものであることを確認するために活用されるもので

あります。

期待される効果として、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、そして行政の効率化が挙げられ、とても大切な社会基盤であると言えます。平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続においてマイナンバーが必要となり、またマイナンバーカードの交付が開始されたところであります。

マイナンバー制度導入後は、就職、転職、出産・育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面でマイナンバーの提示が必要となり、その際マイナンバー通知カードであると運転免許証やパスポート等、ほかの本人確認書類が必要となりますが、マイナンバーカードがあれば、これ1枚で番号確認と本人確認が可能となるものであります。

そこで、町長にお尋ねいたします。

まず、1つ目は、吉岡町における交付率についてであります。

平成28年1月から交付が開始されたマイナンバーカードであります。申請時に本人の顔写真の添付が必要であることなどから、交付申請者数は低調な滑り出しであったように記憶しておるところであります。交付開始から2年半が経過し、全国的に見ると、新潟県の粟島浦村では50%に近い交付率になっているようではありますが、当町ではどうか、直近での交付率についてお答え願います。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 2番目の質問といたしまして、マイナンバーカードの普及に向けて、吉岡町の交付率ということで質問をいただきました。

このマイナンバーカードにつきましては、平成28年1月に交付を開始して2年7カ月が過ぎたところでございます。

吉岡町のマイナンバーカードの交付率はいかほどかということではありますが、平成30年7月1日現在、町では1,306枚のマイナンバーカードを交付しております。交付率につきましては、6.2%となっている状況でもあります。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） ただいまの町長の答弁ですと、当町直近において、7月1日現在ですけれども、6.2%ということであります。

総務省が公表しましたことし3月1日時点での全国を対象とした交付率では約10%。その時点における群馬県全体では約9%であったことに比べますと、やはりまだまだ6.2%、低いような感じがいたします。

そこで、2つ目として、このように普及が低迷している要因についてお尋ねいたします。

総務省がまとめた平成30年3月1日時点での全国市区町村別交付枚数等状況表によりますと、当町は5.8%と最下位グループに位置しており、また直近でも6.2%ということでありますが、普及がこれほどまでに低迷している要因をどのように捉えているのか、見解をお示し願います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 詳細につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 普及が低迷している要因につきまして、先ほど議員のほうからも3月時点の交付率を述べられたところでございますが、全国の交付率、平成30年7月1日現在、11.5%となっております。国もマイナンバー制度に対する誤解が少なからず見受けられると考えております。

町もマイナンバー制度について周知、広報に取り組んできたところでございますが、個人情報外部に漏れいするのではないかと、不正利用による財産その他の被害を負うのではないかと、国家により個人のさまざまな個人情報が一元管理されるのではないかとといった懸念があるのではないかと考えられます。

このため、マイナンバー提供時に、本人確認やマイナンバーカードの偽造防止装置、暗証番号等なりすまし防止対策など、マイナンバーカードの悪用を防止するためのさまざまな安全対策について、改めて住民の皆様へマイナンバー制度について理解していただくように周知、広報に取り組むことが重要と考えている状況であります。以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまの課長の答弁ですと、それを利用される方がさまざまな被害をこうむるのではないかと、そういう意識が大きいところにも起因しているというようなことでもございました。それもでございますけれども、やはり最終的には町民へのPR不足というのは否めないと思います。

また、マイナンバーカードの今は悪いところをみんな指摘しておりますけれども、やはりマイナンバーカードを持つことによるメリットですね。このメリットを住民が享受できるような環境下がないことがやはり大きいのかなとも思います。行政は交付率のアップにもっと関心を持って臨んでいただきたいことをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、取得促進キャンペーンの取り組み状況についてであります。

全国的に見て、やはりマイナンバーカードの交付率が上がらない状況を受け、社会保障と税のマイナンバー制度で用いるマイナンバーカードの普及に向けて、全国で約9割の市区町村が取得促進キャンペーンに取り組んでいるところでもあります。

お隣の栃木県小山市では、昨年11月から、市内の入浴施設などでマイナンバーカードを提示した人に対し、通常の5倍の利用ポイントを付与するキャンペーンを実施しており、キャンペーン実施以降、着実に交付率が上昇しているようであります。

また、宮崎県都城市では、市民の利便性の向上や市役所の窓口業務の円滑化を目指し、市役所内に設置された端末にマイナンバーカードを読み込ませることで、住民票の写しや戸籍などの証明書が取得できる「らくらく窓口証明書交付サービス」を開始し、好評を博しているようであります。

このように、各自治体が知恵を絞って取り組んでいる中で、当町にあっては、まずは取得キャンペーンを現在行っているのかいないのか。行っているならば、その内容はどのようなものなのか。また、行っていないのであれば、今後どのように対応していく考えなのかをお答え願います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 取得促進キャンペーンの取り組み状況ということでご質問をいただきました。

吉岡町では、今年度のマイナンバーカード取得促進キャンペーンの取り組みといたしましては、無料写真撮影、オンライン申請等の補助について実施できればと考えておりましたが、現時点においては実施に至っておりません。

今後、補助にかかわる人員の確保等、業務体制の見直し等を図り、実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、既に申請されマイナンバーカードも役場に到達し、お渡しできる状態になっているいわゆる交付前設定はされているけれども、実際には交付に至っていない方が相当数いらっしゃいます。現時点では、通常業務時間中に予約をいただき、ご本人がカードを受領していただくこととなっておりますが、こちらに関しては窓口延長時の対応も含め、お渡しできる機会をふやすことも検討していきたいと考えております。

そのほかの対応についても、広報等での周知はもちろん、議員の質問にもありましたが、何かしらのポイントを上乗せするなどの取り組みが可能か、そしてまた先進的に取り組んでいる自治体などを参考にしていきたいというようにも思っています。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） やはり住民の取得意欲をかき立てるような促進キャンペーンを、ぜひとも実施していただきたいということをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

4つ目は、マイナポータル活用についてであります。

総務省では、さらなる住民サービスの向上と行政事務の効率化への期待を込めて、平成29年7月からさまざまなサービスの提供を可能とするマイナポータルの本格運用を開始しました。とりわけマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスを導入していただくよう、早期かつ積極的な検討をお願いしているところと認識いたしております。

子育て・福祉日本一の町を目指す当町にあって、子育てママさんへの大きな助け船となり得る子育てワンストップサービスの提供を可能とするマイナポータルの活用を図っていただきたいと考えますが、町長の気持ちをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、子育てに関する行政手続きがワンストップで可能になるほか、行政からのお知らせを受け取ることができるサービスとなっております。

議員ご指摘の子育てワンストップサービスについては、マイナポータルの機能の一つでございまして、時間がなくてなかなか役場にお越しいただけない方などに対して、子育ての手续をもっと手軽にするものということになってございます。

現在、吉岡町においては、「ぴったりサービス」といたしまして、16の手續について必要な書類が一覧で表示されまして、一部の様式についてはダウンロードなども行えるようになってございますが、オンライン申請を行えるところまではまだ至っておりません。

これにつきましては、マイナポータルに接続し、オンライン申請を受領するためのサービスを利用する必要がございまして、安全かつ確実に申請者の情報を受け取ることが目的となっております。

今まで、マイナポータルとの接続方法については、現時点では6種類の方法が提示されておりますが、いずれの接続方法を実施するにいたしましても、コストがかかる等の懸案事項等がございますことから、導入に向けての検討の域を脱するに至っておりません。

しかし、現在、群馬県が電子申請システムを更新する計画が進んでおりまして、そちらに参加することで子育てワンストップサービスのオンライン申請を実現することが可能となっております。

また、懸案の費用につきましても、参加団体の費用負担となるため、町で単独で導入するよりもはるかに安価に導入できるというような計算となっております。

群馬県の電子申請システムの更新については、平成31年9月が予定されておりました、現在検討部会が定期的開催されておりまして、町の担当者も出席しておりますので、情報収集に努めまして、オンライン申請の導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 群馬県の電子申請システムというものを視野に入れて検討されておられるということでございます。少子高齢化、人口減少時代に突入し、子育てするなら〇〇町との標語を掲げ、子育て日本一を目指す自治体がふえている中で、吉岡町が先頭を走り続けていくためにも、子育て世代への支援策は極めて重要であることをお伝えし、最後の質問に移らせていただきます。

最後の質問となりますが、学校にかかわる諸問題について、5項目の観点から教育長にお伺いいたします。

1つ目は、小中学校における校内テレビ放送システムの導入と稼働の現状についてであります。

小学校の1学期終業式の日、私たち駒寄小・学校安全ボランティアも校庭に集合した児童とともに集団下校する予定でありましたが、その日も気温はぐんぐんと上昇し、児童たちを校庭に集合させ夏休み中の諸注意を行うには、熱中症の危険があり過ぎると判断した校長先生が、児童はエアコンのきいた各教室で諸注意を受けることになりました。

放送室において、校内放送により、校長先生のお話につき、私たち学校安全ボランティアからの挨拶も1人ずつさせていただきました。

子供たちと一緒に下校する道すがら、校内放送で私たちがお話をさせていただいたことを話題にすると、子供たちの反応はいまいちでありました。校長先生のお話は名前と顔が一致しているので音声放送だけでもそれなりに受けとめていたようですが、私たちにあっては名前と顔が一致しないために、聞き流してしまったような感じがいたしました。

すなわち、音声と映像が同時に流れる校内テレビ放送システムを活用することにより、話し手の顔を見ながら耳を傾けることで、話の内容はより確実に聞き手に伝わるものと考えます。

ことし、関東地方では例年より20日以上も早く6月末に梅雨明けしたかと思えば、西日本では7月上旬には死者200人を超す豪雨に見舞われたのに続き、災害級の猛暑が日本列島を襲っております。

このように地球規模での温暖化がもたらす異常気象の増加に伴い、これからは校庭で行う予定の行事を各教室で行わなければならない事態も出てくると考えられますので、校内テレビ放送システムは備えておくべきものと考えますが、現状、当町の小中学校における本システムの導入状況はどのようになっているのか。また、導入済みであるならば、その稼働状況はどのようになっているのかお答え願います。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） それでは、学校にかかわる諸問題について、5項目ほどご質問いただいておりますので、私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

まず、校内におけるテレビ放送システムの導入状況及び稼働につきましてということでご質問いただいたところでございます。

現在、明治小学校と吉岡中学校においては放送室などで撮影した映像をライブで各教室のテレビモニターに映し出すシステムは導入されておるところでございますが、現在のところ駒寄小学校ではそういった設備ができておりません。

また、稼働状況についてですが、ライブでの放送はそれほど多いわけではございませんけれども、先ほど議員からのご質問の中にもありましたように、熱中症対策などにより、体育館に児童生徒を一堂に集めないほうがよい場合など、こうした場合については各教室で放送室から放送する、これは有効に活用できていると思っております。

それから、各学校に実習生等が来るわけでございますけれども、そうした紹介など、全体集会を開くまでもない、こういった場合につきましては、こうした活用法をとっておるところでございます。

駒寄小学校につきましては、ご承知のように、来年度体育館の建設工事を予定しております。この体育館につきましては、一度取り壊します。そして、その場所に建てるということでございますので、入学式終了後、直ちに解体を行う。そうしたときに、全体集会などといったことができなくなってしまうので、こういうことのないように、来年度に備えて、できれば本年度中にこうしたテレビ放送システムの導入をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまの教育長の答弁ですと、明治小と吉岡中には導入済みであるけれども、駒寄小への導入はまだとのこととあります。教育水準の平準化という観点からも、やはりこれは駒寄小への本システムの導入、答弁の中にもございました。前向きに検討していくということでございます。ぜひともそれを実行に移していただくよう、お願いして

おきたいと思います。

やはりあすの吉岡をしょって立つ子供たちへの投資というものは、必ず未来の貯蓄につながるものであることをお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、教室内設置TVの更新計画についてであります

当町の3校、各教室には視聴覚教材としてテレビ受像機が設置されておりますが、設置からかなりの年数がたち、経年劣化をしているものもあると考えます。故障等による不測の事態に備えるためには、計画的な更新も必要かと思われまますので、テレビ受像機の更新計画をどのように考えているのか、教育長の気持ちをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町の教室内のテレビにつきましては、平成21年度の総務省の経済対策により一斉に導入されました。

教室においては、授業の中でデジタル教科書やDVDの上映、実物投影機やタブレットとつないで映像を映すような用途で日常的に使用されております。

故障等があった場合については個別に修理等を行うことになっておりますが、今のところ大きなふぐあい等もないことから、計画的な対応などは考えておりません。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 現在のところは故障等の個別対応処理がないということで、考えていないということでございます。やはりビジュアル映像により、子供たちの想像力を大きく膨らませてくれるテレビ受像機というのは、これは大切なものでございます。現在のところは計画的な更新整備はないということでございますけれども、計画的な更新整備を前向きに検討していただきたいというふうをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、体育館へのエアコン設置についてであります。

愛知県豊田市の小学1年生の児童が校外学習の後、学校で意識を失い、救急搬送されたが亡くなったのは、夏休みに入る少し前の7月17日のことでありました。原因は熱中症でありました。

地球規模での温暖化がもたらす異常気象の中で、今夏の暑さは異常とも言え、今までの経験は通用せず、単なる声かけだけでは子供の命を守ることはできないのであります。

9月は県内の各小学校で秋の運動会が開催されます。しかし、今夏の猛暑は9月に入っても続くことが予想されることから、熱中症を警戒し、県内の複数の自治体の小学校が本年度、運動会を午前中のみ短縮して実施することになったとの記事が8月30日のJ新

聞に報じられていました。

また、先月吉岡町家庭婦人バレーボール大会が、吉中体育館を会場に開催されました。私も半日、体育館内で地元チームの応援に汗を流しました。ただ座って声を張り上げて応援している私たちでさえその暑さに耐えかねている状況でしたから、そのような過酷な環境下でプレーすることは、選手の皆さんにとっては想像を絶するつらさがあったのではないかと思うのであります。幸いにも1人の事故者もなく大会が終了できたことに安堵したところでもあります。

このように、夏場において体育館を使用して授業なり行事を行う場合、そこはサウナ状態と化すと言っても過言ではありません。また、学校体育館は、災害発生時には町の指定避難所として機能することを考えると、そこに集う子供たちの命を守るために、体育館へのエアコン設置に踏み切るなど早急な手を打つべきであると考えますが教育長の見解をお聞かせください。

議 長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在、吉岡町にある体育館には空調設備は入ってはおりません。

もちろん、あるにこしたことはありませんが、体育館への空調機器の設置には膨大な費用と維持費がかかると言われており、町財政の影響や優先順位等を考えた場合、早急に手を打つのは非常に厳しいものがあると考えております。

文部科学省が3年に1度実施している調査によりますと、平成29年度の時点で空調設備を実施している体育館は全国で1.2%、群馬県内においては0.6%という結果も出ております。

学校活動中の熱中症の予防につきましては、引き続き十分注意して対策をとっていきたいと考えておりますが、例えば社会体育行事の会場として体育館を使うような場合につきましては、開催時期の検討などで対応するなど今後考慮していかなければならない時期になっていると思われまます。

また、体育館は避難所の指定もされておりますが、時期によっては避難所としての活用がふさわしくないことも考えられますので、このことについては今後防災部局と協議していきたいと考えております。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） やはり膨大な費用、維持費等は私も重々承知していて、難しい面があるとは考えております。しかし、子供たちが安心して学び、体を動かして学校生活を送れる環境を最優先に考えるべきであり、そのためには普通教室はもとより特別教室や体育館へ

のエアコン設置にも、例えばですけれども、民間の資金やノウハウを活用するPFI方式をも視野に入れ、前のめりになって取り組んでいただきたい。

また、体育館内に温度計、あるいは暑さ指数計を設置するとか、冷水器、またはミストシャワーなどの設置も検討に値するのではないかということをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

4つ目は、通学路の安全確保への対応策についてであります。

最大震度6弱を観測した6月18日の大阪市北部地震で、安全でなければならない小学校のブロック塀が道路側に約40メートルにわたり倒壊し、登校中の小学4年の女児が下敷きになって亡くなるという痛ましい事故は、まだ私たちの記憶に新しいところであります。

ブロック塀の危険性が知られるようになったのは40年前、1978年の宮城県沖地震でありました。死者28人のうち、半数以上の18人がブロック塀倒壊の下敷きとなって命を奪われ、1981年に建築基準法が改正、強化される契機となりました。

しかし、その後も2005年の福岡県西方沖地震と2016年の熊本地震でも、それぞれ1人の犠牲者を出してしまい、そして今回の事故。過去の教訓は生かされていないのであります。

今回の事故を受け、県教委は学校のブロック塀の点検とともに、通学路をも改めて確認するよう市町村教育委員会に通知を出したところであります。

当町の学校施設における安全点検、対応策については、8月3日に開かれた全員協議会の席上、教育委員会事務局長から、「吉岡中学校におけるブロック塀等の応急対策の実施について」の報告がなされているところで、また通学路の安全確保に関しては、「吉岡町通学路交通安全プログラム」（平成28年3月）に従い、対応していただいているものと認識しております。

しかし、通学路には民家のブロック塀以外にも樹木や自販機、屋外の看板、屋根瓦、建物の外壁などさまざまな危険が潜んでいることに鑑みたとき、改めて通学路における危険箇所の把握や安全確保への対応策について、現状どのようになっているのかお尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 8月3日の全員協議会のほうでも説明させていただきましたが、吉岡町教育委員会としましては、この地震を受けまして安全点検を実施したところ、小学校については特別危険箇所は認められませんでした。中学校については、状況によっては材質の劣化等も進みまして、安全性が損なわれているということが出てきましたので、

危険解消を目的としまして、緊急的にブロック塀の改修工事に着手。そして、7月中にブロック塀上部の切断撤去を行い、8月21日から23日にかけてメッシュフェンス、目隠しフェンスの設置が無事完了したところでございます。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 通学路における危険箇所の把握や安全確保への対応策の現状についてでございますが、通学路を含めた町が管理する道路につきまして、地震や台風、豪雨時において、巡視確認を実施したりし、地元住民の方や消防、警察からの情報確認を行い、歩行者目線に合ったパトロールを実施しており、問題がある箇所を発見すれば、できる限り速やかに解消するよう取り組んでおります。

また、日常的には、職員の通勤や業務上の車で移動する際に、問題のある箇所はないか把握するよう努め、あれば早急な対応を随時行っております。

さらに、通学路に関して、「吉岡町通学路交通安全プログラム」により、合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善充実を行いつつ、改善実施につなげているところでございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまの答弁ですと、現在そういった合同点検等を実施して、危険箇所の把握に努めているというようなことで受けとめさせていただきました。やはり倒壊のおそれがある塀の所有者に対して、その危険性を伝えるのは自治体の責務であります。

しかし、現実問題として、民有地にある危険なブロック塀等については、所有者の協力なしには撤去や改善はできず、場合によっては通学路の変更・見直し、または渋川市のように民有地内のブロック塀撤去に補助金を出すなどの対策を打ち出し、通学の安全確保に万全を期していただくことを切に要望し、最後の質問に移らせていただきます。

5つ目は、地域学を学ぶ出前授業の導入についてであります。

この7月、文教厚生常任委員会の視察研修で、茨城県境町歴史民俗資料館を訪れた際のことです。

境町でも、他の自治体同様に人口減少の流れの中にあるが、それは地元生まれ、地元の小中学校を卒業し、その後高校や大学入学を機に地元を離れた子供たちが、就職先を町外に求めてふるさとに戻ってこないのも原因であり、その要因の一つに地元への愛着心を育む学習の場がなかったからではないだろうかと考え、高校の日本史の教員を退いた後、館長に就任した方が、境町が誇る数多くの民俗資料や歴史資料、そして延々と受け継がれてきた河岸の町、境の歴史に、子供たちにじかに触れてもらい、学んでもらうことで、地

元への誇りや愛着心が醸成され、一旦はふるさとを離れても、就職や結婚を機に再び生まれ育った地元へ帰ってきてくれるのではないかとの思いから、小学児童を対象とした地域学の出前授業を始めたと話されておりました。

当町の小学校においても、現在3年生を対象に「町たんけん」と称して、神社や古墳、吉岡自然エネルギーパーク等の見学を通して、地元への理解の学習を行っていただいておりますが、この5月から吉岡町文化財センターがオープンしたところでもあります。

吉岡町の歴史や文化に誇りを持ち、ふるさと吉岡への愛着心にあふれる子供が1人でも多く育つよう、文化財センターの積極的な活用とあわせ、吉岡町の歴史や文化などの地域学を学べる出前授業を導入していただきたいと思いますと考えますが、教育長の見解をお聞かせください。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 時間も残り少なくなっておりますので、現在行っております校外活動ですとか今後の取り組みなど具体的なことにつきまして、局長から答弁をさせていただきます。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町では、社会科の授業の中で、「私たちの吉岡町」という教材を活用し、小学校3年生で地域の商店街や水道、安全について、小学校4年生で主に養蚕を中心とした郷土の偉人の功績等についての学習を行っております。

また、議員言われるように、ことしの5月10日には地域を知り、郷土愛を育む施設としての位置づけを持った吉岡町文化財センターがオープンいたしました。本施設では、本町の特色である古墳や養蚕などの歴史文化に関する情報発信や各種交流事業を通じて郷土愛の醸成を図るという目的を達成できるよう取り組みを進めており、この11月には三津屋古墳について、八角形の謎を解くと題した吉岡町の古墳文化を知る講演会を開催する予定でもあります。

このように教育委員会といたしましても、地域を学ぶ場として使っていただけるような施設になるよう検討していきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 社会科の授業に関係して、さまざまな吉岡町における歴史的な場所等のお話を取り入れていただいているということでございます。やはり地域の歴史または文化などの地域学、いわゆる吉岡学なるようなものを学び、そしてふるさと吉岡への郷土愛にあふれた子供たちが1人でも多く育ってくれることを願いつつ、私の全質問を終わらせて

いただきます。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、五十嵐善一議員の一般質問が終わりました。
ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時30分休憩

午前10時50分再開

議長（馬場周二君） 会議を再開いたします。

議長（馬場周二君） 13番山畑祐男議員を指名します。山畑議員。

〔13番 山畑祐男君登壇〕

13番（山畑祐男君） 通告に従い質問させていただきますが、先ほど五十嵐議員からもお話がありました。昨日未明に北海道胆振地方で震度7の地震が発生しました。大きな被害が出ているようですが、友好都市大樹町では震度4の揺れで、現在のところ大きな被害は確認されていないようです。安心しました。

また、今月4日から5日にかけて台風21号も大きな被害をもたらしました。早い復興を望みます。

また、8月10日、防災ヘリ「はるな」の墜落により9名のとうとい命が奪われましたことに対しまして、お悔やみを申し上げるとともに、哀悼の意をあらわします。空の安全を願うものであります。

では、質問させていただきます。

最初に、男女共同参画事業について質問をいたします。

平成11年に男女共同参画基本法が施行されてから20年を迎えようとしています。町でも昨年度より男女共同参画基本計画に向けて推進協議会が発足し、基本計画策定に向けて努力をいただいていることと思います。6月議会でも大林議員より男女共同参画基本計画策定に関するアンケート結果の質問が行われ、主なもの3項目についての結果の報告が町より紹介されました。

これらの質問を踏まえて、以下についてお尋ねいたします。

最初は、男女共同参画基本計画策定に向けてについて質問を行います。

県内市町村で男女共同参画基本計画の策定が行われているのは、高崎市を初めとする11市全てと大泉町と榛東村です。榛東村は昨年3月に策定されたようです。町でも男女共同参画基本計画策定に向けて作業を進めているようですが、現在までにどのような事業が行われてきたのでしょうか、お尋ねいたします。

また、男女共同参画計画策定のために推進協議会の現在までの活動について、簡単でよ

いのでご紹介をお願いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 山畑議員のほうから、男女共同参画基本計画の策定に向けてということでご質問をいただきました。

男女共同参画事業については、我々が生活する社会において男女の差別にかかわらず、対等の構成員としてお互いを尊重しつつ、それぞれが意思を持って社会のあらゆる分野において能力を発揮できる機会が確保され、誰もがひとしく社会の利益を享受することができ、また社会に対してともに責任を担うべき社会となるように、男女共同参画基本計画の策定に向けて、男女共同参画推進協議会において協議を進めているところでございます。

詳細につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 現在まで行った事業としては、ぐんま男女共同参画センターの男女共同参画基本計画の基本目標2にあります講習、セミナー等の実施で、女性のためのハッピーキャリアセミナーを年2回、町が後援となって実施しておるところでございます。

また、男女共同参画の啓発活動の1つとして、広報よしおかに男女共同参画に関する情報をできる限り毎月掲載を行っているところでございます。

男女共同参画基本計画の策定に向けて、活動でございますが、昨年、男女共同参画推進協議会を立ち上げ、その推進協議会にて協議を行い、吉岡町に住む18歳以上79歳以下の住民の方を無作為に抽出した3,000人を対象とした意識調査を行いました。

その意識調査の結果に基づいて、今年度は男女共同参画の基本計画の策定に向けて、現在、推進協議会にて協議を行っているところでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 町では、昨年より広報よしおかで男女共同参画社会についての啓発活動を開始しています。先ほどの答弁のとおりだと思いますけれども、町民の皆様からはどのような反響があったのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 広報よしおかに男女共同参画に関する情報を掲載したところ、その反響ということですが、昨年の9月に保健センターにおいてパパママ学級が開催されました。そのときに、参加された皆様に男女共同参画に関する簡単なインタビューを実施し、その

インタビューの結果を掲載したところ、「おもしろかった」「よかった」とのご意見をいただいたところでございます。

そのほかにも、何げない会話の中で男女共同参画の話が出たとき、「広報に載っていたね」というような返事をいただくこともありました。それからすると、住民の皆様が男女共同参画について興味を持ち始めているのかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 反響があるということで、ありがとうございます。

次に、男女共同参画社会実現に向けての課題及び問題点として質問いたします。

前回、6月議会での大林議員の質問の中で、昨年町が行った男女共同参画社会実現に向けてのアンケート結果について、主な3つの項目について答弁がありました。1つ目は今後女性の参画を進める分野について、2つ目は学校教育の中での男女平等を進めるための取り組みについて、3つ目については男女共同参画社会実現に向けて町が力を入れていく項目について、それぞれの項目の中での内容が報告されていまして。

1つ目の項目では、国、県、市町村の女性議員の進出、次は各市町村の首長への進出でしたが、県や町での女性議員及び首長の女性の就任希望者はふえています、就任にはまだまだごく少数です。有権者の意識改革が重要な課題ではないでしょうか。

2つ目の項目で、学校教育での男女平等に対する取り組みに必要な項目に、男女平等の意識を育てる授業をするとありました。さらに、教育委員会として考えた場合、男女共同参画の意識は道徳や授業の人権教育の中で育てていくものではないかと考えているとの答弁がありました。意識の改革は毎日の学校生活での男女平等の意識の中にあるのではないのでしょうか。無意識の中に男女の差別を意識させているのは男女別の名簿ではないのでしょうか。県内の小学校での男女混合名簿採用は約8割に達しています。混合名簿採用について、教育委員会では先生の多忙、幾つかの名簿共存等を挙げ、混合名簿の採用については検討中との答弁でした。

お尋ねいたします。男女混合名簿の導入は現時点でも検討中なのでしょうか。検討中とすれば、何をどのように検討しているのでしょうか。県内の8割近い小学校が採用しているのに、男女混合名簿の導入のどこに問題があるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 6月議会でも、「昨年実施された男女の意識に関するアンケート調査を踏まえ、吉岡町男女共同参画計画で示される方向性を注視し、もう少し時間をか

けて検討していきたいと考えている」と答弁をさせていただきました。

今年度、吉岡町が初めて示す男女共同参画に関する町の方向性を確認した上で、男女混合名簿の導入が望ましいという方向性が出るのであれば、町教育委員会として導入に係る混乱をできるだけ少なくしながら対応することになると考えております。

ただ、男女混合名簿を導入するとなると、年度途中での導入は成績処理等にも大きな混乱をもたらすことから困難でありますので、十分な準備期間が必要であるとも考えております。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 切りかえのときは大変だと思います。しかし、幼児期からの男女平等の意識は成人してからも大きく影響してくると確信していますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3つ目の項目では、子供や介護を必要とする人などを預かってくれる施設やサービスを充実するとのことでした。女性の社会進出が盛んになれば当然出てくる要望だと思いますが、早急に取り組まなければいけない重要な課題だと思います。子供を預かる施設は学童保育施設等がありますが、介護を必要とする施設については特にはないと思ひます。介護を必要とする施設について、町ではどのように取り組もうとしているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 介護を必要とする施設についての取り組みということですが、議員ご指摘のとおり町の介護施設はありませんが、町内には各種介護サービスを提供する事業所は多数あり、介護を必要とする人とその家族が介護度に応じたサービスの限度内で自由に選択することができます。

主なサービスとしては、デイサービスでありますとか、ショートステイ等が考えられます。以上です。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） ありがとうございます。

昨年の6月議会で、女性管理職及び町の附属機関の女性委員の割合についてお尋ねしました。町では、吉岡町附属機関等の設置及び運営に関する要綱を設定して、女性委員の構成比率の目標を定め、その達成を目指すとの答弁がありました。その後、設定した女性比率30%の目標は達成できたのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員ご案内のとおり、町では吉岡町附属機関等の設置及び運営に関する要綱第4条、第5条の規定で女性委員の構成比率は30%以上を目標とし、その積極的選任に努めると定めております。

残念ながらまだ30%の目標は達成しておりません。しかし、目標達成に向けて徐々にではありますが女性委員の登用は向上してきております。

参考までに、毎年4月1日現在で実施しております附属機関等の委員構成に関する調査結果における女性委員の構成比をご紹介しますと、平成27年は23.5%、平成28年23.7%、平成29年24.2%、平成30年25.7%となりまして、女性構成比は年々ではございますが上昇してきております。

附属機関にはさまざまな委員や協議会などがございます。そして、それぞれの機関の事情がございますので、一律に30%以上の女性委員で構成するというのが困難な場合もございます。しかしながら、今後についてもこの要綱に定められた女性構成比30%以上を念頭にいたしまして、女性委員の積極的な登用に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） さらなる努力をお願いしたいと思います。

次に、男女共同参画基本法が制定された理念は、同法の前文に、「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきました。なお一層の努力が必要とされています」と、我が国の男女平等が国際社会からおくれていることを示唆し、さらに前文では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている」として、男女共同参画社会の実現は急がなければならないと明示し、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」とも明記しています。男女共同参画社会がいかに我が国において重要で必要性が高いか推察できる内容の文言だと思えます。

男女共同参画基本計画は、まさに多くの自治体で策定されています。それぞれの自治体にはそれぞれの環境があります。男女共同参画基本計画策定に向けて解決しなければならない問題は多くあると推測いたします。

町が今後、男女共同参画基本計画策定に向けて重要な課題と捉えているものには、どのような事柄を想定しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 男女共同参画社会実現に向けた重要な課題としましては、まず男女の意識を変えることが重要と考えております。長年の歴史の中に培われた男女の意識は、職場、学校、地域、あらゆる場面に存在しております。それを変えることが重要な課題と考えております。

そのために、男女共同参画社会実現に向けて、先ほどお話ししたとおり毎月の広報に男女共同参画に関する題材を掲載し、まずは男女共同参画を理解してもらうことだというふうに思っております。まだまだ住民の中には男女共同参画社会について理解されていない方が大勢おられると思います。多くの方々に理解していただくように啓発活動を今後も続けていかなければと考えているところでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 長い歴史の中で培われた習慣や風習をみずから変えることは困難かと思えます。男性優位の時代から男女平等の社会づくりは各人の思考や意識を変えることであり、それには長い時間が必要となるのではないのでしょうか、そのとおりだと思います。

日本は、第二次世界大戦の終結により社会制度が大きく変更されました。しかし、男女平等の意識改革までは完全に变えることはできなかつたと理解いたします。終戦から70年以上の歳月が過ぎ、先進国での男女共同参画社会形成はそれぞれの国の歴史、あるいは日常生活の中では既に定着しています。先進的国際社会の中で、男女共同参画社会形成がおくれているのは、我が国ではないのでしょうか。古い習慣や風習を全て変えるのではなく、男女が1人の人として認め合い尊重し合う、心の改革と言っても過言ではないと思えます。

女性の社会進出による経済の活性化や地域社会の発展を鑑みれば、早い時期に男女共同参画社会を実現しなければいけないのではないのでしょうか。

お尋ねいたします。地域社会の中に男女平等の意識を強く啓蒙するには、積極的な行動が不可欠と思われませんが、行政の見地からはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今後の対応としては、策定された男女共同参画基本計画をもとに、町のあらゆる分野における活動に、男女の性別にかかわらず誰もが参画することができる

機会が確保され、ともに責任を担うべき社会となるよう周知、広報に努め、男女共同参画に関する講演会などを町単独でも実施するように検討していきたいと考えております。

また、男女共同参画基本計画の策定後も、定期的に男女共同参画推進協議会を開催し、見直し、検討し、より実効性の高いものにしていかなければと考えているところでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 次の今後の計画はという質問でございますけれども、先ほどの課長の答弁が、多分そうかと思しますので、割愛させていただきます。

次に、学校を取り巻く問題についてですが、現在町の小中学校の児童数は小学校1,396人、中学校687人、総計2,083人だと認識していますが、県内でも上位に位置しています。生徒数が多ければ、問題も多種多様な問題が発生していることと推察いたします。しかし、これらの問題を的確に解決しなければ安心して学ぶことはできません。

「子供を育てるなら吉岡で」のキャッチフレーズを名実ともに達成しなければいけないのではないのでしょうか。その項目の一つに、学校に関する問題も関係してくると思いますので、関連する幾つかの問題についてお尋ねいたします。

まず、最初に生徒指導でございますが、各地で人口減少問題が議論されている中、吉岡町では人口が増加しています。学校の生徒数も増加し、教室不足の問題も発生する事態になっています。子供の数がふえれば生徒指導にも多くの問題が派生することは想像できます。教職員の皆様のご苦勞に感謝するのみです。

しかし、最近の学校行事で疑問を感じる事柄が見受けられました。小学校の卒業式の服装です。服装は自由と言われているが、義務教育の中での行事でございます。節度ある服装であるべきではないのでしょうか。以前の議会でも質問があり、改善するとの答弁がありましたが、その後、生徒、保護者への指導は行き届いたのでしょうか。関係者にはどのように対応していただいたのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 生徒指導についてということでご質問をいただきました。6月議会でも教育委員会から答弁させましたが、学校運営上、卒業式において、卒業生の華やかな服装は控えていただくという小学校の考え方を確認した上で、PTA本部役員への働きかけや学校通信などを活用して、保護者に対して継続的に呼びかけを行っております。

今後も、子供たちが式典当日に困惑したりせず、学び舎を育つ子供たち全員が納得のいく卒業式になるよう、学校の考え方をさまざまな場で根気よく保護者の皆さんに伝えてい

きたいと考えております。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学校体育館についてでございますけれども、体育館の空調施設についてお尋ねしようとしたしましたが、先ほどの五十嵐議員の質問と同様な内容なので割愛させていただきます。

次に、中学校部活動についてですが、県教委の教職員の多忙化解消に向けた協議会が、教職員の多忙化解消の具体策として、勤務時間の把握を徹底することや、部活動の休養日を明確に設けることなどの提言をまとめたとした記事が1月31日の上毛新聞紙上に紹介されました。

3月には、中学校での適切な運動部活動の運用に向けたスポーツ庁の指針案が出されました。これによると、中学校での部活動は、学期中の活動時間は平日2時間、休日は3時間程度、週2日以上休養日を設けるとのことです。

企業での働き方が見直されている中、教職員の働き方改革の改善すべき大きな要因として、部活動からの負担軽減などが問題となり、県教委もそのことを指摘しています。教職員は、本来の仕事は何か。休日もほとんどなく、部活動に専念しなければならない教職員は、本来の業務に支障が出ているのではないのでしょうか。

半面、部活動は戦後の青少年健全育成を目的に授業と課外活動で奨励されました。県でも東京オリンピック高揚ムードの中、県内での大きな大会の開催が決まり、選手強化策が叫ばれ、高校を含め各中学校でも部活動が盛んになったようです。現在、スポーツは子供たちにとって憧れの目標になっている事実も見逃せません。スポーツに対する本人の思いや保護者の思いは強いのではないのでしょうか。県内のスポーツ環境を見れば、スポーツ専門の組織に指導を委ねることは、経済面や学校環境の面からもいろいろな問題があるのではないのでしょうか。

中学、高校の部活動は、制度を改定すればよいとするものではなく、多くの課題を解決しなければ制度の改定は困難ではないのでしょうか。

ことし6月5日より、上毛新聞紙上に10回にわたり「部活が変わる」と題して中学、高校の部活に対する記事が紹介されました。また、さらに7月29日より、同じ題名の第2部として10回、さらに9月4日から6日までの3回、計23回の連載で部活について掲載されました。

記事の中からは、部活動の歴史や現状を見れば問題の解決に幾つもの課題があることは理解できました。しかし、これでは教職員の働き方改革はできません。教職員も人として

の権利や義務もあります。家族もいます。働き手として、現在の教職員の多忙解消は急務ではないでしょうか。

町の中学校の教職員の勤務実態はどのようになっているのでしょうか。また、県教委の指摘のように業務多忙とすれば、中学校の部活動に対して、町教育委員会はどのように提言しようとしているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町の中学校の教職員の勤務実態をということですが、町教育委員会では、教員の多忙化解消に向け、今年度から国と県、町の予算で、配布物の印刷や会議の準備など事務事業を代行するスクールサポートスタッフを2名配置し、運用を開始したほか、中学校には部活動指導員を1名配置し、専門的な指導が必要で現状の吉岡中学校の教職員では負担だった陸上部の指導を手伝ってもらっております。

そのほかにも、昨年同様にスポーツエキスパート事業による活動の外部講師としまして、7部9名の方にも応援をいただいているところでございます。

町教育委員会では、今年度より教職員のパソコンを利用した勤務時間調査を行っておりまして、休日も部活動指導があるという職務上、勤務時間が多くなってしまうという現状はありますが、今のところ吉岡中学校の教職員の勤務時間の実態としては、他市町村の中学校教職員よりも良好な結果が出ていると聞いております。

また、中学校の部活動への提言はというご質問ですが、吉岡中学校の実態と国、県の動向を踏まえ、本年6月の定例教育委員会で適正な部活動の運営に関する方針を定めさせていただきます。中学校ではそれに基づき現在対応を進めているということになります。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 次に、中学校の運動部の練習環境についてお尋ねいたします。

昨年12月20日に藤岡中央高校でハンマー投げのハンマーが頭に当たり、2年生の男子生徒が亡くなりました。狭いグラウンドでの悲しい事故でしたが、吉岡中学のグラウンドでも起こり得る事故ではないでしょうか。

中学校の部活で、以前、野球部とソフト部が背中合わせで練習をしていました。その間を陸上部が練習している姿を見たことがあります。重大な事故につながる危険性は大きいです。

以前にも質問したと思いますが、その後を含め、過去の校庭での部活動中での事故の有無はどうでしょうか。町では把握していると思いますが、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡中学校校庭における事故の発生状況についてでございますが、昨年度は2件、今年度もこれまでに1件発生しています。

事故の内容としましては、野球部の打球がソフトボール部員に当たるというものでしたが、いずれも保健室での対応で済んでいるようでございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 大事に至らなくてよかったなというふうに思います。

現在、町の中学校での校庭での運動部の利用状況はどのようになっているのでしょうか。また、事故を起こさないための予防策も既にあると思いますが、校庭利用のルールはどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 土曜、日曜日の使用につきましては、利用調整により同時に練習を行わないようにしているほか、ボールが飛んだときには必ず大きな声で知らせるなどの対応をとっているということでございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 学校施設管理者は、細心の注意を払い、管理し、子供たちの部活動を支援していただいていると思いますが、生徒数に対する校庭の面積は狭いのではないのでしょうか。八幡山運動公園の早期完成が待たれますが、完成までの計画をお尋ねいたします。

また、八幡山運動公園の完成により、中学校の校庭の利用はどのように変わるのでょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 八幡山運動公園の整備計画はということでございますが、整備予定地にあった文化財事務所等の移転は完了したものの、今後、吉岡中学校の校舎増築工事や駒寄小学校の体育館建設工事など、教育関連施設だけでも大きな事業がこれから控えている状況でありまして、速やかに事業着手するということは困難ではないかと考えております。

しかし、議員が心配されるとおり、中学校での校庭での野球部とソフトボール部の同時利用は、安全確保の点で非常に心配でもありますので、現在、教育委員会では八幡山グラウンドの南側の町有地を有効活用し、吉岡中学校ソフトボール部の練習場としても活用可

能な仮設広場の整備を考えているところでございます。

完成しますと、現在の校庭を野球部が利用し、ソフトボール部は仮設広場で練習できることとなりますので、生徒の部活動中の安全が確保されると考えております。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） けがないよう、よろしく配慮をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問。2020年度、学習指導要領改訂についてでございますが、幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領が2020年度より改訂となるようですが、その内容は現在の指導要領と全く異なり、知識の暗記ではなく、思考力の重視とのことですが、具体的には現在とどのように変わるのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学習指導要領は、全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育が受けられるよう、各学校が教育課程を編成する際の基準として国が定めるものでありまして、おおむね10年ごとに改正が行われております。

次期の学習指導要領は、小学校においては平成32年度、中学校においては33年度から全面実施となります。小中学校の完全実施に向けて、円滑な移行のために、小学校は平成30年、31年度に、中学校は平成30年度、31年度、32年度で内容に一部加える等の特例を設けるよう、国により方針が示されております。

それぞれ教科ごとに示されておまして、まず総則、総合的な学習の時間、特別活動につきましては、教科書の対応を要するものではないため、30年度から新学習指導要領で実施となります。

次に、指導内容や指導する学年の変更などを定めている教科は、指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定めておまして、小学校の教科では国語、社会、算数、理科、中学校では国語、社会、数学、理科、保健体育の教科がこれに当たり、それ以外の教科で小学校は生活、音楽、図画工作、家庭、体育が、中学校では音楽、美術、技術、家庭、外国語については新学習指導要領によることができることとなります。

また、道徳につきましては、平成27年3月の一部改正によって、小学校では平成30年度、中学校は平成31年度からの教科化が決まっているところでございます。

それから、小学校における外国語についてですが、3・4年生は外国語活動、5・6年生は教科として外国語科を加えて、必ず取り扱うこととされております。

小中3校ともに、国が示した移行措置内容に沿っての準備を現在進めているところでございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） この改定に伴い、大学の入試内容も変わっていくようです。既に大学入試対応に対して、一部学校では改訂される指導要領に沿って授業内容を変更しているとのこと。従来と異なった教育環境の変更は、すぐに子供たちに受け入れられるとは理解しがたいです。

町では、この指導要領改訂に対して、どのように対応しようとしているのでしょうか。このたびの指導要領改訂には日本の国運が託されている改訂でもあるとの声も聞かれます。指導すべき教職員の対応、それを指導する国や教育委員会の対応、大きな問題かと思いますが、これらに対応すべき準備は町ではできているのでしょうか。国、県からの指導はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） このことにつきましては、先ほど国、県からの指導はということとで答弁させていただきました。申しわけありません。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） ちょっと違った意味でお尋ねしたんですけれども、まあいいです。

このたびの学習指導要領の改訂については、保護者への理解は求めなくてもよいのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学習指導要領は、先ほど申し上げましたが、国が中央教育審議会からの答申を受けて策定しているもので、全国どこの地域で教育を受けても一定の水準の教育が受けられるよう、各学校が学習指導要領に基づき教育課程を編成するものとなります。町も、国が示した基準に沿って、各学校がカリキュラムを編成しておりまして、町独自ではないので、教育委員会があえて保護者に理解を求めることは要しないものと考えております。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 教育の問題は、大変いろんな問題があると思います。今後とも、教育委員会でできることはなるべくお願いしたいと思います。

次に、18歳成人についてですが、今政府は2022年までに成人年齢を20歳から1

8歳に引き下げ、女性の結婚年齢を16歳から引き上げ男女ともに18歳とする民法改正案を閣議決定し、国会に提出しました。対象となる子供たちは、現在の中学2年生となります。

既に選挙権年齢は18歳以上に引き下げられました。明治小学校では、毎年模擬議会を体験しています。選挙も含めた議会制度の教育の一環だと思いますが、実際の議場等を見聞することは貴重な社会学習の一環ではないでしょうか。

2016年に18歳選挙権が導入された最初の国政選挙、これは参議院選挙でございますけれども、投票率は18歳が51.28%、19歳が42.3%でした。また、昨年の衆議院選挙では、投票率は18歳が47.87%、19歳が33.25%で、初めての国政選挙を経験した2回目の選挙でしたが、投票率は下がりました。

この原因は、最初のときは各学校での指導が大きな影響をもたらしたようですが、衆議院では投票に対する教育が足りなかったとの学校担当者の談話がありました。政治的中立に立った指導は難しいようですが、教育の必要性は大きな効果が明らかになっています。

全ての法律が18歳に引き下がって適用することではありません。喫煙や飲酒は20歳のままです。町の教育委員会では、このような法律の改正を子供たちに対してどのような啓蒙活動を行うのか。関係者に働きかけるのか、または行おうとしているのか、お尋ねします。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 2016年に選挙権の年齢が18歳に引き下げられており、参政权を行使する能力を国が認めた以上、民法上の判断能力もあると認めることに合理性はあると考えております。

また、少子高齢化が進む中であって、将来を担う若者に、より重要な役割を果たしてもらうことは社会に活力を与えることにもなると考えております。

ただ、18歳成人が実現すると、高校3年生で成人になる生徒が出てきます。

町の教育委員会としては、1月に実施している成人式について、受験生の参加は大変難しいことなどが懸念されておりますので、実施方法や実施時期については今後検討が必要かと考えています。

また、議員質問の啓蒙活動として、関係者の働きかけ等につきましても非常に難しい問題であると考えておりますので、教育委員会のみならず町全体でじっくりと取り組んでいかなければと考えているところでございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

1 3 番（山畑祐男君） これは大きな問題ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大型商業施設進出についての質問ですが、大型商業施設進出計画に対して、町の対応についてお尋ねいたします。

大型商業施設進出計画の進捗状況と町の対応でございますが、大型商業施設ジョイフル・ホンダが駒寄インター東側に進出する計画が進められています。施設側の計画では、2020年秋のオープンに向けて各種手続を進めているようですが、この進出計画の内容について、施設の形態あるいは店舗面積等の内容ですが、町で把握している内容を明示できる範囲内でよいのですが、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 山畑委員のほうから3番目の質問として、大型商業施設進出についてという事で質問をいただきました。

大型商業施設ジョイフル・ホンダの開発事業について、町としてはその受け皿として都市計画手続の協議を各関係機関と進めております。

また、駒寄スマートICの大型車対応化事業の完成が平成32年9月の予定となっており、その時期に合わせて開業が可能となるよう、町としても最大限の努力を行っているところでございます。

また、開発事業計画の概要についてですが、開発面積は13.2ヘクタール、その内訳として、建設面積3.9ヘクタール、駐車場面積5.0ヘクタール、通路3.0ヘクタール、道路・緑地1.3ヘクタールであります。主な施設としては、ホームセンター、資材館、食品店舗、駐車場となっております。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

1 3 番（山畑祐男君） かなり大きな計画かと思ひます。

また、これに対して、大型商業施設進出に伴う道路網の整備ということでございますが、大型商業施設は駒寄インターの東に建設予定であります。既に新田町と千代田町にあります商業施設の利用者数は、曜日にも異なりますが、周辺の交通状況に多くの影響を与えるほどであると聞いています。

駒寄インター東側に建設予定の同施設の道路対策は、どのように計画しているのでしょうか。混雑状況によっては、緊急車両や一般車両、地域住民の皆様の生活に何らかの影響が出る可能性があるのではないのでしょうか。これらの課題を前提とした周辺の道路網の整備はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 大型商業施設ジョイフル・ホンダが開業した場合、特に休日の周辺交通量がふえ、渋滞してしまうことが懸念されます。

このため、町では開発地への北側からのアクセス道路として町道熊野吉開戸線の拡幅整備を予定しています。

また、ジョイフル・ホンダにおいて、駒寄スマートインターから直接的な来場が可能となる道路整備を検討しており、関係機関との協議が進められているところでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今の答弁でございますけれども、今後また変更が出るかなというふうには考えておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、経済効果についてですが、町には既に幾つかの大型商業施設が進出していますが、今進出が予定されている商業施設は、先ほどの説明があつたように13.2ヘクタールの広さとのことでございます。町では最大の商業施設と思われまふ。

施設周辺にも幾つかの商業施設が進出されてくるとうわさされてはいますが、経済効果も大きいのではないのでしょうか。

また、既存の商店が同店内に出店できれば、大きな成果が得られるのではないのでしょうか。雇用の面でも大きな成果が出ることを予想されます。

これらを含めて、町ではどのような経済効果を期待しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 大型商業施設ジョイフル・ホンダの開発計画では、新規雇用として1,000人を見込まれてはいます。

また、駒寄スマートインターに直結するという抜群の立地状況から、県内外から年間600万人以上の集客が見込まれてはいます。

町では、この期待される交流人口の増加を最大限生かせるよう、町の観光、特産物情報の発信機能の強化や特産物などの売り場の確保に向け、ジョイフル・ホンダと協議を進めているところで。具体的な経済効果の数値の算出はできませんが、数億円規模の経済効果を期待しているところであります。以上でございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

1 3 番 (山畑祐男君) 今の答弁のように、かなりこの施設については大きな経済効果が望めるかなと思いますので、町でも活用していただければありがたいというふうに思っております。

次の質問、防災の取り組みについてですけれども、昨日の北海道の地震、または台風21号、あるいは関西の局地的集中豪雨がありましたけれども、県内でも例外ではないと思います。

8月17日に、上毛新聞社主催による防災・減災シンポジウム「いつかの地震に備える」を拝聴させていただきました。中島県土木部長の挨拶により開会されたシンポジウムは、平安時代の弘仁地震の紹介から群馬県の地震災害の特徴と家庭でできる備えまで、自然災害についての講話がありました。講話の中で、「災害では人と人とのつながりが一番大切であると感じている」とのお話が、東日本大震災被災者のパネリストからありました。

町では、昨年、全地域を対象とした避難訓練が実施されました。自然災害に対しての町の取り組みは評価するものがありますが、さらなる対策が必要と思われれます。例えば、保育園や小中学校の災害用備品の種類とその量、人と人とのつながり、各地域の避難所の安全性、送電線の地中化などなど、見直しや改善すべき制度や場所は多々あると思われれます。特に、人と人とのつながりについては、日常生活の中で培われるのではないのでしょうか。

自治会ごとに防災訓練が行われていますが、町では今後、自然災害に対しての減災・防災の対応策をどのように計画し、実行しようとしているのでしょうか。地域防災計画との関係も含めてお尋ねいたします。

議長 (馬場周二君) 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長 (石関 昭君) 4番目に、自然災害に対する町の対応ということでご質問いただきました。

全国で大規模な自然災害が発生している状況で、町はさらに防災・減災に努めていかなければならないと考えているところでもあります。また、住民の皆様も、そうした自然災害の状況を目にして、自分の身は自分で守る、いわゆる自助の意識も高まってきているように感じているところであります。町は必要な防災・減災対策を行っていかねればと考え、今年度ハザードマップを作成し、全戸に配布することを予定しております。

また、前年度より事業を開始しております防災無線デジタル化事業も進めてきているところでもあります。詳細につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長 (馬場周二君) 福島町民生活課長。

[町民生活課長 福島良一君発言]

町民生活課長 (福島良一君) 現在、局地的集中豪雨等、災害が発生するおそれがある場合には、県の防災情報システム、気象庁防災情報システム等から災害情報が伝達され、それによって災害情報対応職員初期行動マニュアルに沿って職員を動員し、災害対策本部を速やかに設

置し、そして避難準備情報等の情報を住民に伝達することとしております。

その伝達方法も、防災行政無線、よしおかほっとメール、町内エリアの緊急速報メール、また県の総合防災情報システムLアラートを使用して、ご家庭にあるテレビやラジオ等で住民に伝達することとなります。

また、避難所の対応につきましては、自主避難等の対応等として、吉岡町コミュニティセンターなどを早期に開設することも考えているところでございます。

しかし、自然災害に対する減災・防災対策では、一番大切なことはやはり人と人とのつながりでありまして、災害が発生した場合には隣近所の助け合いが非常に重要と考えております。地域防災計画にもあります防災知識普及計画をもとに、防災知識の普及に努め、自分らの安全は自分らで守るという意識の高揚を図りたいと考えております。そうしたことのひとつとして、今後も総合防災訓練の実施や自主防災組織等の訓練協力等も考えておるところでございます。

また、学校における防災対策として、学校長を初め教育委員会の関係者と防災訓練の協議等も行っておるところでございます。そうした一つ一つの対応が自然災害に対する減災・防災につながるものと考えております。

また、地域防災計画については、今後も検討を進めているところでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） ありがとうございます。地域防災計画のお話がちょっとありましたけれども、これは災害対策基本法第40条に基づき、県防災会議を経て、ほぼ毎年修正することになっていると思います。群馬県内では9つの自治体が、少しこれがなされていないようです。その中に吉岡町も入っているようなので、今後注意していただきたいと思います。

次に、家庭ごみについてですが、家庭ごみのごみ出しについては特に問題なく行われていると思いますが、改善の余地はないのでしょうか。これらについて、幾つかお尋ねいたします。

分別ごみについてですが、町では現在、ごみは大きく分けて、燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、空き瓶、粗大ごみの分類に分けて収集しています。粗大ごみは年間の数回ですが、他のごみは毎月定められた曜日に収集しています。特に問題はないように思いますが、資源の回収を考慮すれば、燃えないごみについては現在の方法でごみ出しをしてよいのでしょうか。ごみの分類は細かく分類している地域もあるようですが、最低でも金属類とガラス片、陶器類等に分類したほうが、資源の再利用に適しているのではないのでしょうか。町の考え方をお尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 最後に、分別ごみについてご質問いただきました。

分別ごみについては、資源を再利用することで、年々資源の消費が抑制され、環境への負担ができる限り低減される社会、循環型社会を目指して、平成12年度から、容器包装ごみのうち、ペットボトル及び瓶類の選別を住民の皆様にご協力していただいているところでございます。

今後も、ごみの減量化の一つとして、資源の再利用として、ごみの分別のご協力をお願いしたいと思っております。詳細につきましては、町民生活課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 補足説明をさせていただきます。

平成9年に本格的に施行された容器包装リサイクル法によって、現在毎月2回、分別ごみとしてペットボトル、瓶類（無色、茶色、その他）に分別し、収集しているところでございます。

分別品目をふやすことは、リサイクルの促進につながるようになることはもちろんですが、ごみの減量につながることでありますので、今後、渋川広域組合及び渋川市、榛東村と協議しながら、取り組むべき課題と考えております。以上でございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） よろしく申し上げます。

次に、ごみに対する問題点ということでございますけれども、ごみを収集所に出す場合、燃えるごみと燃えないごみは、指定された専用の指定袋が利用されていますが、ペットボトルと瓶類は指定の専用箱に入れます。しかし、各家庭内でのごみのストックは、燃えるごみと燃えないごみはそれぞれの指定の袋に、ペットボトル、瓶類についてはそれぞれの家庭が工夫し、さまざまな容器に保管しています。ペットボトル、瓶類については、収集場所までのその都度、さまざまな容器が使用されています。

ペットボトル及び瓶類の保管は、利便性と衛生面から見ると、決められた容器があればよいのではないのでしょうか。

袋を数年前に町から各戸に配布したことがありましたが、年数とともにその使用が激しい状態となっておりますので、傷んでおります。1つ当たりの単価はわかりませんが、再度その専用の袋を配布できるのならば配布していただきたいと思うのですが、いかがでし

ようか、お尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ペットボトル及び瓶類の各家庭での保管についてですが、現在転入者に対し、ペットボトル及び瓶類、それぞれを保管するための袋を配布しております。また、住民の方から袋が古くなったという相談を受けた際には、新しい袋を窓口にて配布している状況であります。予算等の関係もありますが、今のところ窓口での配布に対する対応を継続していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 袋については予算もあると思いますが、なるべく全戸配布、再度していただければと思います。

次、まだあるんですけども、時間の関係で、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長（馬場周二君） 山畑祐男議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を1時といたします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

議 長（馬場周二君） 昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

議 長（馬場周二君） 10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、その前に、昨日の北海道大地震、震度7ということで、東日本に匹敵するような大地震でございました。まだまだ被害の全貌はわからないわけですが、被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々には改めて哀悼の意を表したいと思います。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。4項目にわたって質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、子育て支援についてでございます。

ことしの4月から7月にかけて、私たち公明党の議員が、全国で100万人訪問・調査運動を実施いたしました。その中で、子育て、介護、中小企業、防災・減災についての調

査を行ったわけですが、その中で特に子育てに関するアンケートの結果では、将来の進学などの費用が不安な方が46.7%、現在の授業料、保育料などの負担が重いという方が13.7%といった回答を合わせて、74%の方が学費などの教育費の負担に不安や悩みを抱えていることがわかりました。

また、子育てと仕事の両立に関しても、今は働いていないが今後働きたいという方が16.5%、労働時間が長過ぎるという方が13.3%、時間単位で休暇をとりたいという方が8.7%など、柔軟な働き方を求める声が寄せられました。

また、しつけなど24時間相談できるプロがいれば、親として自信が持てるようになるなどの意見もありました。

私も町内200人の方に訪問させていただきましたが、やはり学費、保育料、塾などの費用が重い、子育て方法やしつけに自信が持てない、子供の行事のとき仕事が休みづらい、子供が学校でうまくやれるか不安などの声が寄せられました。本当に今、若い親御さん、大変な悩みを抱えているのが実態でございます。

また、去る8月29日の上毛新聞には、来年の秋から消費税が10%に値上げとなるとともに、幼稚園、保育園の無償化の記事が載っておりました。そして、私立高校、大学、専門学校などの教育費の負担を軽減する政策なども着実に前進しているようでございます。

そういった中、一層の子育て支援ができないかということで、以下の質問をさせていただきます。

今、吉岡町にも新入学児童生徒学用品等の就学援助というのがございますが、やはり入学前の支援でございますので、できれば入学前の支給がよいのではないかとということで、町の取り組みをお伺いするものです。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 飯島議員のまず初めの質問ということで、新入学児童生徒学用品等の就学援助の入学前支給をということでご質問をいただきました。

就学援助制度は、経済的な理由でお子様に義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学校生活に必要な費用の一部を町が負担する制度であります。

町教育委員会では、援助を希望する保護者の方の申請に基づき、ご家族の状況、学校長、民生委員等の意見を判断して認定し、認定となった場合には7月、12月、3月の各学期末に支給されていることとなります。

議員が言われるとおり、県内で新入学児童生徒の学用品費に関して、入学前に支給する取り組みが広がっていることは認識しております。吉岡町としても、前向きに検討を進めていきたいと考えているところでもあります。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、町長の答弁で、前向きなということで答弁をいただきました。文科省のホームページのほうで、平成29年度の就学援助制度ということで、この制度のダウンロードをさせていただいた資料の中には、群馬県の35市町村の中で9の市町村が29年度より入学前支給をしている、また30年度の新入学分より予定しているということで、9件ほどありました。そして、なおかつことしの30年度から新規になったのが、前橋市、そして桐生市、みどり市ということで、30年度から、要するにことしの4月からこれが適用されたということでございます。

全国的に見ても、小学校で支給されているところが1,751市町村のうち711カ所、40.6%。そして、中学生では1,743市町村のうち856カ所の49.1%ということで、着実に伸びているということで、今町長が答弁いただきましたので、できればちょうどこれから吉岡町も予算編成を組むところでございます。来年の4月からの実施ということで、そういう方向では、町長考えられないでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほども申し上げたとおり、前向きに検討したいと思っております。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 前向きな答弁ということは、そういう方向性でいかれるんだということで理解をさせていただきます。

それでは、その次に、ロタウイルスワクチンの予防接種についての助成をということで質問させていただきます。

これは、大林議員がことしの6月に議会で一般質問されておりました。私も平成26年の12月議会で一般質問したわけですが、今回で2人合わせて3回目ということになります。6月の大林議員の質問に対する答弁では、予防接種の必要性は感じているとの答弁でした。

発展途上国では、乳幼児の死因の1位がロタウイルスだそうです。日本は医療へのアクセスがよいために死に至るケースは多くはないが、重症化する恐ろしい病気であることに変わりはないとのことでございます。世界保健機関も、世界中の全ての乳児にロタウイルスワクチンを接種することを推奨しているそうです。また、イギリスでは2013年にロタウイルスワクチンが定期接種され、症例の報告数が84%も減少したということでございます。また、ワクチン接種の効果は子供の健康維持のみにとどまらず、

保護者が付き添いや欠勤することによって発生する労働損失額という経済的負担も減らせるとのことでございます。

予算が伴うものでございますが、最初の質問よりもう4年もたっておるわけでございます。また、大林議員が質問されたということは、知人の方で、聞いて大変な目に遭われた知人がおって、それでこのワクチンの接種の助成をということで質問されたのではないかと思います。このロタウイルスワクチン、高額ということでございますので、ぜひとも助成のほうを考えていただければと思います。

また、今、ロタウイルス、よくこれを助成しているところの市町村を見ますと、ロタウイルスとおたふく風邪は両方セットのような形で助成しているところがございますので、大林議員が6月議会でも、おたふく風邪の助成のほうも言っておりましたので、その辺もぜひ実施できないかということで町長にお伺いするものでございます。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 第2回定例会で大林議員から質問がありまして、回答としますと同様になりますが、ロタウイルスの予防接種への助成については、ロタウイルスが国立感染症研究所によると小児の死亡者、罹患者が最も多い原因の一つであるとされています。また、初回感染時の症状が重いこと、接種可能期間が短いこと、また飯島議員からご指摘のありました労働損失などから、予防接種の必要性は感じていますが、おたふく風邪も含め任意予防接種の助成については、予算が伴うことから、他事業との兼ね合いにより考えていきたいと思っております。以上です。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 答弁が、大林議員に答弁した6月議会と全く同じということでございますけれども、隣を例に出すのもなかなか嫌なものなんです、榛東さんがやっているということで、任意ですから、仮定の話をしてもしようがないと思っておりますけれども、大体どのくらい予算がかかりそうなのか、ちょっとお聞きします。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ご質問にお答えいたします。

ロタウイルスの場合は、2回接種するパターンと、3回接種するパターンと2通りあり

ますが、どちらをしても1万5,000円程度の助成というところが多いです。それで、吉岡で実施の場合ですが、今乳幼児が250人程度というふうに考えておりますので、掛ける1万5,000円ということで、375万円程度となります。以上です。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） このロタウイルスのワクチン接種予防ということは、これは私が個人で思いついて言っているわけでもないし、よそがやっているからというんじゃないで、やはりこういったワクチンの助成は、吉岡に住んでいる若いお子さんをお持ちの方の親がそういうロタのウイルスワクチンの助成をやっている地域に住んでいて、そして娘さんが吉岡に嫁いで、そして吉岡に住んで子供が生まれて、そうしたら「あら、吉岡にはこういうのがないんですか」というような声を聞いて質問をしているわけなんですね。金額的に、かかったとしたら375万円。確かに、予算決算常任委員会の際の町の助成金とか補助金の一覧を見ますと、物すごい数、町は助成とか補助をしているのはわかるんですが、やはりこういった助成補助というのは年々やはりふえていってしまうのが仕方ないのではないかなと思うんですが、町長、その辺の判断というか、英断というか、その辺は酌み取っていただきたいと思うんですが、町長見解をお願いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほど課長が答弁したとおり、予算が伴うことですから、他事業との兼ね合いを考えまして考えていきたいというように思います。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） なかなか4年たっても予算、予算ということで、大変なというふうな状況でございますので、それ以上ちょっと突っ込めないかなというふうに思いますので、次の質問のほうに移らせていただきます。

3番目です。祖父母手帳や子育て応援アプリで子育て応援をということでございます。

9月2日の上毛新聞に記事が載っておりました。総務省の統計では、2017年度の県内契約件数は約19万3,000台と、ほぼ1人1台を保有する状況だ。インターネットを活用する多機能のスマートフォン、スマホと言いますが、主流となり、コミュニケーションのあり方を初め、生活スタイルや産業、社会、教育などあらゆる分野に変革をもたらしているということでございます。

また、2008年のiPhoneの国内販売を機にスマホ時代が到来、さまざまなサービスを提供するアプリが開発され、動画や音楽、ゲームといった娯楽から電子マネーなど

の金融取引、買い物、健康管理など、幅広い分野での活用が広がっているということでございます。このスマホは今、依存症等ございまして、若い子供たちが盛んに、夢中になって画面に向かっているのが実態でございますけれども、実際はスマートフォンというのが、テレビなんかで見ますと、中国なんかではスマホで決済するというようなことをやっております、ますますスマホの利便性が高まっているという時代でございます。

そうした中、吉岡町でも子育て中のお母さん方やそういった方がスマホを持っており、働いているお母さん方が多いのも事実でございます。親に子供を見てもらったり、また仕事で役場に子育て相談になかなか行けないということもあるでしょう。そういった方々の応援グッズとして、祖父母手帳や子育て応援アプリというものがあるんですね。そういうのを吉岡町も、珍しいものを取り入れるというんじゃなくて、少しでも便利なこういうアプリというものを活用できないかということで質問するわけでございます。町長の見解をお伺いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましても、担当課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 祖父母手帳と子育てアプリのご質問ですが、祖父母手帳につきましては、現在町は配っていないところですが、祖父母手帳自体は児童関連の書籍などを扱う出版社などから購入可能ということでありますので、全員というわけにはいかないと思いますが、希望する方がいれば配布といったようなことも可能かと思っております。

ただ、祖父母手帳自身を購入するというような現在予算をとっておりませんので、予算要求をした中で、そういう祖父母手帳の配布等できればいいかなというふうに感じております。

続いて、子育て応援アプリについてなんですが、議員の質問にあつたとおり、スマートフォンの普及によって、今や手軽に子育てに関する情報や疑問を調べることができるようになりました。また、子育て応援アプリについては民間企業が数多く開発しており、授乳の時間やお子様の測定記録、育児記録、予防接種のタイミング等、多種多様な機能があります。

ただ、これだけ情報化社会が進んできますと、ネットにあふれる情報というのが多種多様になりまして、どれがいいのか悪いのかというのもわからなくなるような母親も多くなってきています。そういった中で、生活に密着した身近な機関である自治体が直接発信する子育てに関する情報や育児支援サービスは、安心を与えるものでなければなりません。

本当に新しいのをどんどん取り入れている町でございました。吉岡町も、また状況等鑑みてやってもいいんじゃないかというふうな風潮になりましたら、ぜひ導入のほうをお願いしたいと思います。

祖父母手帳のほうは、そんなに費用もかからないようでしたら、これはどうしても大事なことかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、学校給食についてということでございます。

食物アレルギーでお弁当を持参している児童生徒の対処はということで質問させていただくわけですが、五十嵐議員が今年の6月に議会で取り上げていました。かなり細かに学校側とか町の取り組みとか、食育だとか、その質問等されておったんですが、その中で食物アレルギーの子がお弁当を持ってきているということもお聞きしましたので、とりあえずことはまたちょっと日数がたっていますので、何人ぐらいアレルギーの子供さんがいるか、各学校で何人ぐらいいるかちょっとお教えてください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 学校給食食物アレルギーということでご質問いただきました。この件に関しましては、今給食センターのほうではこのアレルギーといったことは本当に慎重にやっているのかなというようにも思っております。

今年度、食物アレルギーがあると申告した児童生徒は、全体で68名となっております。内訳といたしましては、明治小学校24名、駒寄小学校27名、吉岡中学校17名となっており、それぞれ原因となるアレルゲンは異なっているようでもあります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町給食センターの対応はということなのですが、給食センターでは残念ながら除去食等を提供することはできませんので、毎日、保護者の方々に対して、献立アレルギー対応表を配布し、ご家庭でそれを確認していただいた上で、それぞれ対応していただくこととなっております。

結果としまして、お弁当を一式全て持参する児童生徒は1名、お弁当を持参し牛乳のみ提供する児童生徒が1名、牛乳にかわるもののみ持参する児童生徒は11名で、そのほかの児童生徒につきましては、アレルゲンとなる食材をそもそも学校給食では使わなかったり、アレルゲンを含むものがメニューの1つであったりすることから、児童生徒それぞれ毎日違う対応がとられているということになります。

議 長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 今、弁当を持ってくる子が何人でしたか。1名。

議長(馬場周二君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) お弁当を一式全て持参する児童生徒は1名となります。

議長(馬場周二君) 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 随分人数的には減って、よろしいかなというふうに思います。五十嵐議員が昨年6月のときには、64人のうち28人が弁当持参で、じゃあ残りの36人の人はどうしたんだろうということで質問したわけでございます。じゃあ、この1名の方だけが全部自分で毎日弁当を持ってくるということですか。

議長(馬場周二君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) 全部持ってくる子供は1名となりまして、町長説明でもありましたとおり、メニュー一つ一つに対して、きょうの献立の幾つかのメニューのうち、ここにアレルギーがあるという子は、その1つのメニューに対して、主菜だったりする場合にはその主菜をうちでつくって持ってくる、そういった子供もいらっしゃるという形であります。

議長(馬場周二君) 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 理解しました。では、その1名の方、弁当を毎日持ってくるような人が1名いるということで、給食費に関してはどういった扱いになっていますか。

議長(馬場周二君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) 食物アレルギーのため給食が全く食べられない児童生徒からは給食費をいただいております。また、牛乳についても同様となります。

ただ、献立の中の品目にアレルギーがあるため部分的にお弁当を持参する児童生徒への費用的な対応については、特に行っておりません。

議長(馬場周二君) 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) わかりました。

あと、アレルギーの対策なんですけど、館林市でアレルギー対策の給食センターをつくったなんていうふうに記事で見ました。吉岡町は今、給食センターが老朽化しておりまして、

いずれは建てかえなければならぬかと思えます。そういったときには当然、アレルギー対応の施設をつくらなければならないと思うわけでございますけれども、給食センター、とりあえずあとのくらい補修しながら、建物の耐用年数というか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。わかりましたらお願いします。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 議員の通告にはないことでございますけれども、今まで長寿命化ということで、あちこち傷んでいるところを修理しながら対応してきておるところでございますけれども、もうそろそろ施設についても限界に来ているのかなと考えておりまして、先ほど何人かの議員からもご質問ありましたけれども、学校施設のまず整備が差し迫っておりますので、その整備もある程度めどが立ったところで、給食センターもぼちぼち検討していかなければならない時期かなというふうには思っております。

当然、これを建てかえするということになりますと、アレルギー食も提供できるということも、当然視野に入れて建設するということになろうかと思えますけれども、建設時期につきましては今のところでは何とも申し上げることはできないというふうには思っております。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 通告のない質問をして、答えていただきましてありがとうございます。

それでは、次に2番の食品ロスの対策と食育ということで、これも五十嵐議員がさんざん質問しておったわけですが、先日もテレビで、カリスマ栄養士という人がいるんですね。東京都の文京区の金富小学校で栄養士をなさっている松丸 奨さんという34歳の方がいるんですね。ちょうどその人がテレビに出ていまして、そこの学校の給食を残す子がいっぱいいて、そしてその対策として、江戸東京野菜で馬込半白キュウリという野菜をその子供さんと育てて、そしてその体験が生きたのか、何か感激があったのかしれないけれども、それで子供たちの食べ残しが9割も減ったという、そんなような話をちょうど聞いたんですね。

そんな中で、今、食は世界中の人々にとって大事な限りある資源でございます。世界では、全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その3分の1は無駄に捨てられています。中でももったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスです。

農林水産省によると、日本では年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの642万トンが食品ロスと推計されています。食品ロスの半分は事業者の流通販

売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生しているということでございます。削減には、事業者の取り組みとともに、家庭での食品ロスに対する意識啓発も問われています。飢餓、栄養不足で苦しんでいる人たちがいて、半面食べ物捨てているのが実態でございます。飽食の時代もきわまれりでございます。

町として、子供たちと親御さんにさらなる食育など啓発が必要と思いますが、町としてどのように取り組んでおるかお聞かせください。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町では、平成28年度から食育推進に関する実践給食調理場の指定を受けまして、学習指導要領に明記されました学校における食育の推進に向けて、栄養教諭及び学校栄養職員を活用した食育体制の整備と食に関する指導の充実について、共同調理場と学校が連携した実践的な調理研究を行っております。

具体的には、PTAを対象とした給食の試食会とか、栄養士による講話、給食時間における食育指導や食育掲示板の活用、教科・特別活動等でのティーム・ティーチング授業、給食センターホームページへ給食の紹介などを毎日載せるなどの取り組みを進めているところでございます。

その成果としまして、給食の残量が1日平均75キログラムであったものが67キログラムに減少するなどの効果が実際にあらわれているところでございます。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、事務局長の答弁の中で、食べ残しも減っておるということでございます。子供たちとの食育というのはどうでしたか。子供たちに対する食育。今、言いましたか。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今、説明させていただいた部分については学校、要は給食センターの取り組みという形で考えていただければと思います。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 冒頭、日本一のカリスマ栄養士の話をさせていただきました。子供たちに実際に何か栽培させてみたり、そういう食物のありがたさみたいな、そういう教育というか、体験というか、そういうのも必要かと思うんですが、教育長いかがですか。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） 子供たちはジャガイモですとかトウモロコシの栽培体験とか、そういったこともしております、それから両小学校の5年生の子供たちなんですけれども、認定農業者の方々と、それから農業委員の連携によりまして、田植え、それから収穫作業、そういったことを体験していただいております。そういったことも食育活動につながっているのではないかなというふうには考えております。

議 長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） どうもありがとうございました。

この食べ残し、どうしても好き嫌いがあったりするからゼロにはならないとは思いますが、何か原因というか、要するに給食が余りおいしくないとか、パンがおいしくないとか、そういう子供に対してのアンケートみたいなものは何かとったことはあるのでしょうか。

議 長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） たしか昨年の12月議会のころにもちょっと議会の中で説明があったかと思うんですが、実際の食生活アンケートというものを、今回の実践協力調理場の指定を受けたことによってとったアンケートはあります。

議 長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） そのアンケートの中で、子供たちの意見の中で、パンがまずいとか、給食のおかずをもうちょっといいおかずにしてもらいたいとか、何かそういう意見はなかったのでしょうか。

議 長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） アンケートの中では幾つか質問の項目をつくってあるんですが、例えば「あなたは給食が好きですか」とか、あるいは「出されたものを残すことがありますか」みたいな、そういった質問をしております。それで、「給食は好きですか」という部分については、「大好き」とか「好き」とかいう形の答えが、「大好き」が例えば、5月、12月に行っているんですが、5月のときには33.6%、12月のときには29.0%といった数字が出てきておまして、例えば「好き」という答えを書いた人は、5月44%、12月は45.4%という形になっております。

議 長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 本本当にいろいろ学校のほうも取り組んでいるようでございます。今、子供たち、これだけ食べ物がいろいろ豊富にあふれていると、やはり好き嫌いもできてもしようがないのかなというふうに思います。

また、これは通告のほうには別になんですが、食品ロスということで、議会を初め町の懇親会とかそういうときに、私たちが率先して、今厚生労働省のほうで3010という運動をやっているということでございます。宴会の30分前は静かにまず食べて、30分たったら挨拶回りして、そしてお開きの10分前にはもう一回残り物を食べるというような運動が厚生労働省のほうで何か28年ごろから始めたそうですが、全然広まっていないというような認識をしています。ここにいる執行と議員が、まず食品ロスの先駆けとなって、もったいない精神をまた思い出して、3010運動をしていければなというふうに思っています、次の質問に移ります。

遊具の維持点検管理についてでございます。

自治会にある遊具の維持点検管理及び費用の現状はということで、昨日終わった予算決算常任委員会でもちょっと話題に上りました。もう一度、各自治会にある遊具の数を教えていただければありがたいと思います。

議長(馬場周二君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 遊具の維持点検管理ということで、何カ所あるかということでございます。予算決算のときには16カ所というようなことで私の認識、ちょっと違うかな。(「13」の声あり) 13だそうです。よろしいでしょうか。

議長(馬場周二君) 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 自治会ごとに、もしわかれば。

議長(馬場周二君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長(石関 昭君) 自治会ごとと今言われても、本当にこれちょっと書いていないんですけれども、予算決算のときは大分質問していたので頭にあるんじゃないかというふうに思っております。(「再度」の声あり)

今、自治会にある遊具の維持点検管理及び費用の現状ということもうたっておりますので、その件について今答弁したいと思っております。

自治会が青壮年部などで塗装するなどの維持管理を行っているという話もありますが、費用等についてはそれぞれの自治会やその他団体で対応しておりまして、平成29年度主

要施策の成果説明書にも載っておりますが、小倉自治会は吉岡町集会施設等整備事業の補助金により遊具の塗装工事を実施していると伺っております。

点検につきましては、ちびっこ広場などの遊具につきましては、決算で申し上げたとおり、町こども福祉室において、児童遊園遊具委託料として、年1回、8万1,000円で点検を実施していると。先ほども申されたとおり、13カ所ということでございます。

小倉に何件、上野田に何件というのは、ちょっと調べて報告をいたします。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 要するに、この自治会にある遊具で、町でつかんでいない公園というか遊具はございますか。町でつかんでいないという。

じゃあ、ここでちょっとお聞きしますけれども、予算決算常任委員会のときに、陣場はちびっこ広場と小出神社の遊具というふうにお聞きしました。健康福祉課長から。それで、陣場にあじさい公園という公園があるんですね。その遊具の維持管理、点検はどうなっているのかなという形でちょっとお聞きしていて、そこはどこが掌握しているのか、それとも自治会で全部面倒を見るのかということをお聞きしたいんですけれども。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 健康福祉課のほうで把握しています、先ほど町長の答弁にありました点検をしている遊具の箇所は16カ所ありまして、そのうち14カ所がちびっこ広場で、2カ所に関しましては町の施設ということになっておりまして、先ほど議員が述べられましたあじさい広場については、健康福祉課としては承知しておりません。以上です。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 健康福祉課で把握していない、町で把握していないということは、陣場の自治会のものという認識でよろしいんですか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 同じような形態が、陣場と小倉にあるかと思っております。それは、土地使用料は町で持つと。そのほか、あのところに施設をいろいろなものをつくったあれは、各自治会で管理していただくと。もちろん除草作業も全部、いわゆる各自治会でやっていただくというような形であの広場ができたのかなというようには私今感じておりますが、小倉と陣場だと思っております。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) じゃあその2カ所のあれは、地元で点検も全部自分のところでやるということでもいいですね。面倒見てくれと。町は一切関知しませんよということでもよろしいんですか。

議長(馬場周二君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長(石関 昭君) 私が申し上げたとおりだと思っております。

議長(馬場周二君) 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) じゃあ、ほかの自治会なんかにある遊具等は、点検もするし、検査もするし、管理もしていると、町のほうでね。除草とか、それは地元でやるけれども。じゃあ、この小倉と陣場のあれだけは、古くなったらもう撤去をして、その費用も自分で持って、点検もみんな全て各自分のところの自治会でやるということでもよろしいですね。

議長(馬場周二君) 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長(福島良一君) 遊具の維持等におきましては、今自治会のほうに吉岡町集会施設等整備事業の補助金がありまして、その中に遊具等の固定設備の整備というふうに対象となっておりますので、そういった補助金が対象となるかなと考えられます。

議長(馬場周二君) 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 今、福島課長が言ったその資金で、点検とか、新しくつくったりするとか、そういうのができるということでもいいですか。わかりました。

それでは、次の質問のほうに移ります。

吉岡中学校の北の変則の五差路の課題についてでございます。あそこはこれから秋冬、日が短くなったり、夜になると真っ暗になるような交差点でございますので、1番と2番、2番として、スクランブル交差点が可能かどうかということで、2つまとめてお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

議長(馬場周二君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 吉岡中学校の北の交差点の課題ということでもよろしいでしょうか。3問ほど出ておりますが、これは一括して言ったほうがよろしいでしょうか。(「とりあえず1と2で。済みません」の声あり)

1と2ということで、一番先には交差点に照明装置をとということでご質問いただいております。

ります。

吉岡中学校の北の交差点の照明については、西側の横断歩道付近に街灯が設置されておりますが、道路管理者である県渋川土木事務所に対して速やかに伝えるとともに、町としても県との連携をしてみたいと考えております。

スクランブル交差点につきましては、車両に対する全ての信号を停止する信号として、歩行者が交差点内のどの方向にも進める交差点のことであります。関越のところにありますあれはスクランブルじゃないのかなど、違うのかなど。あれはスクランブルにはならないのか。（「ならない」の声あり）あれはならないと思っております。各歩道に沿って歩くということになっておるようではありますが、この件につきましても、道路管理者であります県渋川土木事務所や信号や横断歩道を設置管理する渋川警察署へ伝え、町としても関係機関と連携しながら考えていきたいというようにも思っております。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） これは町でできるものではありませんので、警察のほうにぜひ相談していただきたいと思えます。

3番目です。最後になります。待機場所の確保ということで、部活が終わった子供たちは、前に私、ちょっと見させてもらったことがあるんですが、もう物すごい人数があふれて、それで道路の白線が引いてありますけれども、子供たちがあふれているような状態が見受けられました。あの西側にちょっとした空き地とか川とかがありますが、ああいったところにちょっとふたをして、待機場所、今少しあるんですね、待機場所が。あの辺もちょっと広く、もう少し広くできないかなというふうに思っているんですけども、その辺、町としていかがお考えかお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件については、議員もご存じだと思っております。前橋伊香保線ということで、歩道を設置しようというような、県のほうでいろんなことで話をしているのが現状ということでございます。その件につきましても、渋川土木または県道伊香保線北側の歩道設置事業を進めていく中において、いわゆる今議員がおっしゃる待機場所の確保。今申された空き地は個人のもので、どうなるかちょっとわかりませんが、いわゆる県道前橋伊香保線の歩道設置事業を進める中でできるというようなことであるならば、町といたしましてもいろいろな面で確保できればなというようなことで努力をしていきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) ぜひ、子供たちの通学路の安全確保ということで推し進めていただきたい
と思います。

時間残っていますが、以上をもちまして飯島の一般質問を終わらせていただきます。あ
りがとうございました。

議長(馬場周二君) 飯島議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を14時15分とします。

午後1時53分休憩

午後2時15分再開

議長(馬場周二君) 会議を再開いたします。

議長(馬場周二君) 14番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔14番 小池春雄君登壇〕

14番(小池春雄君) それでは、通告に先立ちまして、まず8月9日でしたか、群馬県の防災ヘ
リが墜落しまして、多くの犠牲が出ました。改めて犠牲になられた方々にお悔やみを申し
上げます。

そして、8月7日、西日本の豪雨。それに続きまして、また台風21号、そして昨日の
北海道の地震。これにおきまして、多くの方が犠牲になりました。犠牲になられました皆
様にお悔やみを申し上げます。そして、早い復興がなされるよう皆さんとともにお祈り
をしたいというふうに思っております。

それでは、一般質問に入りますけれども、吉岡町の災害時要援護者避難計画について質
問を出しておきました。

先ほど申しましたように、ことしの7月、西日本を中心とした記録的な豪雨が13府県
で死者が200人を上回る大災害となりました。犠牲者の大半が高齢者で独居だと言われ
ております。夜間に自力で動くことの難しさや情報不足が避難のおくれにつながったよう
であります。

最近では異常気象が続いております。東南海地震も今後30年の間に80%の割合で起
こるとも言われております。これまで以上に、いざというときへの備えをしておかなけれ
ばなりません。町に計画もできていることは私も十分に知っております。

西日本の豪雨被害を受けた市町村も、それぞれ要援護者支援計画はできております。し
かし、それが思うように機能しなかった。このことを他山の石とせず、いつどんなとき
でも町民の生命を守っていくことが大事なことであるというふうに私は考えております。

この立場に立ちまして、もう一度自分どもの足元を見直す必要があるのではないかと
うふうに思っておりますけれども、今、一連の事故が続いて、これをまた見てきた経過
の中で、どのように考えているかをまずお尋ねするものであります。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） まず、1問目として、小池議員のほうから災害時の避難体制ということ
で質問をいただきました。

今、よく考えますと、大きな地震、風水害を別といたしまして、4年に1回ぐらい来て
いるのかなというようにも思っております。神戸が7年、そのほか熊本、九州のほうであ
って、東北であって、また今回北海道であったと。4年に1回はああいった大きな地震が
来ているのかなというようにも思っております。

私も、吉岡町は災害の少ない町だというようなことを申されておりますが、いつどこ
いゆるそういった災害、風水害が起きるかわからないというような状況の中におきまし
ては、吉岡町は吉岡町としてしっかりと計画を立てていかなければならないというよ
うにも日ごろ思っております。

災害時要援護者支援避難計画につきましても、災害時避難行動要支援者が、被害時に安
全な場所へ避難するために平成28年11月、吉岡町災害時避難行動要支援者避難支援プ
ランを作成し、要支援者が災害時に迅速な避難行動がとれるように、支援対策について基
本的な考え方をまとめ、要支援者への情報伝達や避難支援体制の整備を図っておると
ころでもあります。

詳細につきましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、補足説明させていただきます。

災害時要支援者避難計画であります。吉岡町災害時避難行動要支援者避難支援プランは、
災害対策基本法第49条の10から第49条の13までの規定、また吉岡町地域防災計画
を踏まえ、災害時避難行動要支援者が、災害時もしくは災害の発生するおそれのあるとき
に迅速な避難行動がとれるように策定されたものであります。

その内容は、手上げ方式及び同意方式で、登録申請のあった災害時避難行動要支援者を
名簿に登録し、その要支援者名簿登録者、この後ちょっと略して名簿登録者と言わせてい
ただきます。名簿登録者の避難支援のため、吉岡町災害対策本部の福祉担当部局を中心に、
防災情報等に基づき、早い段階で名簿登録者が避難行動をとれるように、避難支援者が個
別計画に基づき支援を実施するように、避難支援体制を整えることとしております。

その支援体制というのは、避難準備情報等が発令され、実際避難となった場合、避難支援者が名簿登録者の避難支援を実施するわけですが、何らかの理由で名簿登録者が避難支援を受けられない場合や、避難支援者が名簿登録者の避難支援を行えない場合には、まず名簿登録者の身近にいる自治会である自主防災組織に連絡し、自主防災組織で避難支援を実施します。それでも、自主防災組織においても避難支援が実施できない場合には、災害対策本部において消防団または広域消防、警察署等の応援を得て対応していくこととなります。

それならば、最初から災害対策本部でいいのではないかということもありますが、まず身近で早く対応できるところからということで、自主防災組織からということになっております。

また、名簿登録者の居宅が倒壊等で避難支援者が対応できない場合、そのときは状況によって災害対策本部が速やかに広域消防、警察、または県を通じて自衛隊等に救助の応援を求めるものと考えております。

なお、そうした災害時の避難体制を確実にするためには、町は消防団、自主防災組織である自治会、その他の関係団体と、災害時だけでなく、日ごろから声かけ、見守り活動、犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて、人と人とのつながりを深めるとともに、要支援者がみずから地域に溶け込んでいくことのできる環境づくり、地域ぐるみで避難する体制整備の構築に努め、各種行事、自治会、その他関係団体との活動支援に努めているところでございます。

また、災害時要支援者避難計画である吉岡町災害時避難行動要支援者避難支援プランにつきましては、今後も福祉担当部局と協議し、検討を行い、実効性のあるものにしていかねばと考えているところでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 今言われたことは、吉岡町災害時避難行動要支援者避難支援プラン、いいものができています。私はそれでいいかと思うんですけども、要するに計画はできているんですね。でも、実際心配するのは、いざ災害が起きたときに、それがどのように機能するかという問題だと思うんです。

想定というのは、先ほど町長からも答えがありましたけれども、当然地震もあれば、また豪雨災害もあります。あとは大雪もあります。どれが来るかわからないんですね。また、そういう事故といいますと時間を選びませんから、日中こういうときであれば、皆さんも役場の職員もいますから、皆さんの指示に従って自治会も動いてくれるでしょう。

しかし、先ほど私が冒頭に申し上げたように、西日本の豪雨では、被災された方の多く

が65歳、俺も65歳になったら同じになっちゃうから、高齢者と言いたくないんですけども、しょうがないですよ、65歳でも。高齢者が7割、8割だったというんです。こういう人たちというのは、いろんなものになれ過ぎていて、大したことはないだろうというふうに思っている人もいれば、75歳以上になると町のこのガイドラインの中にも、その中に入るわけですけども、情報が今の若い人たちと違ってなかなか自分に入らない、また入りにくい部分が一つと、あと足腰が弱っているので出られないというのがありますよね。それで、結果的にそういう高齢者が、ほとんどが避難せずに亡くなってしまったというケースなんですよ。

だから、先ほど言ったように、同じ轍を二度と踏まないようにするには今後どうあるべきかということが、今この行政に問われている問題ではないかというふうに思っております。先ほど言いましたように、計画はよくできていると思うんですよ。町の支援者避難支援プランがありますけれども、この中の2ページになりますけれども、最後のほうにありますけれども、要支援者と支援体制を整備するに当たっては、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、支援者をふやしていくことにあるというふうにあるんですよ。私もそのとおりだと思います。皆さんも時間には、いることもあれば、どちらかといえはいないことのほうが多い。24時間というふうに見た場合には、時間の勤務ですから、いるのは大体3分の1ですから、3分の2はいない。ただ、いないときの確率のほうが多いですよ。じゃあ皆さんがいないときには誰が手伝いをするかといったら、ここで言っているように、自治会がどうも中心になる、自治会にお願いしたいということだと思っておりますよ。

それが、じゃあいろんな個人情報があって、その個人情報がどこまで出せるかという話はきのうも議会の中で、委員会の中で質問がありましたけれども、それは当然のことながら、私が上野田の役員であれば上野田の情報を持つことは可能だけれども、違うところのほかの自治会の情報を持つことはできません。それはそれで、個人保護という観点からしてそれはやむを得ないと思うんです。

だけれども、今の自治会の役員の人たちが、自分の地域に、いわゆる要援護者というふうに、自分が手上げ方式の中でもいいですよ。手を挙げて登録されている人が何人いて、どこにいて、自治会長は恐らく知っていると思うんですよ。でも、自治会長が知っている、その自治会の中でどれだけの方が知っているかと。ある程度的人数が知らないと、あそこあそこにおじいさんとおばあさんがいるわけだと言って、すぐ何とか対応はできるんですけども、私はそこまですぐできていないと思っているんですよ。私もことしの4月まで自治会の理事をしていたもんですから内情がわかるんですけども、そこまですぐまだ聞いていない。だけれども、いざというときにはそういう人たちの手をかりないところ

ういう人たちを守ってあげられないという事実があると思うんですよね。

そして、皆さんのほうでも、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、支援者をふやしていくこととするとおっしゃっているんですけども、私はまだこれが進んでいないと思うんですよね。いざというときに対応してくれる人。

じゃあ、ここまではいいんですよ。ここから一歩進めるためにどうするか。災害が、私たちが思っている以上に早く進んでいます。これに対応していくためには、このことをしておかないと、もしもこういう災害があったときに、同じように高齢者が亡くなってしまう、こういうことになりますから、それを防ぐためにどうするかというのが大きな課題だと思うんですけども、ここに皆さんが書いたことを、今度はこれを実行していくためには、ここからもう一歩進んで出ていかなければなりません。そのためには何か手を打つんですけれども、どのようなことをやっていこうと考えていますか。まず、お尋ねします。どちらでも結構です。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） まさに吉岡町も初めて全体的な防災訓練をやりましたけれども、ああいったことをいわゆる継続してやれるような体制を整えておかなければ、災害が起きたときには大変なことになるのかなど。自分の身を自分で守ることが一番先なんでしょうけれども、自助、公助ということがございますが、今ようやく自治会でも、全自治会、13自治会が防災という意味においては、ようやく認識してくれたのかなというようには私は思っております。

そういった中におきましては、この訓練というのが一番大事かなとは思っております。いつ何どきこういうことが起きたときには、私とすればこういう動き方をしなければならぬんだなということをお各自が確認をする、またいろんなことで考えるような訓練をすることが、一番大事なのかなというようには思っております。

もちろん、私の隣組には15軒の隣組があるんですけども、年寄りがいる、若い人がいるというようなことですが、最近はこちらのほうばかりじゃなく、各隣組が、隣にいる人がわからないというような状況は多々多いというようには私は思っております。ですが、それはそれとして、そういった人たちにもこういうときにはこういうふうにしてもらいたいんですよということを伝えるとともに、訓練というものを積極的に町としてもやらなくてはならないのかなというようには思っております。

ですから、町民生活課長も、先日のいわゆる防災訓練は、ある自治会の人や来たり、警察が来たり、消防が来たときに、初めてするこの訓練の内容がこれだけ整ってやっていたところは、この吉岡町が最高だというような褒め言葉をいただいたんですけども、

それはそれとして、こういったものを続けてやっていかなければ、いざ災害が起きたときには大変なことが起きるのかなというところで、これからもいわゆるそういった訓練は引き続きやっていきたいというふうには思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 課長にちょっと聞きますけれども、先ほど言ったことなんですけれども、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、支援者をふやしていくこととすとなってますけれども、この点ですけれども、じゃあ今実際にどこの自治会でも、自治会にお願いしていますから、いわゆるこれに該当する手上げ方式でもいいですよ。その人たちがいると。確かにいるんでいいんですけれども、それで自治会長は知っていますよね。組長は、そこまではわかるんですね。組長も、いや組長じゃない……（「隣保班長」の声あり）隣保班長ですね。隣保班長まではわかるかな。隣保班長はわからないね。その理事までだね。理事までは伝わっているんですね。手上げ方式で、どこに誰がいるとみんなまとめてあげるから。だから、自治会長と三役ぐらいは知っていますけれども、あとその地域の民生委員が知っているプランだと思うんですよ。それで、この人たちが知っているだけだと余りにも少ないんですよ。だから、ここで恐らく言っていることというのは、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、支援者をふやしていくことだと言っているのは、ここからどこまで広げられるかと。しかし、個人情報があるから、やみくもにふやすことはできないなど。

だけれども、いざ災害が発生したときにこういう人たちに手助けしてもらいたいというのであれば、ここからもう一歩出て、この中に隣保班長にも加わってもらいたいことは結構なんですけれども、隣保班長というのは回り番で回っていますから、80を過ぎている人もいますからね。そうしたら、こういう人たちがその職には向かないということも事実だと思うんですよ。だから、少しその自治会で生きのいい人を選んで、まずは自分の面倒が見られなければ人の面倒は見られませんから、そういうときにすぐ、担当までは決められませんけれども、どこに誰がいるということは知っていて、まず自分のことが済んだらすぐその人に駆けつけられる人を確保するということがここに書かれていることだと思うんですよ。

そのための確保を、ぜひとも自治会とも相談をして、または当然町長とも相談しなければならぬと思うんですけれども、そこでの相談もして、この人たちを確保していただきたいというのがありますので、そこはわかりますよね。

それと、町長、さっき回答をいただきましたけれども、私も記憶にあるんですけれども、町長、6年ぐらい前でしたかね。吉岡町で時間雨量で80ミリメートルを超した雨が降り

ましたよね。町長に私も、「おい、知っているか」と言われて、「時間雨量で、吉岡町で80ミリメートルを超えたんだぞ」というふうに言われたのを私は記憶に残っているんですけども、あのときの雨というのは、役場周辺というんですかね、この辺から下だったんですね。割に上野田のところは、吉岡でも奥のほうは余り降らなかったんですよ。だからさほど、水というのは出たんですけども、その程度で済んだんですよ。あれが一帯にもっと降っていたら、もっと大きな事故になったと思うんですけども。

ああいう時間雨量で吉岡町でも80ミリメートルを超えるのを、わずか6年ぐらい前に経験しました。そして、5年前には吉岡町でも、群馬県全体がそうでしたけれども、70センチメートルを超える積雪がありました。

そういうことがあって、これからどういうことが起きるかわからないということを言いたいんですけども、それと同時に、あの雪が降ったときもやっぱりこの計画は、その当時はちょっと名前が違ったと思うんですけども、吉岡町要援護者支援計画とかだったと思います。そのとき、私は議会で質問したので覚えているんですけども、雪がいっぱい降っちゃったものですから、要援護者のところへの手当ては何かできたんですかと言ったら、もう役場が埋まっちゃっているような状態なので、担当の職員も、そののところにそういう人たちがいるんだけれども、そこに連絡することも、忘れたとは言いませんけれども、そこまで手が回らなかったというような回答がありました。

確かに職員でさえも、町長はあのときは、うちから雪をかき分け、かき分け、1時間とかかかって歩いてきたというような話をしていましたから。でも、それでも、そういうときそこで住んでいる人というのは、自分の自由がきいて動ける人はまだいいんですけども、動けない人というのは玄関をあけようと思っても玄関があかないで、屋根から雪が落ちて全部真っ白ですから、どうなるんだろうかというような本当に怖くなる思いをしていたと思うんですよ。

だから、そういうことがこれから予想される時代に入ったということは、しっかりと押さえておいて、それがいつ何どきでも対応できる。なかなか難しいことなんですけれども、でもそういう人たちが安心できる体制を、たとえわずかでもつくっておく。そして、災害に遭って被害を防ぐための手段が大事だというふうに思っております。

だから、そういうことを念頭に置いて、しっかりと、若い人は何とか自分で逃げられますけれども、要援護者、吉岡町はこれを見ますと、私は介護度3ぐらいかと思ったら、要援護者は介護度でいうと4以上、年齢は75、いろいろ制限はありますけれども、介護度が4という、ほとんどもう自分で自分のことはできない状態ですよ。そういう人だけが対象者になっていますけれども、その辺も少し緩く見て、私は介護度2ぐらいでも、よたよた歩いている人はもう、災害時に表に出ていくことができませんから、その辺ももう

少し緩く検討して、安全に避難所へ退避できる、そういう体制をつくるべきだというふう
に、この中身はちょっと見直して、もう少し緩くしてもいいんじゃないかというふうに思
いますけれども、その辺もあわせて決意と今後の対応をもう少し回答いただければと思
いますけれども。どちらでも結構です。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 議員のおっしゃることがよくわかります。先ほど、山畑議員の答弁の
中にも、隣近所で助け合えるような体制が一番ベストかなというふうにも考えておるとこ
ろでございます。

もちろん、今話をしている要援護者等も関係ありますが、決められた人が隣近所にいれ
ばいいですけれども、離れていたりすればそれはそれで手が届かないような状況にも
なるわけでありまして、できることなら隣近所で助け合える状態がつかればなどと考えて
おります。

ただ、なかなか難しいところでもありますので、自治会連合会等を通じて、そういったと
ころを話を進めていって、できるだけ支援されるような体制を整えていきたいと考える
ところでございます。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ぜひとも支援者をふやしていく、協力していただく努力をしていただき
たいと思います。

続きまして、災害時の避難場所についてお伺いするものであります。

吉岡町のホームページに、災害時の避難場所は37カ所示されております。私は災害時
の避難場所として不適當と思われる場所も多くあるのではないかと思います。災害は地震、
台風、また雪による建物倒壊や豪雨による浸水、火山の噴火も考えられないことはありま
せんけれども、考えられます。災害は時を選びません。それぞれの災害に備えるには、と
りあえず避難をするにも不適當と思われる場所はいかがなものか。誰もが安心できる場所
を選定しておく必要があると思います。

当局の考えは、確かに皆さんがホームページに挙げておりますこれは、私は余り意味が
ないような気がするんですね。避難場所として全然。これは、人が避難する前に潰れる
場所ですから。そういうものはやっぱり削除して、もう少し強固で避難場所として適当な
ところをやっぱり挙げておく。ある分、私は間違った情報だと思うんですね。まずは、
そこについて、その回答をいただきましょう。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） これにつきましては、地域防災計画において37カ所の指定避難所が定められております。昨今の災害状況におきまして、今避難所が特に気になるところではあります。ただ、その37カ所が定められた時期が、若干そういった今の現状の以前に決められたところでありまして、そういう37カ所になっているのかなというふうにも思っているところでございます。

ただいま小池議員が話されたこと同様のことを考えておりまして、今年度、町ではハザードマップの作成を予定してございまして、そのハザードマップを作成する過程において、町の浸水状況が把握できますので、37カ所の指定避難所の浸水状況を確認して、また各自治会の施設の耐震性等を自治会長等に状況を聞きまして、それぞれの避難所について見直しを行おうと考えております。

その結果、37カ所の指定避難所を今現在に防災基本計画等で定めております、災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所、それと災害の危険がなくなるまで滞在する指定避難所に区別いたしまして、可能であれば今年度つくりますハザードマップにその掲載をしたいというふうを考えておりまして、それを住民の皆様に配ることができればと、今検討しているところでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 今言われたことはなんとなくわかるんですけども、気持ちはわかるんですよ。でも、この37カ所を指定しているんですけども、地震が来たら潰れるようなところが、やっぱり避難場所になってはよくないですよ。雪が降っても潰れるようなところですから、本当に。もう昔のですから、筋交いもないんですよ。そういうところがたくさんあるんですよ。

でも、今でもですよ、あすにでも、地震があった、何があったといたら、ここに指定されていれば、ここへみんな人が避難する場所だと思いますから、ここは一般の自宅よりも、自宅の半分、3分の1も強度もないところがいっぱい入っているんですよ。全然それにはそぐわないものがやっぱり恐らく、昔決めたところで来ちゃって、それをいつかは直しますよと。機を見て直す。やっぱり町の中の会議等で決めても、私はよかったなと思って。今まで、違う文書には、コミセンが入っていたり、保健センターが入っていたり、あと文化センターでしたか。何か入っているんですよ、避難場所に。そういうものならまだわかるんですけども、そういうところならわかるんですけども、本当に今でも少し斜めになっているような集会所がありますから、そういうところは少なくとも削除して、震度、今でいう耐震基準にマッチするところは避難場所としていいでしょうけれども、そうでな

いところというのは、やっぱりそこから外していくという作業は、何かのついで、これから何かやる予定あるからそのときにやりますよじゃなくて、これはと言っているところで、町長がその判断、決断を下せば、町長も知っているとおりに、あそこはどうも、学校なんかは耐震のあれをしたからいいんですけども、あそこの集会所は古くて、つくってからもう50年もたつところだからよそうという判断をしたら、そういうものは抜いていくべきだと思うんですよ。みんなそうすれば安心しますから。それは長の判断でできることだと思うんですよ。客観的に見てすぐにわかりますから。これがあるとやはり皆さんは、ここへ逃げたがりますから。そこ、町長どうですかね。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員が言うとおりにだと思いますけれども、今37カ所というようなことの中には、各地域の公会堂はほとんど入っているのかなというようには思っております。

その中で耐震の整備をしていないもの、あるいは川のそばにあるものだとか、いろんなものがあるかと思えます。そういったことも整備をしながら、課長も今言った答弁をしているんだと思うんですけども、もう一度見直す時期には来ているのかなというようには思っております。

認定農業者の方々なんか、いわゆるハウスなんか、いわゆる避難所になっているということもございます。それも、今にも潰れそうなところがいまだ今言った避難所になっているというところもあろうかと思えます。

そういったこともいろんなことで精査しながら、今議員がおっしゃるように、ここはもうそういった場所ではないだろうということを考慮しながら、また自治会とも話をしながら、いわゆる公会堂。公会堂は、場所によってはここのところはちょっと耐震が整っているけれども、ここのところはちょっと危ないんじゃないかなと。洪水が、水が出たときには、水害が出たときには危ないんじゃないかなというところもあろうかと思えます。そういった意味も考慮しながら、いろいろなことで避難場所はもう一度見直す時期に来ているというようには私も思っております。そういったことにおいては、精査していければというようにも思っております。

ちょっと余談になりますけれども、今言った雨がうんと降ったときという話を議員がおっしゃったんですけども、みずから、私はこれこれこういうんだから役場のほうに避難したいんだと言ったら、ぜひ来てくださいというので、2日ばかり来たような覚えが私にあります。そうしたら、2日目に夕方になったら、お勤め人なので、夕方になったら来ないんですよ。それで、今夜もお願いしますということで、そうしたらその場所が危ないんだからそこに避難するんだから、風呂に入ってから行きますと。何言っているんだと

というようなことも考えましたけれども、そういった町民もいる。また、こここのところは崖崩れが起きますから、起こる可能性がある。今、ひびが入っていると。地割れがしていると。ですから、本当にぜひ来て避難してくれと言っても、とうとう言うことを聞かずに来なかった人もいます。実際に行ってみたら、屋敷の中に幾らかひびが入っているというような状況の中でも、ぜひ来てくれと言っても来なかった人もいます。

そういった人もいますけれども、それはそれといたしまして、いろんな人がいるのは結構ですけれども、そういった状況もあるのかなというようには思っておりますが、いろんなことを、災害のことを考えると、いざ鎌倉になったときには、自分自身がどうなっているのかもわからないと。私が助けにあのうちに行かなければならないということに相なったときには、いわゆる自分が行けるのかなと、行けないのかなと、そういう状況も起きてくると。

ですから、雪の話もちよっとしましたけれども、2時間半もかかって、私、普通歩いてきても日ごろなら10分もかからない。それが2時間半もかかって到達したということもあるという中においては、あのときには、まさに吉岡町が一体となって雪かきをしていただいたのかなと私は思っております。あのときには、本当にこの吉岡町民というのは、いろんな面で協力してくれるんだなということで、この近辺でもいち早く公道があいたのは吉岡町だけだったらしいです。ですから、業者ではなく、一般の町民の方々が率先的にいわゆる協力してやっていただいたというようなことで、一番早くこの地域は幹線道路が全部行き来できるようになったと。どういうことをやったんだというようなことも、町のほうに後で調べに来たというような話も聞いております。

そういった中には、今言った共助の一つの形が吉岡町にもできているのかなというようにも私は思っております。

そういったことも含めまして、いろんなことでこの避難所のことについては、いわゆる見直す時期に来ているのかなというようには思っておりますので、考えたいと思っております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） もう1点、あわせてこれに関連してお願いしておきたいと思うんですけども、町長。避難所といたら、やっぱりどこにもいっぱいあればいいというものではなくて、避難所といたら多少その人たちがしのげるいわゆる水があったり、乾パンとかそういう非常食があってこそ、避難所になるんだと思うんですよ。だから、いっぱいどこでも町が町の中でこのぐらい必要ということで選定をした中で、避難所というふうに決めたら、そこには最低水と非常食ぐらいは一定の数があるという形にしておく、私はやっぱり避

難所というふうになると思うんですけども、そういう考えは基本的には持っていただくということによろしいでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ただいま自治会には防災倉庫を設置しております、備蓄品、水、保存水等も入れているわけですが、それでいいというふうには考えておりません。できる限りそういった装備、設置していきたいとは考えているところでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ぜひとも災害時には本当に対応できる、今回テレビなんかを見ても、そういうところを見ても、避難場所に行っても、いろんな場面を見ると、水の手当てもできていないところも随分あるようですから、少なくとも災害時の避難場所というふうに指定したら、指定した以上は、そういう人たちが避難していったら、そこで一定の時間といただきますか、期間が過ごせる体制はぜひとも整えていただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、2点目の学校給食の地産地消と食の安全についてお尋ねをいたします。

これまでの取り組み状況はどのようであったか。地産地消はなかなか前には進んでいないのが実情というふうに思います。町が補助金等を出してでも進めていくべきだというふうに考えておりますけれども、私も道の駅とかその辺をしてきて、少し今、学校給食に利用しているというのは承知をしておりますけれども、そこからもう一歩出て地産地消というのはやっぱり、もう少し一歩出て、農家の人たちと契約でもして学校給食に入れたいという努力をしないと、なかなかそれはできないと思うんですよね。その辺の努力を少ししてみようかという気持ちがあるかどうかということなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 2番目の質問ということで、学校給食の地産地消の取り組みということでよろしいでしょうか。

今、給食センターで使用する地場産の農産物は、道の駅出荷組合から仕入れております。

平成29年度に使用した品目は、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ネギ、マイタケ、大根、ニンジン、白菜、ズッキーニなど9品目、重量にいたしますとおよそ4.9トン、

率では10.66%となっております。この数字を見ると、4.9トンというと大分あるのかなと思ったけれども、率にすると10.6%ということでございます。そういったことで、給食で地元食材を使うには、使いたいときに必要となる量がそろえられるかということも関連してくると思っております。

吉岡町としては、これからも給食の食材として、町内や周辺市町村で栽培されている農産物を積極的に使用し、児童生徒に地元素材を使ったおいしい給食を食べていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、そのための支援をすべきではないかということについては、給食センターにはできる限り吉岡産の農産物を使用できるよう、出荷組合とも連携をとっていきたいと考えておりますが、そのための補助金制度の創設については、今のところは考えておりません。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） やっぱり吉岡町の農業の現状を見ると、なかなか私も厳しいものがあるというのは十分に承知はしておりますけれども、引き続き努力をしていただきたいと思います。

続きまして、学校給食での残留農薬検査の実施状況はどうなっているかお尋ねするものであります。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議 長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町の給食センター独自の検査は行っておりませんが、国内で流通している食品中の農薬、飼料添加物及び動物用医薬品につきましては、国の監視指導計画等によって検査が行われており、安全な食品が流通しておりまして、町の給食センターはこうした食材が使用されているものと考えております。

さらに、群馬県においては、食品安全検査センターで県内産や県内に流通する農畜産物や加工食品の残留農薬検査が計画的に実施されております。検査は食品衛生法に基づく加工、流通、小売り段階での収去検査、消費者の視点を入れた県内小売段階での食品安全試売検査、群馬県農薬適正使用条例に基づく県内農産物の生産段階での検査が行われております。

また、群馬県農薬適正使用条例では、生産者、出荷団体、群馬県の3者のセットによって、群馬県産農産物の安全が確保されていることから、地場産の食材も安全なものが使用

されていると考えております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 性善説に立つとそういうことになるんでしょう。性善説に立つとそういうことになるんです。群馬県でも相当な数で、前橋とか伊勢崎とか桐生とか、結構なところで検査していますよね。それは、そういう性善説に立たないから検査をするんですよ。

だから、私は、確かにそれはみんな基準というのは決まっているんですけども、全てがみんな基準を、そういう約束事を守っていればそういうことはあり得ない。でも、守らない人もいれば、また誤って使ってしまう人もいますよね。そういうことを防ぐためには、やはり安全チェックというの私も必要だと思うんですよ。気休めになるかもしれませんが、そういうことは私は大事だと思います。

ですから、ごらんになったと思うんですけども、群馬県でも相当なところで、残留農薬の検査は県内でもしております。そして、全国のケースの中で、私は全て、群馬県を全部つぶさに調査したわけではありませんから、しかし基準値を上回ったというケースはたくさんあります。基準値を上回っている。

ですから、そういう性善説に立たないで、食の安全ということを考えたら、もう少し、今までの分は結構ですけども、今後においては機会等を見て、県内全体の動き等も見ながら結構ですから、食の安全の確保のために、今考えたら一步出ていただきまして、食品の検査を、そのことをすることが、安心安全な給食になるんだと思います。ぜひともそのようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。教育長、どうですか。

議 長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） 先ほど局長が答弁しておりますとおり、流通食品の県内の検査結果につきましては、例えば県の食品安全検査センターの残留農薬の検査結果等もここで報告をされておまして、そうした資料を見ますと、これは当然抜き打ち検査をしておるわけですけども、この中で基準値を超えているというようなものは、1件もこの報告書には出てございません。

それから、これは平成30年7月7日に農政部の技術支援生産環境室から、これも平成29年度農産物安全検査の結果について報告をされておるわけですけども、29年度検査、7月10日、31日、8月28日、9月25日、それから10月16日、11月13日、12月4日、1月22日、2月13日と、9回検査結果が報告されておるわけですけども、この検査におきましても、基準をオーバーしているというような報告はされておりません。

確かに、子供たちに食べさせるものにつきましては、より安全なものということになるわけですが、そういったことで周辺の給食センターがそういった検査をされているか、そういうことも調査をさせていただきまして、周辺の当然安全なものが出ているということを前提にしているということで、周辺の給食センターにおきましてもそういった検査をされていないというような結果が出ているようです。

そんなことで、もし流通されていないもの、そういうものは使用することはないんですけれども、そういったことで、できるだけ安全なもの、国内産で検査をされているもの、そういったものを給食センターのほうは使用していきたいというように考えております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 何でそんなにかたくななんだかちょっと理解できないんですけれども、これを今ちょっと見ていましたら、手元に伊勢崎市の例がありますけれども、伊勢崎市学校給食の残留農薬検査の結果。検査の概要とか分析結果、30年8月6日実施、30年7月12日、30年6月27日実施、29年12月実施、29年12月15日実施。こういうふうにしよっちゅうしているんですよ。それで、結果的に残留農薬は含まれていませんでしたと。今、教育長が言われたように、そういうものが出回っていないんだからといたら、こういう検査を日本中全くする必要ないんですよ。でも、そういうおそれがあるし、先ほど私言いましたけれども、群馬県の例じゃありませんけれども、これは大阪の例ですけれども、基準値を上回っているという報告も出ています。

ですから、そういうこともあるんですから、毎回しろとは言いませんけれども、機会を見たときにはやっぱりそういう検査が必要じゃないかと。そのことがやはり、毎回やらなくても時たまやっていますよということが、それは子供たち、また保護者にとっても、吉岡町の食材は安心なんだというふうになると思うんですよ。

しかし、性善説で、そんなものは使っていないわけだから大丈夫だという考えに立つということは、私はそれは大変危険な考えだと思いますよ。それには、どこにも安全がないじゃないですか。でも、ちゃんと調査した結果なければ、それは安全だと思うんですよ。別に1年に1度でも2度でも3度でも、その程度は別にできるわけじゃないですか。それだけの人数の食材を使っているんですから。いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 今まではそういったことで、当然市内に出回っている食品、安全なものを使用しているという考え方でございましたので、検査についてはしておらなかったわけですが、もし必要であればそういったことも考えていきたいというふうな考え

ております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ぜひとも、それで全てがわかるわけではありませんけれども、そのことで安心というものが得られるのであれば、私は時たまするべきだというふうに思っています。ぜひ、そういう考えに立って実施をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、給食センターの民間委託の問題でありますけれども、給食センターが民間委託をすることになってからことしでちょうど3年目だそうですけれども、民間委託をするときに、私はそのメリットとデメリットはどうなんですかといたら、「メリットがあるんです」「それは何ですか」と。「まず、経費削減になります。安くできるんです」と。それが唯一の学校給食の民間委託の考えだったことでもありますけれども、それを踏まえて3年がたち、来年また今の業者と継続するかどうかというときに来ているようですけれども、この給食センターの民間委託でのメリット、デメリット。3年がたりますけれども、そのまず評価をお伺いしたいと思います。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 平成17年度に策定された新地方行革方針による集中改革プランや、平成18年の公共サービス改革に関する法律の施行などにより、その後各自治体において給食の調理業務の民間委託が一気に進んだようです。

当時、吉岡町では、人口の増加や権限移譲等により業務が増加しているのにもかかわらず、国による指導などにより、定員をふやすことができなかつたため、給食センターにおいても退職者の補充がされず、調理体制が次第に正職員から臨時職員へとシフトしていきました。

その結果、平成28年度には、給食センターの調理員が正規職員1名、そのほかの職員は嘱託と臨時職員という体制となることが想定され、衛生管理の強化が求められる中にもかかわらず、このままでは給食センターの運営が難しくなるとの危機感を感じていた中、平成25年度に吉岡町学校給食センター運営委員会から答申された吉岡町学校給食センターの施設更新及び管理運営に関する答申書の中に、「一定規模の増改築や設備の更新が終了する時期にあわせた委託について検討すべきである。また、その時期はおおむね平成28年度とすることを望む」と記載されていたことから、今回の業務委託に向けた取り組みが開始され、今に至っております。

参考までに、群馬県教育委員会が公表した平成28年度の学校給食の業務外部委託状況を見ますと、県内でも既に共同調理場を持つ32市町村のうち17の市町村が民間に業務

委託をしていると記載されています。

ご質問の業務委託のメリットはということについてですが、給食調理業務を専門に受託している業者に委託したメリットとしましては、調理体制の強化、それから衛生管理体制の向上、施設管理体制の向上、事務負担の軽減、業務委託前に懸念していた事項の改善などが図れたことにより、結果的に食の安全安心がより充実したものになったと考えています。

半面、業務委託のデメリットということにつきましては、業務委託により、給料や職員手当、共済費、賃金、役務費、負担金補助金及び交付金等が大きく減少したものの、それ以上に業務委託費が増加しているということが言えるかと思います。

ただ、吉岡町では、先ほど説明させていただいたとおり、それまでも調理業務の大部分を嘱託及び臨時職員雇用の調理員により対応しており、結果的に経費の節減がその時点で図れていたことから、比較対象となる委託以前の経費が比較的少なかったことも増加幅が広がった理由であると言えるかもしれません。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） そういう評価もあるんでしょうけれども、聞いてみると、何か前に町が直営でやっているときというのは、どうも不潔でずるずるしていて余りよくなかったような、そういうふうにとれて仕方ないんですけども、私はそんなことがなくそれなりに一生懸命やっていたんだと思いますけれども、前の職員のときも別に不潔じゃなくて清潔にできていたんだというふうに思います。

それと、やっぱり気になるのは、私はこの民間委託をするときに、今働いている職員はどうですかと言ったら、新しい会社でもみんな引き継いでいただけるそうですということで、その部分ではまあよかったのかなと思ったんですね。それで、今聞いてみたら、そのときの職員は2人しかいません。年とってやめたんだかどうか知りませんが、わずか3年の間に2人になってしまったと。聞いたら、やはり時給にして810円。群馬県の最低賃金が今、803円とか6円。ほぼ本当に最低賃金で、学校給食に従事している人はその中で使われていると。払うものも満足に払わなければ、私はそんなにいいものができるとはやっぱり思えないですよ。やっぱり一定の金を、それは商売ですからね。私が今言っていることは、商売を営業から度外視した部分で話すとそういうことになるかもしれませんが、それでは営業にはならないからそうなっちゃうのかもしれませんが、私はその部分というのは大変、給食で、顔の見える食事という部分では、そこは大事ではなかったのかなというふうに思っております。

3年で、今年度で終わるそうですけれども、次の契約の時期には、ぜひとも総体的に考

えていただきまして、実行していただけるということを切にお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（馬場周二君） 小池春雄議員の一般質問が終わりました。

散 会

議長（馬場周二君） 本日はこれをもって散会としたいと思います。

大変ご苦労さまでした。

午後3時15分散会

平成30年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成30年9月14日（金曜日）

議事日程 第3号

平成30年9月14日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告
(総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告)〔第2・第5～第21〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 3 委員会議案審査報告(予算決算常任委員長報告)〔第4〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 4 認定第 1号 平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 5 認定第 2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 6 認定第 3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 7 認定第 4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 8 認定第 5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 9 認定第 6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第10 認定第 7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第11 認定第 8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第12 認定第 9号 平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第13 議案第40号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)

(討論・表決)

日程第14 議案第41号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第15 議案第42号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第16 議案第43号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第17 議案第44号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第18 議案第45号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第19 議案第46号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第20 議案第47号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第21 発委第 1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第23 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第24 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	高田栄二君
財務課長	高橋淳巳君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	米沢弘幸君	産業建設課長	石田哲保君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	小林康弘君		

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開 議

午前9時30分開議

議長（馬場周二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告）

議長（馬場周二君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

各常任委員会に付託した議案の審査報告ですが、議事日程第2・第5から第21までの付託した議案について報告願います。なお、予算決算常任委員会の委員長報告は、議事日程第3で行います。

最初に、総務常任委員会岩崎委員長、報告願います。

〔総務常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

総務常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。総務常任委員会の議案審査報告を行います。

総務常任委員会では、9月3日本会議において議長より付託されました議案1件、認定1件について、9月11日火曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、教育長、事務局長、所管課長、室長の出席のもと審査いたしましたので、結果を報告します。

認定第6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案適正と認め、全会一致で認定であります。

議案第40号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1億8,648万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,674万1,000円とするものです。

歳入歳出事項別明細書の歳入歳出の順に審査を行いました。主な質疑としては、歳出で3款民生費3目児童保育費私立保育所等施設整備補助金697万円は、第三保育園の園舎の建てかえであるが、15人いる待機児童の解消になるかとの質問に、現在定員が110名であるが、140人に増員されるので対応できる、完成は31年10月の見込みであるとの答えでした。

4款衛生費1目保健衛生総務費自殺対策計画策定委員委託料が194万4,000円減額されているが、その理由はとの問いに、国の方針転換により業務委託の補助対象がアンケートなどの調査費のみに変更されたためによる軽減であるとの答えでした。

8款土木費1目都市計画総務費バスターミナル概略検討業務490万円の詳細な説明をとの問いに、駒寄インターの東南側に高速バスの停留所を予定していることによる検討業務費であるとの答えでした。

第10款教育費3目学校建設費校舎増築関連移設工事3,985万2,000円は中学校の駐輪場とのことだが、何台でどのような設計なのかとの問いに、現在、解体中の町民プールの下の段に432台の駐輪場、上の段に駐車場を増設するとの答えでした。同じく10款教育費1目保健体育総務費15節工事請負費八幡山グラウンド仮設広場整備工事1,200万円が計上されているが、どの程度の整備計画なのか概要をとの問いに、部活での安全性を確保する目的で、主にソフトボール部も練習ができるであろうという利用目的を持って、社会教育広場として整備していくとの答えでした。

以上、報告いたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対しての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、自席へお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会飯島委員長、ご報告願います。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。それでは、文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

審査は、9月12日水曜日9時30分より委員会室において、委員1名が欠席の中、議長、執行側より町長、副町長、局長、関係課長、室長の参加の中、議長より付託されました認定4件、議案5件、意見書の提出について審査しましたので、審査の結果を報告いたします。

認定第2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定については、未納者についての対策などに質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第41号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、平成29年度決算確定により繰越金を補正するもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）の施行に伴い改正するもので、審査の結

果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

認定第4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、不納欠損、受診率などについて質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

認定第7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、不納欠損、要介護者の人数などについて質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

認定第8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、人数の増加などについて質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第43号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、平成29年度決算確定により繰越金を補正するもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第45号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、平成29年度決算確定により繰越金を補正するもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第46号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、平成29年度決算確定により繰越金を補正するもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告といたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会平形委員長、ご報告願います。

〔産業建設常任委員会委員長 平形 薫君登壇〕

産業建設常任委員長（平形 薫君） 12番平形です。産業建設常任委員会の議案審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、9月3日の本会議において、議長より付託されました認定3件、議案3件につきまして、9月13日木曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、関係課長及び室長の出席のもと審査をいたしました

ので、報告をいたします。

初めに、認定第3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。当該年度は変更認可を受けた区域拡大地区36.6ヘクタールの管渠実施設計、地質調査を発注し、一部の地区については地権者説明会を実施したそうです。また、水道水と井戸水などを併用している方の下水道へのつなぎ込みや使用料負担の状況について、引き続き調査を進めるとのことでした。なお、地方債の状況につきましては、借入先や償還状況の詳細を後日提出するよう求めました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定でした。

次に、認定第5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、当該年度中、炭化処理施設は稼働せず、今後も稼働は未定とのことでした。上野田処理施設については、公共下水道へのつなぎ込みを検討しているとのことでした。また、処理施設運転管理委託は指名競争入札によるとのことでした。なお、機能診断調査業務を終え、最適整備構想が完了したとのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定でした。

次に、認定第9号 平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、本年度も防衛省の補助事業を活用しながら、老朽管布設替工事を行い、石綿管の更新工事を1,629メートル進めたとのことでした。残る老朽管の更新延長は7,527メートルとのことでした。当該年度の純利益は、経常利益と同額の1,851万3,044円であり、剰余金処分案はこの利益を建設改良積立金に積み立てるものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定でした。

次に、議案第42号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、1,945万1,000円の追加補正であり、歳入の主なものは、社会資本整備総合交付金の確定による下水道費国庫補助金の減額補正と、これに伴う下水道事業債の増額補正で、歳出の主なものは、建設費と人事異動による人件費を増額補正するものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

次に、議案第44号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、71万6,000円の減額補正であり、歳入において一般会計繰入金減額補正し、歳出において人事異動による人件費や交際費の減額補正をするもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

最後に、議案第47号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）については、職員数に変動はなく、人事異動により職員給与費を43万5,000円減額補正するものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告といたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告を終わりました。
委員長報告に対しての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
平形委員長、ご苦労さまでした。

総務常任委員長（岩崎信幸君） 先ほど総務常任委員会の議案審査報告を行いました。議案第40号に関しましては、先ほど漏れました。平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）は、審査の結果、原案適正と認め、可決であります。つけ加えさせていただきます。

議長（馬場周二君） ご苦労さまでした。

日程第2 議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第2、議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3 委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告）

議長（馬場周二君） 日程第3、予算決算常任委員会の議案審査報告を議題とします。
委員長報告を求めます。予算決算常任委員会小池委員長、お願いします。

〔予算決算常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算常任委員長（小池春雄君） 報告します。

予算決算常任委員会報告です。

去る9月3日、本会議におきまして当委員会に付託されました平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算の認定について、9月4日より委員全員と議長、執行側より町長、副町

長、教育長、関係課長、事務局長、室長の出席を求め、委員会を開催し審査を行いましたので報告します。

9月4日は歳入ですが、各目ごとに審査を行いました。1款1項町民税と2款固定資産税では、滞納処分と不納欠損について質疑が多くありました。また、12款1項1目民生費負担金の保育運営費保護者負担金での不納欠損の理由などについてただしました。17款の寄附金2目ふるさと納税、当初予算では1億3,000万円を見込みましたが、収入済額で3,712万8,005円となり、結果9,304万5,000円の減額補正となり、理由についても質疑が多くありました。

歳出につきましては、9月4日、5日の2日間にわたり審査を行いました。2款総務費4目会計管理費のコンビニ納入の年代別推移では、毎年ふえていることが報告されました。5目財産管理費で公園遊具、樹木の手入れや除草委託などについて質疑が多くありました。慎重に細部にわたり審査をし、採決を行い、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、協議の結果、平成31年度予算編成及び執行に関する要望書を提出することを決定しました。要望事項は、1. ロバロバの有効活用を図られたい、2. 児童遊具の一元化を図られたい、3. 町有地の除草管理の一元化を図られたい、4. ふるさと納税の強化・充実を図られたい。

以上申し上げまして、委員長報告といたします。

議 長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、ご苦労さまでした。

日程第4 認定第1号 平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議 長（馬場周二君） 日程第4、認定第1号 平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号 平成29年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告の

とおり認定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第5、認定第2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6 認定第3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第6、認定第3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 認定第4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第7、認定第4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 認定第5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第8、認定第5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9 認定第6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（馬場周二君） 日程第9、認定第6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第6号は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

日程第10 認定第7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（馬場周二君） 日程第10、認定第7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11 認定第8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（馬場周二君） 日程第11、認定第8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12 認定第9号 平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第12、認定第9号 平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号 平成29年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 議案第40号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（馬場周二君） 日程第13、議案第40号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり

り決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第41号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第14、議案第41号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第42号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第15、議案第42号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第43号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

議長(馬場周二君) 日程第16、議案第43号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(馬場周二君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(馬場周二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第44号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)

議長(馬場周二君) 日程第17、議案第44号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(馬場周二君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(馬場周二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第45号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議長(馬場周二君) 日程第18、議案第45号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第46号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第19、議案第46号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第47号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第20、議案第47号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 発委第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を 求める意見書の提出について

議長（馬場周二君） 日程第21、発委第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の
早期承認を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の文教厚生常任委員会飯島委員長より、提案理由の説明を求めます。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） それでは、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

発委第1号

平成30年9月14日

吉岡町議会

議長 馬場周二様

提出者

文教厚生常任委員会

委員長 飯島 衛

群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を
求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

標記の意見書を提出するために、委員会発議するもの

群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書

群馬大学医学部附属病院（以下「群大病院」という。）では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月、特定機能病院の承認を取り消されたが、事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学をあげたガバナンスの強化など様々な改革を徹底して進めている。こうした再発防止のための取組の実績は、外部委員で構成される病院監査委員会においても高く評価されており、これらの実績等を踏まえ、本年5月31日に厚生労働大臣あて特定機能病院の再承認の申請を行ったところである。

群大病院は、難治性疾患を含む様々な症例の患者を受入れ、最先端の高度医療を提供してきたが、特定機能病院としての取扱いがなされないことは、同病院の高度医療技術の研

究開発や人材育成機能にも支障を来している。

また、このような状況は、若手医師に対する不安感や求心力低下を招き、臨床研修医の採用数が大きく減少するなど、極めて厳しい状況を生じさせているところである。

群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成や確保という役割をこのまま十分に果たすことができない場合には、住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながりかねない。

については、住民の安全で安心できる暮らしを維持確保するために、国においては、群大病院について、特定機能病院として早期の再承認を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月14日

吉岡町議会

議長 馬場 周二

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
厚生労働大臣	加藤 勝信 様
内閣官房長官	菅 義偉 様

以上です。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） これは議長会のほうから回ってきて、意見書を提出してくれということももとになっての発委なんですけれども、私はそのときもちょっと述べたんですけども、今回のこの意見書の文章なんですけれども、私も当然のことながら群馬大学が特定機能病院として早く承認を受けるということについては、それは当然賛成なんですけれども、この文章の中にあります「病院監査委員会においても高く評価されており」ということなんですけれども、これはどのような人たちが監査委員となってこの監査を行ったのかというのと、この腹腔鏡手術で大勢の方が亡くなったという事件ですけれども、これはどういふことがその原因だったのか、その原因究明というのは、最終的にはどうなったのかははっきりしたのか、ちょっと私記憶にないんですけども、原因究明というのはどうであったのか。

そして、先ほど言いましたけれども、この病院の監査、外部委員で構成されている病院

監査委員会においても高く評価されたというんですけれども、どうも私はここが解せないんですよね。こういう大きな事故を起こしておいて、そしてその外部監査の人が監査して、体制を整えて、その整えた体制が高く評価されているという文言がどうも気になるんですよねということは、私は以前の議運の中でもちょっと話をさせてもらったんですけれども、ここは委員会でぜひとも問題のあるところはちょっと検討してみてくれというふうになっていたかと思うんですけれども、今申し上げました病院監査におけるこのメンバーというのはどういう人がいたのかということと、原因究明の結果はどうなったのかということと、病院監査においては高く評価されたということの意味、何が評価されたんだかちょっとよくわからないんですけれども、それらについて3点についてお尋ねを申し上げます。

議長（馬場周二君） 飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君発言〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） それではお答えいたします。

どのようなメンバーであるかということについては、委員会の中では議論されませんでした。

また、結果についてはということですが、議員の中にこの現在の新しくなったチーム体制が構築されたという、現在の群馬大学の病院を体験した議員がおりまして、かなり評価されるのではないかというような意見がございました。

また、先ほど小池議員がおっしゃいました「高く評価されておる」というところの文言でございますが、ここに関しても特に議論がなされなかったということでございます。

議長（馬場周二君） 14番小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 原因の究明と結果について、そこはいかがでしょうか。大きな死亡事故が起きたわけですから、そしてまた特定機能病院として承認を求めるといふ以上は、あれだけの多くの方たちが死亡したわけですから、死亡事故が起きて、その原因究明というのがはっきりなされたのか、ちょっと私は聞いてないんですけれども、そこがまだ私わからないんですけれども、そこがはっきりしないと、そう簡単に事件の解決をして、何で起きたかということが解明されて、そのことがすっかりもう取り除かれたから承認を求めるといふことだと思ふんですけれども、そこがちょっと、これ委員会として意見書を出す以上は、やはりそこはしっかりと押さえておかないと、やはり説得力に欠けると思ふんですけれども、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君発言〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） お答えします。

その辺の結果についての議論はちょっとなされなかったのは事実でございます。

議長（馬場周二君） 14番小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 小池ですけれども、確かに今、委員長としてはなされなかったということですが、委員長として発委ということになれば、出した文章に対して委員会の委員長が出しているという以上は、意見がなかったじゃなくて、それは採択するとかというときではいいんでしょうけれども、委員長名としてこれを発委として出す以上は、この文章に責任を持つというのがやはり委員長の立場だと思うんですよね。だから、その部分が、意見がなかったかどうかというのは、また別の次元だと思うんですよ。

ですから、そのところはしっかりとやっぱり調査した上で、責任を持って出すというのが発委として建前になってくると思いますので、少し説得力のあるふうにしていただきたいと思うんですけれども、これ委員長、時間が限られているから問題を残したまま数で押し切っちゃって、問題は問題として残したまま賛成か反対かというので進めちゃうんじゃないかと、やっぱりそういう疑問があれば、あった以上はその問題というものをちゃんと解明して、委員会として議会として出す以上は、そこはしっかりしておくべき必要があると思いますので、あった、なかったじゃなくて、委員会として責任を持つという意味では、もっときちんとした形の中で、ちょっと休憩してでも、そのところは議論していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君発言〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） お答えいたします。

私どもも監査委員の報告書を見させていただきまして、なかなかその監査委員の報告が本当にベターな報告になっているのではないかという判断に基づいて、意見書を提出するものでございます。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 発委の意見書の文言を見ますと、町村議会議長から我が吉岡町議会議長に宛てた文章がこの意見書の案というんですか、例というんですか、それとほとんど同じなわけですね。そうすると、これは確かにお願いしたところは町村議会議長なんだろうけれども、この裏には多分医師会みたいなものが、医師会があるんじゃないかなというふうには、私は推測しておるわけです。その推測からすると、医師会が言ったことをそのまま町村議会議長を通して、吉岡町議会で意見書を出して、そういうふうになっているかなというふうには、これまた推測するわけなんです。

そのときに、下から3行目に「住民の安全で安心できる暮らしを」ということが書いてあるんですけども、住民が安全で安心できる医療が群馬大学附属病院で提供がなされていない、そういう腹腔鏡の事件が多発して、そのガバナンスも含めて病院の体制自体がそういうふうにはなっていないということで、この特定機能病院という指定を取り消されたわけなんですね。この委員会とかが高く評価されているかどうかわかんないんですけども、とにかく病院監査委員会においていろいろな改善がなされて、ことし5月31日に国に対して再承認の申請を行っているわけです。5月31日といたら、まだ6、7、8、3カ月しかたっていないわけですね。国への再承認に向けて、いろいろな審査を行っていると思うんですよ。その中で、早期に再承認という部分のところを出すわけなんですけれども、今言ったような質疑の中でいろいろなところが議論されていないですよ、解明と言ったらおかしいけれども、今、小池議員がおっしゃったようなところですね、そこが議論されていないにもかかわらず、この意見書を吉岡町議会の文教厚生常任委員会として意見書を提出するのは、いかがなものかというふうに私は思うんですけども、この点については委員長、いかがお考えですか。

議長（馬場周二君） 飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君発言〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） お答えします。

平形議員がおっしゃっています、文章が丸々そのものではないかということでございますが、委員会としてもこの文言を読ませていただきまして、この文言が妥当ではないかということで訂正もしませんでした。

議長（馬場周二君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 12番平形です。議論がなされないでも意見書を出すということは、やはり、要するにもう少し国の再承認に向けての動きを見てから、この意見書を、こんなふうに町村議会議長から議長へ承ったそうですけれども、意見書の提出については、もう少し趨勢を見てといいますか、それでやってもまだ、要するに再承認を求めるといって3カ月ですよ。3カ月。これはまたここで確固たる理由、安全だと、要するに住民の安全で安心な医療が提供できるということが、もう本当に確実になった時点で、それでもまだ国が出していないんだったらば、この早期の再承認を求めるといって意見書を出すのはやぶさかではないと思うんですけども、ちょっと拙速じゃないかなという気がするんですけども、委員長いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君発言〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） お答えします。

委員会においては、本当に3名の委員の発言ですが、現実には群大病院のほうへかかったり、親族の方がかかったりして、かなり改善されている面があるというふうな意見が多々ありました。よって、委員会といたしましては、全会一致で可決したところでございます。どうか皆様方のご理解をお願いしたいと思います。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、ご苦労さまでした。

この件は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を行いません。

討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発委第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出についてを原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、発委第1号は、原案のとおり提出することに決定しました。

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（馬場周二君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第23 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第24 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（馬場周二君） 日程第23、24、25、26、27、各常任委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。よって、一括議題と決しました。各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町議会会議規則第71条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これから申し出5件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてをお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてをお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてをお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてをお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第28 議会議員の派遣について

議 長（馬場周二君） 日程第28、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

町長挨拶

議 長（馬場周二君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成30年第3回定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

ここに来て、記録的猛暑から朝晩を中心にようやく涼しさを感じられるようになりました。

この夏は、西日本を中心に集中豪雨による被害が多発しました。また、9月4日には関西方面を中心に台風21号により、関西国際空港の閉鎖など、強風被害を中心とした大きな被害が発生しました。さらには、6日の未明には、北海道胆振東部地震が発生し、震源に近い厚真町では震度7を記録しました。土砂災害により41名の方がお亡くなりになられたほか、今なお避難所生活を余儀なくされている被災者の方が多くいらっしゃるということでございます。また、停電被害などによる北海道全域にわたる二次災害は、今なお収束には至っておりません。

お亡くなりになられた方及びご遺族の皆様に対しまして、心からお悔やみを申し上げるとともに、全ての被災者の皆様にお見舞いを申し上げたいと思っております。

ことしになってから、集中豪雨、台風、地震と、全国各地で大規模な災害が発生しております。吉岡町では、被害等が発生しておりませんが、防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければならないと思っております。

さて、本議会におきましては、上程いたしました報告、議案、認定、同意、諮問の全てを認定、可決、同意をいただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝と御礼を申し上げます。

平成29年度の決算認定を踏まえ、今年度の事業の進捗状況をしっかりと把握し、さらには来年度の予算編成に向けて検討を進めたいと考えております。そして、平成30年度事業も今が取り組みの最盛期でありますので、本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後、町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。

これから実りの秋を迎えます。秋はいろいろな行事が開催され、何かと多忙な季節でもあります。

今後とも議員各位の格段なるご協力とご理解をお願い申し上げますとともに、皆様方も健康には十分ご留意の上、ますますご活躍されますことをお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶にさせていただければありがたいと思っております。

本当に長い日になりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、平成30年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 馬 場 周 二

吉岡町議会議員 岸 祐 次

吉岡町議会議員 富 岡 大 志